

第3次

岐阜県教育ビジョン

(岐阜県教育振興基本計画)

～ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成～

[2019 年度～2023 年度]

(案)

岐 阜 県

[2019 年 3 月]

目 次

第 1 章 第3次岐阜県教育ビジョンの策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 策定手続	2
5 全体構成	2

第 2 章 岐阜県教育が目指す姿

1 基本的な考え方	3
○ 第3次岐阜県教育ビジョン 構想図	4
2 2030年以降の社会変化等を見据え、今後5年間で重点的に取り組む施策	5
① ふるさと教育の充実	5
② I C T環境の整備と活用	7

第 3 章 施策の体系

1 基本方針	9
2 施策体系	10

基本方針 1 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成

目標 1 「ふるさと岐阜」を学ぶふるさと教育の充実	11
目標 2 地域と連携したキャリア教育の推進	15
目標 3 国際理解教育の充実とグローバルに活躍する人材の育成	17
目標 4 優れた才能や個性を伸ばす教育の推進	20
(1) 科学技術・情報技術やものづくりへの関心、起業家精神の育成	20
(2) スポーツ・文化等の分野で個性を伸ばす教育の推進	23
目標 5 産業教育の推進	25
目標 6 未来を創り出す人材を育成する学校づくりと地域との連携の推進	27

基本方針2 多様な学びを支援する教育体制の充実

目標 7 特別支援教育の推進	29
目標 8 学びのセーフティネットの構築と学びの再チャレンジの推進	32
目標 9 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進	35
目標 10 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底	37

基本方針3 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

目標 11 これからの時代に求められる資質・能力の育成	40
(1) 基礎となる学力を育成する義務教育段階の取組	40
(2) 社会で活きる学力を育成する高校教育段階での取組	42
目標 12 I C Tを活用した学習活動の充実	44
目標 13 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	47
目標 14 人権教育の推進	50
目標 15 主権者教育・消費者教育などの現代的な課題に対応した教育の推進	52
目標 16 体力つくりの推進	54
目標 17 健康教育・食育の推進	56
目標 18 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実	58
目標 19 私立学校教育の振興	60

基本方針4 勤務環境の改革と教職員の資質向上

目標 20 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進	61
目標 21 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決	63
(1) ハラスメント等の速やかな察知と解決	63
(2) 教職員の心身の健康づくりの支援	64
目標 22 体罰、不祥事の根絶とコンプライアンス意識の確立	65
目標 23 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力の向上と組織体制の確立	67
目標 24 優れた教職員の確保と資質・能力の向上	69

基本方針5 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

目標 25 学校施設の整備の充実	71
目標 26 I C Tの環境整備と利活用の推進	73
目標 27 子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実	74
目標 28 家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進	76

3 主な施策の指標	79
○ 子どもたちの姿	79
○ 施策実施指標	80

第4章 第3次岐阜県教育ビジョンの推進と進行管理

1 第3次岐阜県教育ビジョンの周知と県民意見の把握	84
2 目標設定に基づいた進行管理	84

参考資料 教育を取り巻く状況

教育を取り巻く状況	85
(1) 社会状況の変化	85
(2) 岐阜県教育の現状	87

□「第3次教育ビジョン策定委員会」

○ 第3次教育ビジョン策定委員会 委員名簿	95
○ 第3次教育ビジョン策定委員会 委員会の経過	96
○ 総合教育会議 会議の経過	96
○ スクールミーティング等の実施について	97

用語解説	98
------------	----

※ 本文中に *印のある用語について、その解説を掲載しています。

清流の国ぎふ憲章	102
----------------	-----



第1章 第3次岐阜県教育ビジョンの策定にあたって

1 策定の趣旨

岐阜県では、2008年12月に県の教育施策を総合的かつ計画的に推進するための指針「岐阜県教育ビジョン」を策定し、確かな教育力で県民の期待に応える学校づくり、ふれあい豊かな地域で子どもたちをはぐくむ「県民総参加教育」を推進してきました。その中で、岐阜県型少人数教育による一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や、高等学校の授業改善の推進をはじめとした様々な施策を展開しながら成果を上げてきました。

そして、2014年3月には、「岐阜県教育ビジョン」の基本理念や方向性を引き継いだ「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定しました。その中で、「学力向上を核とした小・中学校教育の改善」、「中長期的な将来を見据えた高等学校の改革」、「卒業後を見据えた特別支援学校の充実」を重点的な取組と定め、「清流の国ぎふ」の未来を担う子どもたちの育成を一層推進してきました。

今、少子高齢化やグローバル競争はますます激化し、さらに、子どもたちが生きていく2030年以降の社会では、技術革新の一層の進展（第4次産業革命*）、超スマート社会*（Society5.0）の到来など急激な社会・産業構造の変化が予測されています。

こうした変化を見据え、子どもたちに、予測困難な状況の中で問題の核心を把握し、その解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせて解決に導いていく力を身に付ける取組が求められています。

このため、「第2次岐阜県教育ビジョン」の基本理念や方向性を継承しつつ、「第2次岐阜県教育ビジョン」の成果や検証を踏まえて、社会経済情勢の変化や新しい課題に向き合い、柔軟に対応していく新たな計画として「第3次岐阜県教育ビジョン」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 岐阜県の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した「第2次岐阜県教育ビジョン」の基本理念や方向性を継承
- 人口減少・少子高齢化の進展の中、モノをインターネットでつなぐ技術（IoT*）や人工知能（AI）等の急速な技術革新、教員の働き方改革などの社会情勢の変化や新しい課題に対応し、今後推進すべき具体的な施策を明らかにするもの
- 国の「第3期教育振興基本計画」に沿って見直しを図り、「岐阜県教育大綱」のアクションプランとして、県の新たな教育振興基本計画（教育基本法第17条）を策定

【教育基本法第17条】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

- 2019年度から2023年度までの5年間

4 策定手続

- 外部有識者や保護者代表で構成される「第3次教育ビジョン策定委員会*」や「スクールミーティング*」に加え、現場教職員も交えた意見交換、パブリックコメントなどを通じ、多くの県民からの意見を反映
- 県教育委員会における審議及び「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」における「教育の振興に関する計画」として県民のコンセンサスを得ながら、県議会の議決に基づき策定

5 全体構成

第3次岐阜県教育ビジョンでは、第2章で岐阜県教育が目指す姿の基本的な考え方を示し、その実現を目指すための5つの基本方針を示しています。第3章では、第3次岐阜県教育ビジョンの施策の体系について、5つの基本方針に沿って、28の目標を設定し、現状と課題を明らかにした上で、目標を実現するために必要となる主な教育施策を示しています。また、その進捗状況をできる限り客観的に把握するために、主な施策の「施策実施指標」の目標値を設定しています。第4章では、第3次岐阜県教育ビジョンを着実に推進するための進行管理の方法を示しています。

最後に、参考資料として、教育を取り巻く状況として、社会状況の変化や岐阜県教育の現状をデータで示しています。

第 1 章 第3次岐阜県教育ビジョンの策定にあたって

第 2 章 岐阜県教育が目指す姿

第 3 章 施策の体系

第 4 章 第3次岐阜県教育ビジョンの推進と進行管理

参考資料 教育を取り巻く状況



第2章 岐阜県教育が目指す姿

1 基本的な考え方

〔岐阜県教育大綱の基本理念「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」の具体化〕

ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

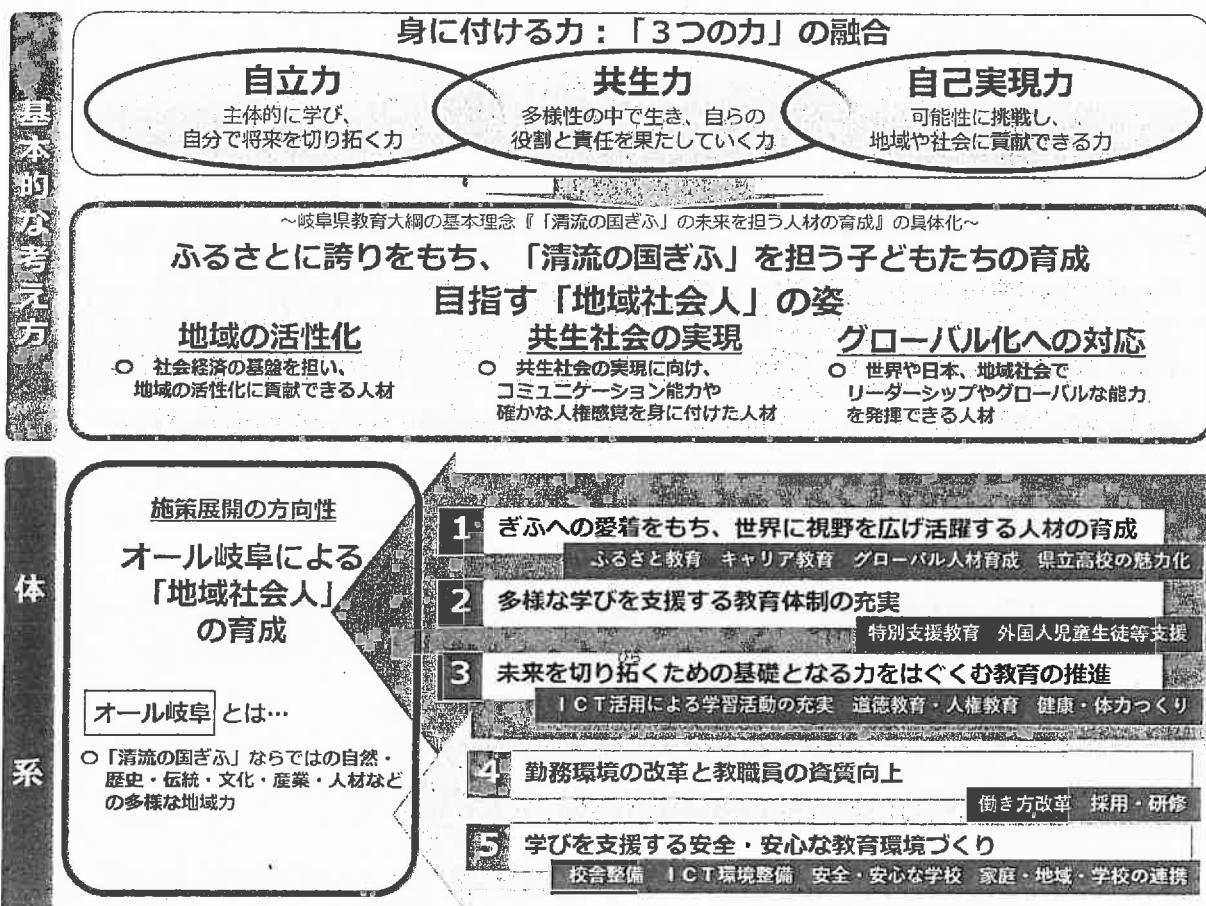
□ 世界を見据え、地域社会の活性化に貢献する「地域社会人」

- 子どもたちが生きていく 2030 年以降の社会では、少子高齢化やグローバル競争の激化、技術革新の一層の進展（第4次産業革命*）、超スマート社会*（Society5.0）の到来など急激な社会・産業構造の変化が予測されています。今後 10~20 年後には、人工知能（A I）の発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘¹もあります。
- 人口減少・少子高齢化、技術革新の進展により、将来の予測が困難な状況の中で、地域社会の活力を維持・向上し、持続可能な「清流の国ぎふ」づくりを実現するためには、一人一人の能力を最大限に高め、未来に希望を持って、その実現に向けて主体的に社会や地域に関わる「地域社会人」として活躍できるよう、教育の充実を図らなければなりません。
- 子どもたちには、一人一人が生活や人生、社会を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。
- このために、予測困難な状況の中での問題の核心を把握し、その解決を目指し、I C T を主体的に使いこなすだけでなく、世界を見据え多様な人々と協働しながら、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する人材を育成することが重要となります。
- 県では、予測困難な問題に対応するため、主体的に学び、自分で将来を切り拓く「自立」の力に加え、人と自然とのつながりや、人と人とのつながりを実感しつつ、多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく「共生」の力をはぐくみ、子どもたちが自らの可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる「自己実現」の力を身に付け、これらの「3つの力（自立力・共生力・自己実現力）の融合」により、世界を見据え、新しいことにチャレンジし、それぞれの夢に向かって頑張ことができる教育を推進していきます。
- そして、岐阜県で生まれ育った子どもたちが、「ふるさと岐阜への誇りと愛着を持ち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心（清流スピリット）」を持ち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍し、「清流の国ぎふ」を担うことができるよう、岐阜県ならではの自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの多様な地域力「オール岐阜」により、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を目指すことを基本的な考え方とします。

¹ 人工知能（A I）の発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘

日本の労働人口の約 49%が就いている職業が技術的に AI 等で代替可能となるとの予測。株式会社野村総合研究所（2015 年）

第3次岐阜県教育ビジョン 構想図



「3つの力」の融合

技術革新の一層の進展（第4次産業革命）、超スマート社会（Society5.0）の到来により、変化が激しく予測困難な社会を生き抜いていくために、子どもたちが、自立力・共生力・自己実現力を身に付け、これらの「3つの力（自立力・共生力・自己実現力）の融合」により、一人一人の優れた才能や多様な個性を伸ばし、さらにそれを磨きながら、未来に希望をもって生涯を生きるとともに、世界を見据え、世界や地域社会の活性化に貢献できる力を養います。

○ 自立力（主体的に学び、自分で将来を切り拓く力）

自己肯定感^{*}に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力

具体的には、「主体性・積極性」、「自信・自己肯定感」、「学びに向かう力」、「勤労観・職業観」、「健康・体力」、「自己管理能力」など

○ 共生力（多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく力）

多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や自然のつながりや、人ととのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力

具体的には、「自他の人格や生命の尊重」、「社会性・コミュニケーション能力」、「思いやりの心」、「道徳性・規範意識」、「多様性を尊重する心」、「郷土愛」など

○ 自己実現力（可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる力）

人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

具体的には、「自らを高める力」、「個性を磨く力」、「継続する力」、「目標を設定する力」、「グローバルな考え方」、「ものごとを成し遂げる力」など

2 2030年以降の社会変化等を見据え、今後5年間で重点的に取り組む施策

今後5年間で重点的に取り組む施策①

ふるさと教育の充実

◆ 「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ、ふるさと教育の充実

子どもたちが、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍するためには、子どもたちが、ふるさとの自然や文化等をよく知り、また、自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるようにしていく必要があります。そのためには、「ふるさと岐阜」への愛着をはぐくむふるさと教育を、小・中学校に加えて高等学校においても本格的に展開していきます。

○ 地域創生に向け、ふるさとの活性化のための課題解決に取り組む学習の推進

社会の諸課題の解決に関する知識・技能を身に付け、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案できる能力の育成を図ります。

○ 県内施設を活用した「ふるさと岐阜」の魅力を深く知る機会の充実

小・中学校では、岐阜県が世界に誇る自然・歴史・文化・産業等を体験して学ぶ取組、高等学校では、学校の特色に応じて県内施設を利用した課題発見・解決能力を伸ばす取組を推進します。

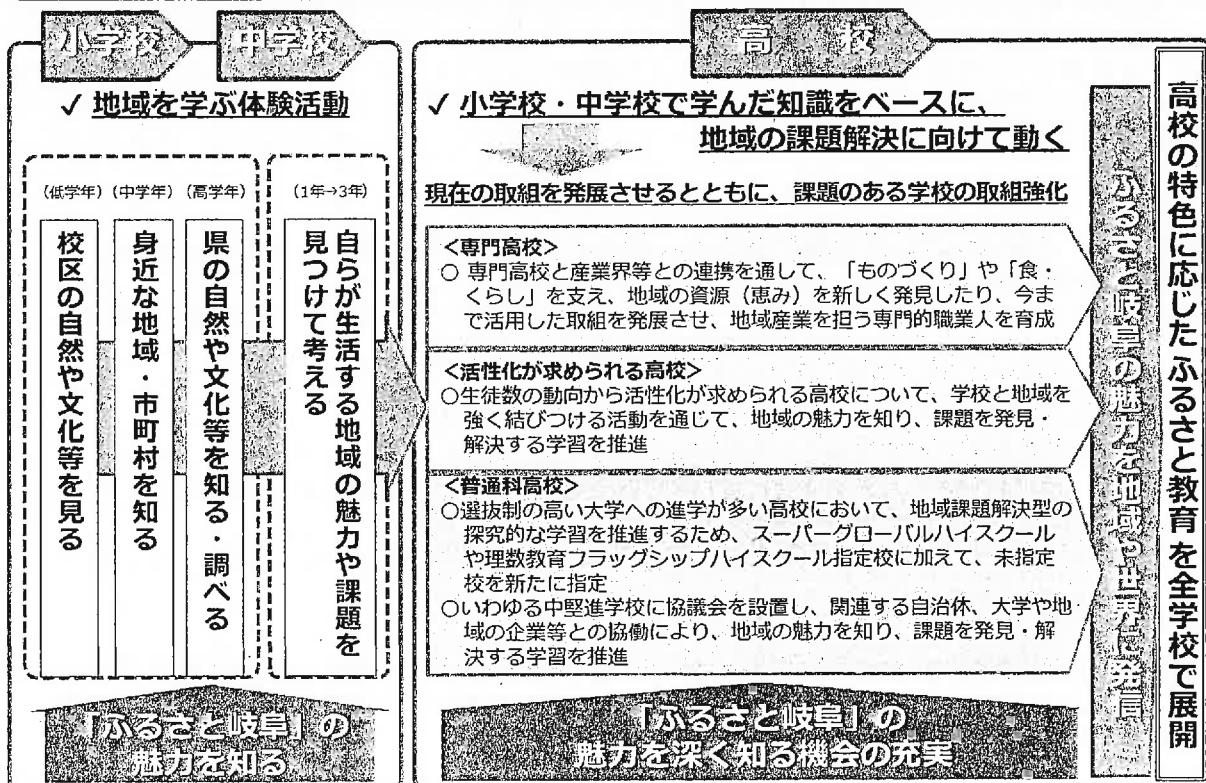
○ 岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習の推進

川や森林をはじめとする岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習や、教科での学びとつなげたふるさと学習など、岐阜県の地域性を生かした教育を推奨します。

「ふるさと岐阜」を学ぶふるさと教育の充実

■ 各教育段階に応じた

「小・中・高等学校一貫したふるさと教育～地域の魅力を知り、課題を発見・解決～」を推進



○ 地域創生に向け、ふるさとの活性化のための課題解決に取り組む学習の推進

社会の諸課題の解決に関する知識・技能を身に付け、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案できる能力の育成を図ります。また、その成果を地域や世界に発信するなど、学びの充実を図ります。

大学や地域の企業等と連携を図り社会課題を発見し解決できるグローバル・リーダー育成を目指す高等学校（スーパー・グローバルハイスクール）、地域の教育資源*等を活用して主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する高等学校（スーパー・サイエンスハイスクール）、専門高校が企業等と連携・協働して産業界の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する高等学校（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）を重点的に支援します。

スーパー・ハイスクールから意欲のある生徒が集まり、大学や関係機関と連携しながら、岐阜県や地域の課題の解決策を探り、活性化に向けた新たな提案をするプロジェクトの充実を図ります。プロジェクト型学習においては、ＩＣＴを効果的に活用し、学校の枠を超えたグループでの分担・協働による企画書の作成や学校間の交流により、豊かな学びを実現します。

専門性を生かし、ふるさとの活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進 [目標 1－①]

○ 県内施設等を活用した「ふるさと岐阜」の魅力を深く知る機会の充実

小・中学校においては、岐阜県が世界に誇る自然・歴史・文化・産業等を体験して学ぶ取組を、高等学校においては、学校や学科の特色に応じて県内施設等を利用して課題発見・解決能力を伸ばす取組を推進します。

県内施設等を活用した学習を通して、小・中学校では、地域の課題を我が事として捉るために、地域の魅力や課題を知る学習を進め、高等学校では小・中学校で学んだことをベースに地域創生に資する地域課題の解決をテーマとした学習に取り組むことを推進します。地域をテーマにした学習においては、ＩＣＴを活用して、グループ活動の中で意見や考えを議論して整理したり、グループや学級全体での意見交換をしたりすることで、生徒の思考力、判断力、表現力を高めます。

ぎふが世界に誇る自然・歴史・文化・産業等を体験して学ぶ取組の推進 [目標 1－②]

○ 岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習の推進

川や森林をはじめとする岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習や、教科での学びとつなげたふるさと学習など、岐阜県の地域性を生かした教育を推奨します。

清流と森に学ぶ教育活動の推進 [目標 1－③]

○ 岐阜県の豊かな自然環境を生かした、豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

県内各学校に環境教育推進員を派遣し、児童生徒の発達の段階に応じた環境学習計画の立案と、年間を通じた地域の自然に目を向けた学習の展開により、自然環境に親しみながら豊かな人間性の育成に取り組みます。

清流を通じた地域との連携による環境学習の推進 [目標 1－④]

岐阜県の豊かな水と森に注目した「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」の取組により、自然や木に触れて親しむことで、岐阜の自然に誇りと愛着をもち、心豊かでたくましい子どもたちをはぐくみます。

森や木と触れ合い、学び、ともに生きる「ぎふ木育」の推進 [目標 1－⑤]

今後5年間で重点的に取り組む施策②

ICT環境の整備と利活用の推進

◆ あらゆる学習の基盤となるICT環境の整備と、ICTを活用した学習活動の充実

これからは、人工知能（AI）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会^{*}の到来が予想されています。新学習指導要領^{*}においては、情報活用能力^{*}が学習の基本となる資質・能力として位置付けられ、ICT機器はあらゆる学習活動の基盤となります。学校のICT環境の整備を加速化し、生徒が、ICTを活用して他者と協働し、人工知能（AI）等の限界も考慮しつつ、新しい価値を創造する力が身に付けられるよう、「主体的・対話的で深い学び^{*}」の視点からの授業改善を実現する必要があります。

○ 学校のICT環境整備の推進

あらゆる学習の基盤となるICT環境を整備するため、県立学校の普通教室等に、大型提示装置、コンピュータ、实物投影装置、無線LAN、ホワイトボードを常設します。

○ ふるさとをテーマにした地域課題探究学習の取組と「主体的・対話的で深い学び」の実現

高等学校での地域や大学等との協働による、ふるさとの自然や文化等をテーマにした地域課題探究学習において、ICTを積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」に必要な情報活用能力を育成し、地域や世界へ発信するなど、その学びの充実を図ります。

○ ICTを活用した業務負担軽減による教職員の働き方改革の推進

ICTによる教材の共有化や校務の標準化により業務の効率化を図り、教職員が元気に児童生徒と向き合えるよう、教職員の働き方改革を推進します。また、教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システム^{*}の導入を推進します。

情報活用能力を育成するICTを活用した学習の充実

■ 学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実

あらゆる学習の基盤となるICT環境整備

情報活用能力^{*}の育成

新たな学びの推進

- ・子どもたちが分かりやすい、体験活動を含めた授業を実現
- ・自分の能力や特性に応じた学び
- ・グループや学級全体での発表・話し合い

教科の指導におけるICT活用

児童生徒の道具（文具）としてのICT活用

- ・インターネットを用いた適切な情報収集
- ・グループでの分担、協働によるレポートの作成
- ・遠隔地や海外の学校等との交流事業

教職員の働き方改革の推進

校務のICT化による教職員の業務負担軽減

- ・教職員間での資料や教材の共有化
- ・ICTによる校務の標準化と校務支援システムの活用
- ・Web会議やe-Learning等を活用した研修

ふるさとの自然や文化等をテーマにした
地域課題探究型学習の推進

(プロジェクト型学習)

主体的・対話的で深い学び
アクトイフ・ラーニング

の実現

学習指導要領の改訂や新大学入試制度への対応にはICTを活用した授業が必要

○ 学校のICT環境整備の促進

あらゆる学習の基盤となるICT環境を整備するため、県立学校の普通教室等のICT化を促進するため、大型提示装置、指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ、実物投影装置、無線LAN、ホワイトボードを常設します。また、新しい授業スタイルに必要となるデジタル教材も整備します。

ICTの環境整備と利活用の推進 [目標12-③]

○ 情報活用能力の育成

2020年度から実施される新学習指導要領では、情報モラル^{*}を含む情報活用能力が学習の基本となる資質・能力として位置付けられ、各教科等の特性に応じて、ICTを活用した学習活動の充実が求められています。

小・中学校では、現代的な諸課題について、必要な情報を判断し、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していく学習に取り組むことができるようになります。

教科横断的な視点に立った深い学びを実現する教育の推進 [目標11(1)-③]

高等学校では、「主体的・対話的で深い学び」に必要な情報活用能力の育成を図るため、各教科において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進 [目標11(2)-②]

社会の諸課題の解決に関する知識・技能を身に付け、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案できる能力の育成を図ります。各教科等の指導でICTを活用することは、児童生徒の学習への興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現につながります。

専門性を生かし、ふるさとの活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進 [目標1-①]

児童生徒の情報活用能力を育成するため、ICTを効果的に活用するための研修、他機関と連携したプログラミング教育の研修により、教員の指導力向上を図る取組を行います。また、スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応、「ネット依存」、「有害サイトへのアクセス」、「ネット上のいじめ」など、情報モラル教育の充実を図るために、学校における情報モラル指導の工夫とさらなる対策を推進します。

教員のICT活用指導力の向上 [目標12-④]

○ 多様なニーズに応じたICTの活用

長期入院等に伴い学校で学習指導を受けられない高校生に対して、医療機関・学校等が連携し、ICTを活用して授業に参加できる体制を整備します。

長期入院している高校生に対する教育保障体制の整備 [目標7-⑧]

中学生・高校生を対象にLINEなどのSNSを活用した相談体制を構築します。

SNSを活用した相談体制の構築 [目標10-③]

○ 教職員の働き方改革の推進

校務を標準化し業務の効率化を図るため、教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの構築・普及・運営を推進します。ICTを活用し、授業準備の省力化・教材の共有化を積極的に進めるとともに、Web会議やe-Learning等により、校内で受講できる研修を拡充します。

ICTの活用等による業務改善の推進 [目標20-②]



第3章 施策の体系

1 基本方針

教育には、基礎学力の定着や体力の向上、規範意識や社会性の涵養などの「いつの時代も変わることなく子どもたちの教育に期待される内容（不易）」と、グローバル化や情報化に対応した教育、主権者教育*や消費者教育*などの「時代の変化に柔軟に対応していく必要がある内容（流行）」とがあります。

岐阜県の将来を見据えた上で、中長期的な視点に立って、この「不易」の部分は、引き続き大目に守りつつも、技術革新の一層の進展や超スマート社会*の到来などが予測され、複雑で予測困難な現代社会をたくましく生き抜く次代を担う子どもたちが、世界を見据え、社会経済情勢の変化や新しい課題に向き合い、柔軟に対応できるよう、時代の変化に柔軟かつ的確に対応した「流行」としての教育を好機と捉え、岐阜県教育の基本的な考え方「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を実現するため、次の5つの基本方針を定め、教育施策を計画的かつ総合的に展開していきます。

ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成

1

「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を持ち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍できるよう、ふるさと教育やキャリア教育*、ＩＣＴなど技術革新に対応した教育を推進するとともに、個に応じたきめ細かな指導を通じて、一人一人の優れた才能や個性を伸ばす教育を推進します。

多様な学びを支援する教育体制の充実

2

一人一人が豊かな生活を送り、公平公正で活力ある社会を実現するため、障がいの有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供に努めます。また、多様なニーズのある子どもたちに対して、そのニーズを早期に発見し、切れ目のない教育体制の充実を図ります。

ひら 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

3

子どもたちがそれぞれの夢をもって可能性に挑戦するために必要な力を確実に身に付けることができるよう、確かな学力に加え、豊かな心、体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ります。また、複雑化する人権課題、主権者教育や消費者教育等の現代的・社会的な課題に対応した教育の充実を図ります。

勤務環境の改革と教職員の資質向上

4

教職員の勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のため、教職員の詳細な勤務実態の把握と、学校での業務の効率化と精選に取り組みます。また、教職員が、元気に児童生徒と向き合い職務が遂行できるよう、ハラスメントとメンタル不調の速やかな察知と解決により、働きやすい良好な職場環境づくりを促進します。

学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

5

子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境整備を進めます。近年の災害から明らかになった新たな課題に的確に対応しつつ、全ての学校において質の高い学校安全の取組が実施できるよう、系統的・体系的な防災教育を実施します。また、子どもたちの豊かな学びを支えるため、地域社会全体で子どもたちの教育を支援します。

2 施策体系

5つの基本方針を実現するために、次のように、28の目標を設定します。

基本方針	目標
1 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none">① 「ふるさと岐阜」を学ぶふるさと教育の充実② 地域と連携したキャリア教育の推進③ 国際理解教育の充実とグローバルに活躍する人材の育成④ 優れた才能や個性を伸ばす教育の推進<ul style="list-style-type: none">(1) 科学技術・情報技術やものづくりへの関心、起業家精神の育成(2) スポーツ・文化等の分野で個性を伸ばす教育の推進⑤ 産業教育の推進⑥ 未来を創り出す人材を育成する学校づくりと地域との連携の推進
2 多様な学びを支援する教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none">⑦ 特別支援教育の推進⑧ 学びのセーフティネットの構築と学びの再チャレンジの推進⑨ 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進⑩ いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底
3 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進	<ul style="list-style-type: none">⑪ これからの時代に求められる資質・能力の育成<ul style="list-style-type: none">(1) 基礎となる学力を育成する義務教育段階の取組(2) 社会で活きる学力を育成する高校教育段階での取組⑫ I C Tを活用した学習活動の充実⑬ 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進⑭ 人権教育の推進⑮ 主権者教育・消費者教育などの現代的な課題に対応した教育の推進⑯ 体力つくりの推進⑰ 健康教育・食育の推進⑱ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実⑲ 私立学校教育の振興
4 勤務環境の改革と教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none">⑳ 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進㉑ ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決<ul style="list-style-type: none">(1) ハラスメント等の速やかな察知と解決(2) 教職員の心身の健康づくりの支援㉒ 体罰、不祥事の根絶とコンプライアンス意識の確立㉓ 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力の向上と組織体制の確立㉔ 優れた教職員の確保と資質・能力の向上
5 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり	<ul style="list-style-type: none">㉕ 学校施設の整備の充実㉖ I C Tの環境整備と利活用の推進㉗ 子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実㉘ 家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進

次ページ以降では、28の目標ごとに現状と課題を明らかにした上で、今後5年間に取り組むべき主要な施策を示します。また、施策の進捗状況を把握するための「施策実施指標」を示し、28の目標を達成するために必要となる教育施策の推進を図ります。

目標1 「ふるさと教育」を通じて「ふるさと岐阜」の育成

現状

- 県では、地域に暮らす様々な人々とのかかわりを深めながら、身近にある地域の自然・歴史・文化・産業等について学ぶふるさと教育の取組を推進し、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ教育の充実に努めてきました。優れた実践校を表彰する「岐阜県ふるさと教育表彰」への応募校数は、2014年度の94校から2017年度の164校へと4年間でほぼ倍増しました。
- 2018年度までに、「清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業」によって、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校の約3割の学校が、岐阜県の自然、歴史、文化、産業等に関する施設・史跡等での体験学習を実施し、児童生徒が「ふるさと岐阜」の魅力を体感することができました。
- 県内各学校では、環境教育推進員の派遣し、児童生徒の発達の段階に応じた環境学習に関する計画の立案と、年間を通じた地域の自然に目を向けた学習の展開により、自然環境に親しみながら豊かな人間性の育成に取り組んできました。
- 保育園、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校で実施した「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」では、地域の森や木を生かした体験学習が各学校等で実施され、子どもたちが「ふるさと岐阜」の自然に親しみ、学ぶ機会となっています。

課題

- すべての高等学校での、学校や学科の特色に応じたふるさと教育の展開
- 小・中・高等学校一貫したふるさと教育の推進
- 岐阜県の自然、歴史、文化、産業等に関する施設・史跡等で行う体験活動のさらなる充実
- 清流と森に学ぶふるさと教育や環境教育等の一層の普及・啓発

取組の方向性

「清流長良川あゆパーク」や「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」などの教育プログラムを活用したり、県の文化施設での郷土の自然、歴史や文化に触れたりするなど、岐阜県が誇る自然、歴史、文化、産業等に関する施設・史跡等で行う体験活動の機会を、小・中・高等学校、特別支援学校の全ての校種において創出し、「ふるさと岐阜」の魅力を学ぶ教育の充実を図ります。

小・中学校等では、地域の魅力や課題を知る学習を進め、高等学校ではそれらの学びをベースに地域創生に資する地域課題の解決をテーマとした探究学習を進め、地域や世界に発信するなど学びの充実を図ることにより、小・中・高等学校一貫して「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ教育を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
1	ふるさと教育	授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思う児童生徒の割合	小学校 79.4% 中学校 74.7%	小学校 90% 中学校 80%
2		学校の特色に応じた課題解決型のふるさと教育に取り組む県立高等学校数	高等学校 46 校 (73.0%)	高等学校 63 校 (100%)
3		今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 80.9% 中学校 64.4% 高等学校 38.2%	小学校 90% 中学校 70% 高等学校 50%
4		岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合	高等学校 51.0%	高等学校 80%

※ 参考指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
45	学校と家庭、地域との連携	「地域学校協働本部又は類似の取組など地域と学校が連携・協働して活動を実施している」と回答した学校の割合	小学校 83.0% 中学校 73.3% (※2017 年度)	小学校 90% 中学校 80%

取り組むべき主要施策

① 専門性を生かし、ふるさとの活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進

- ・社会の諸課題の解決に関する知識・技能を身に付け、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案できる能力の育成を図ります。
- ・高等学校において、地方自治体、大学等との協働により、地域を知り、地域課題の解決等の探究的な学びを推進します。
- ・先進的な理数教育を実施する高等学校において、生徒の科学的技能や科学的思考力・判断力・表現力を培い、将来国際的に活躍する科学技術人材の育成を図ります。
- ・地域の教育資源*等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する県立高等学校を重点的に支援します。
- ・大学や地域の企業等との連携を図り、幅広い教養や国際的視野、外国語による実践的コミュニケーション能力を有し、社会課題を発見・解決できるグローバル・リーダーの育成を目指す県立高等学校を重点的に支援します。
- ・企業等と連携・協働して、人工知能（AI）やIoT*等を活用した最先端の知識・技術を身に付け、産業界の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する専門高校を重点的に支援します。
- ・スーパーハイスクール（スーパーグローバルハイスクール、スーパーサイエンスハイスクール、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）等から意欲のある生徒が集まり、大学や関係機関と連携しながら、岐阜県や地域の課題の解決策を探り、地域の活性化に向けた新たな提案をするプロジェクトを充実させます。

② ぎふが世界に誇る自然・歴史・文化・産業等を体験して学び、探究する取組の推進

- ・「ふるさと岐阜」へのさらなる誇りと愛着をはぐくむため、小・中学校等では、岐阜県が世界に誇る自然・歴史・文化・産業等を体験して学ぶ取組を、高等学校においては、学校や学科の特色に応じて県内施設等を利用して課題発見・解決能力を伸ばす取組を推進します。
- ・小・中学校等では、地域の課題を我が事として捉えるために、地域の魅力や課題を知る学習を進め、高等学校ではそれらの学びをベースに地域創生に資する地域課題の解決をテーマとした学習に取り組むことを推進します。
- ・関係機関と連携して、ふるさと教材や、自然体験活動や農林漁業体験活動などの「体験」を核とした校外学習プログラムを開発し、各学校におけるふるさと教育の実施を促進します。また、自然体験活動等を通じて、地球や地域等の環境保全についての理解を深めます。
- ・「清流長良川あゆパーク」において、内水面漁業や世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する体験学習プログラムを、児童生徒を対象に実施します。
- ・貴重で豊かな自然環境が保全されている中部山岳国立公園エリアにおいて、自然や山に親しむ体験学習プログラムを、児童生徒を対象に実施します。
- ・乗鞍岳の自然環境をテーマとする環境教育副読本を活用し、「ふるさと岐阜」の自然に対する誇りと愛着をはぐくむための環境教育を推進します。
- ・「岐阜関ヶ原古戦場記念館」を拠点に、天下分け目の関ヶ原の戦いの舞台であるとともに、関東・関西の文化の結節点でもある「関ヶ原」を教材に、歴史や文化を学ぶ教育プログラムを開発、実施します。
- ・「ふるさと岐阜」に対する誇りと愛着をはぐくむため、県の文化施設において、郷土の歴史、文化、自然等に関する展示や、郷土作家の作品等の展示を実施し、児童生徒が郷土の歴史や文化に親しむことのできる機会の充実に努めます。
- ・毎年11月3日（文化の日）を「岐阜～ふるさとを学ぶ日」として、県の文化施設の入館料を無料化するほか、市町村等の文化施設の参加拡大を図ります。
- ・児童生徒が航空宇宙への興味・関心をもち、将来の航空宇宙産業への就業につなげることを目的として、「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」で運用する教育プログラムを継続的に見直し、活用していきます。

③ 清流と森に学ぶ教育活動の推進

- ・川や森林をはじめとする岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習や、教科での学習とつなげたふるさと教育など、岐阜県の地域性を生かした教育を推進します。

④ 清流を通じた地域との連携による環境学習の推進

- ・日頃から環境学習に励んでいる学校が一堂に会して、それぞれの活動を発表・交流を図り、森・里・川・海のつながりの理解を深め、環境保全意識の高揚を図ります。
- ・環境学習を行う学校に対して環境教育推進員を派遣し、環境学習計画の立案に対する助言を行うとともに、ごみ問題、森・川・海のつながりなど幅広い分野の出前講座を実施します。
- ・学校の授業での環境教育副読本の活用を推進し、「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくりを進めます。

⑤ 森や木と触れ合い、学び、ともに生きる「ぎふ木育」の推進

- ・「ぎふ木育 30 年ビジョン」に基づき、企業、N P O、地域の人々と連携して、幼稚園・保育園から高等学校、特別支援学校までの子どもたちに対して森や木と触れ合い、学ぶ取組を実施し、岐阜の森林（自然）に誇りと愛着をもち、責任ある行動をとることができる人づくりを進めます。
- ・幼稚園、保育園から高等学校、特別支援学校までの子どもたちに対して、自然や木に触れて親しむ「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」の取組を支援・実施します。
- ・「木のふれあい館（仮称）」において、森や木に親しむぎふ木育プログラムの体験を、幼児や小学生などを対象に実施します。
- ・教育施設等への岐阜県産材を活用した木のおもちゃや教材の導入を支援するほか、保育士や教員等を対象として、ぎふ木育の指導者を育成する研修会を開催します。
- ・幼児から大人まで幅広い世代の県民が森林・林業を深く理解するための実践教育や、子どもたちの人格形成や大人も含めたストレス軽減などの森林を活用した効果的なプログラム開発、指導者の育成のための拠点施設となる「森林総合教育センター（仮称）」の整備などにより、森林・林業に対する県民理解の促進を図ります。

⑥ 優れた実践に対する顕彰と発信

- ・県内学校のふるさと教育への機運を一層高めるため、「岐阜県ふるさと教育表彰」により優れた取組を実践している学校を顕彰します。
- ・優れた実践を、新聞や情報誌等で広報することにより、多くの県民が学校のふるさと教育に関心をもつことができるよう努めます。

⑦ 地図を活用したふるさと教育の推進

- ・「清流の国 ふるさと魅力体験事業」において、児童生徒が岐阜県の地図を見ながら、体験先を訪問するなど、「ふるさと岐阜」の地理を学べる学習を推奨します。
- ・県図書館において「児童生徒地図作品展」や、所蔵地図を用いた出前授業・研修講座を開催するなど、児童生徒の地図活用能力の育成を図ります。

⑧ ふるさと教育に関する教職員研修の充実

- ・生徒のふるさと教育に関わる地域連携や人材育成を推進するため、高等学校新規採用教員に対し、県の施策や文化施設の魅力を学ぶ研修を実施します。

目標2 地域と連携したキャリア教育の推進

現状

- 小・中学校においては、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を発達の段階に応じて育てる教育の在り方について、全ての学校のキャリア教育*担当者に対する研修を実施し、義務教育9年間を見据えた指導が実践できるよう努めてきました。
- 勤労観・職業観を育てるこことを目指した職場体験やインターンシップ等の活動は、地元企業等の協力を得て県内全ての中学校及び高等学校で実施されています。高等学校においては、キャリア教育アドバイザーを積極的に活用するなどして、主体的に進路を選択するために必要な力を身に付けさせる指導を計画的に推進してきました。
- しかし、自己の能力・適性について理解を深め、将来の自己実現につなげるための効果的な指導という点では不十分なところもあります。そのため、地元の企業等で働く人々の姿や生き方等に触れる学びを充実させたり、こうした学びのプロセスを小・中・高等学校を通して蓄積しつつ振り返ることができる指導を充実させたりすることが求められています。

課題

- 小・中・高等学校を通じ、自己の能力・適性について理解を深め、将来の自己実現につなげるための効果的なキャリア教育の推進
- 地域産業や地元企業の特長を学び、地元企業等との連携を密にしたキャリア教育の充実

取組の方針

児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、将来の生き方を考える活動を行う際に活用するポートフォリオ*教材「キャリア・パスポート」を開発し、将来の自己実現の在り方について主体的に考えることができます。

児童生徒が自己の適性や可能性を理解し、働くことの意義や学校の学習と将来の生活とのつながりを実感できるよう、合同企業展「オール岐阜・企業フェス」への参加や、家庭や地域、産業界、関係機関等と緊密な連携を図った起業体験、職場体験、インターンシップ等を促進します。

ふるさと教育やキャリア教育・産業教育を通じて高めた「将来岐阜県で活躍したい」という児童生徒の意欲や希望を叶えるため、きめ細かな進路指導や情報提供を行います。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
5		将来就きたい仕事や夢について考えさせた学校の割合	小 学 校 85.1% 中 学 校 98.9%	小 学 校 100% 中 学 校 100%
6	キャリア教育 (ふるさと教育)	地域の人材を外部講師として招へいした授業を行う学校の割合	小 学 校 87.4% 中 学 校 72.8%	小 学 校 90% 中 学 校 90%
7		高校で学んだことを活かした職業に就きたいと思う高校生の割合	高等學校 68.4%	高等學校 80%

取り組むべき主な施策

① 小・中・高等学校を一貫したキャリア教育の推進

- ・児童生徒が、小・中・高等学校 12 年間のキャリア教育での活動が記録できるポートフォリオ教材「キャリア・パスポート」を開発し、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りを通して、自己の能力や適性等を考える指導の充実を図ります。
- ・雇用形態の多様化が進む中、労働に係る法律や制度（ワークルール）等について、生徒の発達の段階に応じ、教科指導や専門機関によるセミナー等を通じて、理解の促進を図ります。

② 地域の産業界や関係機関と連携したキャリア教育の充実

- ・小・中学校等においては、地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験や地域の企業人等から学ぶ職業講話の充実を図ります。
- ・高等学校においては、専門高校だけでなく、普通科高校においても、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を見据え、地域の産業界や関係機関等との連携によるキャリア教育に関する支援体制を構築します。そのため、専門知識をもったキャリアプランナーを配置します。
- ・日頃の学習で得た知識・技術を活用し、地域と連携した多様な課題に対応できる課題解決力の育成や、地域資源を用いたブランド形成力の育成等に取り組むことで、地域や地元企業を知り、将来の地域産業界を担う専門的職業人を育成します。
- ・すべての県立高等学校において実施するインターンシップにより、就業体験を通じた主体的な進路選択の能力を育成します。
- ・従来の短期・体験型のインターンシップに加え、日頃の学習で得た知識・技術を基に、社会の動きや業務の内容等をより深く学ぶ中長期にわたる実践的インターンシップを推進します。
- ・大学進学希望者の多い普通科の高等学校において、大学や大学院等での研究体験「アカデミック・インターンシップ」や企業での経営体験等を通じて、学びに向かう力を高めます。
- ・県下最大規模の合同企業展「オール岐阜・企業フェス」への県内高校生及び大学生の積極的な参加により、地域の魅力発見と県内企業への理解促進を図ります。
- ・大学生の県内就職に向けて、大学と連携し、大学生が卒業後に県内で就職するための取組を進めます。

③ ライフプランを考える機会の提供

- ・就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、タイミングを逃さず自らの希望する生き方ができるよう、人生の早い時期からライフプランについて考える機会を提供します。

基本方針1 まふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成

目標3 国際理解教育の充実とグローバルに活躍する人材の育成

現状

- グローバル化が進展する中、日本の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに他国の文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、異文化を理解する力などを身に付け、様々な分野で活躍できる「グローバル人材」の育成が求められています。
- 学習指導要領の改訂により、小学校の中学年に外国語活動が導入され、高学年では、新たに「書くこと」「読むこと」を加えた教科としての外国語の学習が始まっています。また、中学校においては授業で取り扱う語彙が増加しています。さらに、高等学校においては、大学との接続を見据えた「英語4技能*」をバランスよく育成することが求められています。
- 海外留学を希望する高等学校の生徒は3割程度いるものの、実際に留学している生徒はそのうちの1割にも満たない状況であり、留学促進の一層の方策が求められています。

課題

- グローバル化社会に対応できる、児童生徒の英語力の向上
- 海外留学への関心を高めるための情報発信や留学の経済的負担の軽減
- 國際規模から地域規模まで幅広い視野をもつグローバル・リーダーの育成

取組の方向性

グローバル化の進展の中で求められる英語力の向上を目指し、ICT教材や世界標準の外部検定も活用しながら、小・中・高等学校を一貫して、児童生徒の「英語4技能」をバランスよく育成する教育を推進します。

県内の高校生の海外への留学やインターンシップを促進するとともに、海外の姉妹校との交流等による海外研修を通じ、グローバルな視野や豊富な経験をもって岐阜の自然や文化等を見直し、地域社会の発展に貢献する人材の育成を図ります。また、大学や地域の企業等と連携を図り、高い教養や国際的視野、コミュニケーション能力を有するグローバル・リーダーの育成を目指す高等学校を支援します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
8	グローバル人材の育成	高校在学中に海外留学する高校生の数	高等学校 459人 (※2017年度)	高等学校 750人

※ 参考指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
20	英語力の強化	C E F R * の A 1 レベル相当 (英検3級等) 以上の英語力を有する中学生の割合	中学校 36.4% (※2017年度)	中学校 50%
21		C E F R の A 2 レベル相当 (英検準2級等) 以上の英語力を有する高校生の割合	高等学校 39.1% (※2017年度)	高等学校 50%

取り組むべき主な施策

① グローバルな社会で活躍できるための外国語教育の推進

- ・児童生徒の英語力を高めるため、小・中・高等学校を一貫した指導の強化を図ります。そのため、英語学習に係る小・中・高等学校での学習到達目標を明確にし、児童生徒の英語力向上に向けた連続性のある指導に取り組みます。
- ・学習指導要領の改訂により小学校高学年に導入される外国語科において、「書くこと」の指導に対応した教材の提供等の支援を進めます。
- ・中学校において、増加する語彙を確実に習得できる教材を提供し活用を促進します。
- ・小・中学校において、「英語4技能」を高めることができるよう、ＩＣＴ教材を活用した支援を進めます。
- ・高等学校において、大学との接続も見据え、「英語4技能」の客観的な力を測ることができると外部検定の受検を推奨し、その結果によるデータを収集・分析し、外国語教員の指導力の向上を図り、生徒の学習方法の改善及び学力の伸長につなげます。
- ・「英語スピーチコンテスト」や「英語プレゼンテーション大会」等を通じて、県内中学生・高校生の英語学習へのモチベーション及び発信力の向上を目指します。

② 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- ・ＡＬＴや外国人児童生徒との交流等を通して、児童生徒の国際感覚や異文化理解の向上を図る取組をさらに推進します。
- ・日本や日本を取り巻く世界の地理的・歴史的事象に加え、広い視野から国際社会における日本の役割について考える学習の充実を図ります。これにより、日本の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かなコミュニケーション能力、異文化理解の精神等を身に付けてグローバルに活躍できる人材を育成します。

③ 国際規模から地域規模まで幅広い視野をもつグローバル・リーダーの育成

- ・大学や地域の企業等との連携を図り、幅広い教養や国際的視野、外国語による実践的コミュニケーション能力を有し、社会課題を発見・解決できるグローバル・リーダーの育成を目指す県立高等学校を重点的に支援します。【目標1：再掲】
- ・国際的な教育プログラムである国際バカロレア*について、新学習指導要領*の内容や新しい大学入試で求められる資質・能力との関連を踏まえ、引き続き研究します。
- ・独自にグローバル人材の育成を目指す私立学校に対して支援します。
- ・子どもたちが自らの夢の実現に向けて努力するきっかけづくりのため、中学生向けサマースクール「ぎふ立志リーダー養成塾」の開催や全国的な高校生向けサマースクール「日本の次世代リーダー養成塾」への派遣を行います。

④ 海外留学への関心・意欲の向上及び留学支援

- ・1年間の海外留学プログラムにより外国の正規の後期中等教育機関において教育を受けることを希望する県内の高校生に対し、留学に要する費用の一部を支援金として給付します。
- ・県内の中学3年生及び高校1・2年生を対象に、留学するために必要な情報を掲載したリーフレットを作成、配布します。また、留学制度や海外の大学への進学に関する説明会（留学フェア）の開催、県HP等での情報の提供、個別相談窓口の設置により、留学への関心を高めます。

⑤ 姉妹校交流の支援

- ・県立高等学校と海外の姉妹校との交流事業を支援し、ふるさと岐阜の魅力を発信する活動や国際交流の機会を充実することにより、異文化理解を通して、日本や地域の文化・伝統への理解を深めるとともに、グローバルな視野や経験をもって国際的分野で活躍できる人材育成を図ります。

⑥ 國際感覚を有し、産業界をリードできる職業人の育成

- ・アジア・オセアニアを中心に現地法人での職場体験や、現地教育機関における外国語による職業教育等を通して、将来の産業界をリードできるグローバルな視野と国際感覚を有した職業人の育成を図ります。
- ・海外の優れた農業の実践的経営内容を学ぶことを通して、広い視野に立って積極的に取り組む農業後継者を育成します。

目標4 優れた才能や個性を伸ばす教育の推進

(1) 科学技術・情報技術やものづくりへの関心、起業家精神等の育成

現状

- 子どもたちが生きていくこれからの中では、少子高齢化やグローバル競争の激化、技術革新の一層の進展（「第4次産業革命*」）、超スマート社会*（Society5.0）到来など急激な社会・産業構造の変化が予測されています。
- このような社会を展望すると、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションを牽引する人材の育成が一層重要となります。
- 児童生徒等が、学校だけでなく、広く社会の中で、視野を広げ、様々な分野への知的好奇心や専門性を高める機会を設け、優れた才能を伸ばす教育が求められています。

課題

- 科学的思考力を育成する理数教育の充実
- 最先端の産業技術等の習得のための地域の産業界、大学等との連携強化
- 産業界の技術の進展と高度化に対応した施設設備の継続的・計画的な整備

取組の方向性

児童生徒の才能を伸ばす取組を推進するため、先進的な理数教育を行う高等学校や、次世代の成長産業を担うグローバルな視野をもつスペシャリストの育成を目指す高等学校等を支援します。

地域の産業界や大学、専門機関等からの協力により、児童生徒が、科学技術・情報技術やものづくりに対する知的好奇心や専門性を高めるための活動機会やコンテスト等を充実させ、これからの中でも活躍できるための優れた才能や個性の伸長を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
9	優れた才能や個性を伸ばす教育の推進	科学技術に関する全国規模の学会・コンテスト等での入賞した高校生の数	高等学校 13 人・団体 (※2017 年度)	高等学校 30 人・団体

取り組むべき主な施策

① 科学技術や情報技術、ものづくりの優れた能力を伸ばす機会の充実と啓発

- ・科学的な知識や思考力を応用して質の高い探究活動に挑むコンテストや作品展を充実させ、科学技術分野で将来活躍できる優れた生徒の能力の育成を図ります。
- ・ものづくりに係る知識や技能を応用して質の高いものづくり活動に挑むコンテストや作品展を充実させ、将来の産業界で活躍できる優れた生徒の能力の育成を図ります。
- ・大学進学希望者の多い普通科の高等学校において、大学や大学院等での研究体験「アカデミック・インターンシップ」や企業での経営体験等を通じて、学びに向かう力を高めます。【目標2：再掲】

② 科学的資質をもとに課題解決できる能力を伸ばす機会の充実

- ・先進的な理数教育を実施する高等学校において、生徒の科学的技能や科学的思考力・判断力・表現力を培い、将来国際的に活躍する科学技術人材の育成を図ります。【目標1：再掲】
- ・地域の教育資源*等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する県立高等学校を重点的に支援します。【目標1：再掲】
- ・理科や数学の授業において、観察・実験や演習などを積極的に取り入れができるよう、備品の整備等を推進します。

③ データ活用能力の育成

- ・グラフ作成や資料の分析など統計分野に関する実践的な出前授業「データ活用講座」を実施します。出前授業では、データから岐阜県や地域の特徴を知る学習も取り入れ、ふるさとへの愛着を深める機会としても活用しつつ、その成果等を取りまとめた分かりやすい教材を提供します。

④ 科学技術の進展に対応できるスペシャリストを育成する教育の推進

- ・企業等と連携・協働して、人工知能（AI）やIoT*等を活用した最先端の知識・技術を身に付け、産業界の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する専門高校を重点的に支援します。【目標1：再掲】
- ・県内の高校生に、航空宇宙産業の最新の動向を紹介するとともに、航空宇宙関連企業の見学の機会を提供します。
- ・県内の高校生に、岐阜大学と連携した最先端の宇宙教育を提供します。テレビ会議システムを利用した講義受講のほか、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の見学も行います。

⑤ 外部施設設備の活用による先進的技術力の育成

- ・産業界や大学等の施設設備を活用しながら、プロの専門家から学ぶ環境を構築し、地域産業の発展を支える専門的職業人の育成を図ります。
 - ・航空機やエンジン等の実物を活用した実習や航空機製造の一連の工程が学べる実習施設「モノづくり教育プラザ」にて、航空宇宙産業界に必要な実践型・現場対応型の実習を実施します。
- ・農業高校生に対し、普及指導員がGAP（農業生産工程管理）等について出前授業を実施します。
- ・工業高校生に対し、熟練技能者から技術・技能を学ぶ機会を提供し、優れた技能者・技術者の育成を図ります。
- ・工業高校生に対し、建築担い手確保事業として、建築、電気設備、機械設備に係る専門技術に触れる場として現場見学会等の機会を提供します。また、2級建築施工管理技士及び2級電気工事施工管理技士の学科受験支援のため、テキストを配付します。
- ・県内の高校生等に対し、建設業の特集記事を掲載した情報誌の配布や建設現場見学会等を通じ、建設業の魅力を発信し、将来的な建設業の担い手の育成を図ります。
- ・商業高校生に対し、ネットショップ運営における様々な実務を通して、インターネットの可能性やネットショップの魅力、商売の楽しさと厳しさを学ぶ授業を実施します。
- ・農業・工業・商業高校が連携してジビエの商品開発を行う取組を支援します。
- ・県内高校生に対し、福祉施設で働く介護福祉士等が学校を訪問し、福祉の仕事の内容や魅力、資格の取得方法等について理解を深める機会を提供します。
- ・県内の全ての高校生とその家族を対象にした「福祉のおしごと新聞」を年4回発行し、福祉の仕事の魅力ややりがいを伝え、将来、福祉の分野で活躍する人材の育成を図ります。

(2) スポーツ・文化等の分野で個性を伸ばす教育の推進

現状

- 児童生徒が多種多様なスポーツと触れ合い、「できる喜び」を味わうことができるよう、体育の授業の工夫や行事の充実、運動部活動の活性化等スポーツ分野での個性を伸ばす教育の推進を図ってきました。
- 国体における選手強化を進める中で獲得したノウハウや一貫した指導体制を基に、中学生段階から県選抜チームを結成し、日本一を目指した強化を進め、少年の競技力の維持・向上を図ってきました。今後は、さらにオリンピック・パラリンピックや世界で活躍できる選手として、ジュニア世代を中心としたトップアスリートの育成・強化を一層推進していくことが求められています。
- 県有文化施設において教育普及活動や出前講座を実施するなど、学校や地域において文化芸術に親しむことのできる機会の充実に努めてきたほか、岐阜県青少年美術展の開催を通して、文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりを図ってきました。また、高等学校や特別支援学校の文化部活動を支援し、文化芸術活動のすそ野の拡大を図ってきました。

課題

- 児童生徒が、学校においてスポーツ活動に積極的に参加できる環境づくり
- オリンピックや世界選手権など、世界の大会で活躍できるトップアスリートの育成
- 部活動の活性化を図るための部活動の指導者育成
- 子どもたちが優れた文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる機会の確保

取組の方針

児童生徒が、あらゆる機会を通じて多種多様なスポーツと触れ合い、積極的に取り組むことができる環境づくりを推進します。

今後のオリンピック・パラリンピックや世界で活躍できる選手として、ジュニア世代を中心としたトップアスリートの育成・強化を一層推進します。

部活動における指導者の指導力の向上により、部活動の活性化・充実を図ります。

子どもの頃から学校や地域において文化芸術に触れ、親しみ、創作活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、文化部活動の活性化を図り、文化芸術活動のすそ野の拡大を図ります。

取り組むべき主な施策

① 学校におけるスポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりの推進

- ・学校の始業前や業間休みを利用し、仲間と協力して楽しく行うことができる「チャレンジスポーツ in ぎふ*」の活用を推進します。
- ・教職員に対し、学校の中で運動機会を確保するマネジメント力の育成に関する研修を充実します。

② ジュニア選手の強化及び指導者の育成支援

- ・中学生段階から県選抜チームを結成し、日本一を目指した強化を進め、少年の競技力の維持・向上を図ります。
- ・中学校・高等学校の運動部活動や地域の拠点クラブへの強化指定や強化費による支援を継続していきます。
- ・国体で活躍した選手に対し、指導者ライセンスの取得や、強豪チームでの研修を行うことで、次世代を担う優秀な指導者の育成・確保に努めます。
- ・今後のオリンピック・パラリンピックに向け、世界大会や国内トップレベルの大会で活躍が期待できるジュニア世代を中心に、チームや選手の活動を支援します。

③ 専門的技量を有する社会人指導者の派遣及び部活動指導員による部活動の活性化

- ・県立学校に対して、専門的技量を有する社会人指導者を派遣します。また、単独引率や指導が可能な部活動指導員の活用を進めます。
- ・部活動における社会人指導者や部活動指導員に対して研修会を実施し、指導力の向上を図ります。

④ 文化芸術に親しみ創作活動に参加できる環境づくりの推進

- ・文化芸術を創造する人づくり、文化芸術振興の環境づくりに向けて、優れた美術作品の発表の場を提供する岐阜県青少年美術展について、今後更により多くの学校等が参加するよう促し、県内各地域の児童生徒等に発表機会を提供します。
- ・県有文化施設において、教育普及活動や出前講座を実施するなど、児童生徒が文化芸術に親しむことのできる機会の充実に努めます。
- ・文化財に関する学習機会や情報提供の充実を図るほか、民俗芸能の保存団体が行う伝承教室の開催等への支援に努めます。

⑤ 学校等における文化活動の活性化

- ・高等学校や特別支援学校の文化活動の発表の場として、県高等学校総合文化祭及び県特別支援学校文化祭を開催します。また、活躍が顕著な文化部の活動費を支援するなど、文化部活動の活性化を図ります。

目標5 産業教育の推進

現状

- 県の高等学校の学科別在籍者数のうち、職業を主とする専門学科で学ぶ生徒数は 32.5% を占め、全国平均（18.4%）を上回っています（2017 年 5 月現在）。
- 県内の高等学校卒業生の県内就職割合は例年 7 割程度で推移しています。今後、2030 年にかけて、生産年齢人口減少の加速による企業の人手不足の深刻化が懸念される中、県内企業の人材ニーズに対応した担い手の育成と人材確保が課題となっています。
- また、IoT* やビッグデータ、人工知能（AI）等の技術革新や、企業の海外進出に伴う国際化などに対応できる、専門的職業人の育成が急務となっています。
- これらの状況を踏まえ、2016 年 10 月に岐阜県地方産業教育審議会に「これからの中の本県産業教育の充実について」諮問をし、2018 年 3 月に答申を受けました。
- 答申に基づき、2018 年度には、専門高校の在り方に関する地区検討委員会を設置し、県内 5 圏域それぞれの地域性を生かした教育の推進や、インターンシップの推進、国際感覚を有した職業人の育成、さらには小・中学校段階からのキャリア教育* の充実などに関する協議を進めています。

課題

- 将来の地域産業の発展を支える意欲と資質・能力をもつ専門的職業人の育成
- 急速に進展する技術革新や、グローバル化、産業構造の変革等に対応できる、高い専門性をはぐくむための、企業や専門機関等と連携した教育の推進
- 学習指導要領の改訂を踏まえ、産業教育の充実に向けた施設設備の整備推進

取組み方針

将来の岐阜県産業を担う人材の育成という観点から、専門高校において、学科連携・外部人材活用・外部施設設備活用等により、地域素材・資源を存分に生かした地域産業の振興を探求する教育を推進します。また、小・中学校段階から、岐阜県のそれぞれの地域の特色ある産業や専門高校に興味・関心を持てるようキャリア教育の充実を図ります。

グローバル化や IoT、人工知能（AI）等をはじめとする技術革新に対応できる専門的職業人の育成を目指し、グローバルな視野と国際感覚を身に付けるための海外における職場体験の充実や、産業界や大学等と連携した高い専門性をはぐくむ教育を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値（2018 年度）	目標値（2023 年度）
10	産業教育の推進 (ふるさと教育)	専門学科で学ぶ生徒を対象とした産業教育に関する全国規模のコンテスト・大会の最上位に入賞した高校生の数	高等学校 20 人・団体 (※2017 年度)	高等学校 30 人・団体

取り組むべき主な施策

① 小・中学校における産業への興味・関心を高める取組の推進

- ・小・中学校では、岐阜県のそれぞれの地域の特色ある産業等について理解できる学習資料を開発し、活用を促進します。
- ・小・中学校における地域の企業から学ぶ「職業講話」や地域の専門高校生との交流等の充実を図り、児童生徒一人一人の産業への興味関心を高める取組を推進します。

② 高等学校における地域資源を生かし地域産業の振興をする教育の推進

- ・産業界や大学等の施設設備を活用しながら、プロの専門家から学ぶ環境を構築し、地域産業の発展を支える専門的職業人の育成を図ります。【目標4(1)：再掲】
- ・従来の短期・体験型のインターンシップに加え、日頃の学習で得た知識・技術を基に、社会の動きや業務の内容等をより深く学ぶ中長期にわたる実践的インターンシップを推進します。【目標2：再掲】
- ・日頃の学習で得た知識・技術を活用し、地域と連携した多様な課題に対応できる課題解決力の育成や、地域資源を用いたブランド形成力の育成等に取り組むことで、地域や地元企業を知り、将来の地域産業界を担う専門的職業人を育成します。【目標2：再掲】

③ 急速に発展する技術革新やグローバル化等に対応できる高い専門性をはぐくむ教育の推進

- ・企業等と連携・協働して、人工知能（AI）やIoT等を活用した最先端の知識・技術を身に付け、産業界の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する専門高校を重点的に支援します。【目標1：再掲】
- ・アジア・オセアニアを中心に現地法人での職場体験や、現地教育機関における外国語による職業教育等を通して、将来の産業界をリードできるグローバルな視野と国際感覚を有した職業人の育成を図ります。【目標3：再掲】
- ・海外の優れた農業の実践的経営内容を学ぶことを通じて、広い視野に立って積極的に取り組む農業後継者を育成します。【目標3：再掲】
- ・今後の産業教育の在り方や、地域産業界を担う専門的職業人に求められる資質等について検討するために、広く有識者等で構成する審議会を設置し、産業経済界及び教育関係者の協力により産業教育・技術教育の振興を図ります。

④ 産業教育施設整備の計画的な更新整備

- ・学習指導要領の改訂を踏まえた産業教育の充実を図るため、実習装置・設備を整備するとともに、整備済みの装置や設備の修繕等を実施します。
- ・生産の効率化を図り、生産性の向上に資するとともに、生徒の実験実習における安全を確保するため、県立学校の農場基盤を整備します。

⑤ 高等特別支援学校における専門的な職業教育の実施

- ・高等特別支援学校において、就労に向けた専門的な職業教育を実施するため、高等特別支援学校専門教科担当教員の指導力向上を図るとともに、高等特別支援学校の全県展開に向け、専門教科の担当教員を養成します。

目標6 学校を創り出す力で育成する学びづくりと地域との連携の推進

現状

- 生徒数の減少により、将来的に学校規模が縮小する中、各高等学校の教育水準の向上や教育の機会均等を図ることで、子どもたちがそれぞれの夢の実現に向かって挑戦できる環境を継続的に提供することが必要です。
- 学科の種類や卒業後の進路状況、学ぶ生徒の状況等を「高校の特性」と捉え、その特性に応じた活性化の基本的な考え方を定め、具体的な活性化策を例示したものを「県立高校活性化の基本方針（グランドデザイン）」として整理しました。生徒数の動向から、活性化が求められる県立高等学校においては、市町関係者、経済界、産業界代表からなる協議会を各校に設置し、単独校としての活性化を推進してきました。また、全県一区、県外募集の実施、学科配置や学びの仕組みの改善を図ってきました。
- よりよい学校運営に向けて、全ての小・中学校等においては、学校評価（自己評価・学校関係者評価*）を実施し、結果を公表しています。また、全ての高等学校においては、学校評価（自己評価・学校関係者評価）や「生徒及び保護者等を対象とするアンケート」を実施し、結果を公表しています。併せて、学校経営計画（岐阜県立高等学校版マニフェスト）を作成し、ホームページで公開しています。
- 県立学校に学校評議員又は学校運営協議会（コミュニティ・スクール*）を設置し、各学校が教育活動や学校運営の状況について、保護者や地域住民等の感想や意見を得るなどして、学校運営の改善に努めています。
- 少子化、人口減少により、学校の小規模化はへき地学校だけの実情ではなくなってきていることを踏まえ、へき地学校の「小規模性」を生かした優れた実践を、へき地以外の学校においても参考にしていく必要があります。

課題・課題

- グランドデザインに基づき、高校の特性に応じた活性化策の推進
- 今後の生徒減少期を見据え、県立高等学校の在り方についての検討の開始
- 学校評価システムに基づいた継続的な学校改善の推進
- 保護者や地域住民等の意見を反映した開かれた学校運営の推進
- 学校や地域の特性を生かした魅力ある学校づくりの推進

取組の方針

高校の特性に応じた活性化策を検討、実施します。専門高校については、県地方産業教育審議会からの答申を踏まえ、基本的な学びの領域を単位とした学科の配置を推進します。

今後の生徒減少期を見据え、県立高等学校の在り方についての具体的な検討を行います。

地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」を一層推進するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充し、開かれた学校運営を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
11	学校づくりと 地域との連携 (ふるさと教育)	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置している県立学校の数	高等学校 11 校 (13.3%)	高等学校 83 校 (100%)
12		今の高校に入学して満足している高校生の割合	高等学校 80.9%	高等学校 100%

※ 参考指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
45	学校と家庭、 地域との連携	「地域学校協働本部又は類似の取組など地域と学校が連携・協働して活動を実施している」と回答した学校の割合	小学校 83.0% 中学校 73.3% (※2017 年度)	小学校 90% 中学校 80%

取り組むべき主な施策

① 魅力ある県立高等学校づくりの推進

- これまで、グランドデザインに基づき、単位制への改編、柔軟な定員設定や学科群ごとのくくり募集など高校の特性に応じた活性化策を講じてきました。特に単位制については、生徒の多様な進路希望に対応するための方策のひとつとして導入し、18校に拡大してきました。今後は必要に応じて単位制導入校を拡大するとともに、導入校における教育課程を検証し、科目選択の仕組み等を改善したり、教科横断型の探究型学習を科目として位置付けたりすることなどにより、国が提唱する文理両方を学ぶ人材育成を目指します。
- 今後の急激な生徒減少期や社会のニーズ及び産業構造等の変化に対応するため、学科配置や学びの仕組みの見直し、将来的な県立高等学校の在り方についての具体的な検討などを行うことにより、それぞれの子どもたちが多様な進路目標に向かって努力し自己実現を図ることができるよう、地域や高校の特性、学科配置のバランス等を考慮した教育環境を整備し、魅力ある高校づくりを推進します。
- 生徒数の動向や地域との結びつきの状況などから、活性化が求められる県立高等学校に協議会を設置し、地域社会と結びつける学習活動支援策を検討、実行、検証することで学校の活力向上を図ります。
- 大学進学希望者が多い普通科高校から、生徒の進路実現及び教員の学習指導力向上を図る県立高等学校を重点的に支援します。また、他校生徒と合同で受験勉強に取り組むなどの事業を行います。

② 連携型中高一貫教育校*の推進体制の改善、発展、情報発信

- 現在、県内4地域（揖斐川町、八百津町、郡上市、飛騨市）で設置している連携型中高一貫教育校*の推進体制の改善、発展、情報発信を行うとともに、併設型中高一貫教育校*・中等教育学校*の調査研究を継続します。

③ 地域と連携した開かれた学校づくりの推進

- 地域と連携し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を促進するとともに、教育課程、学校経営計画、学校組織編成等の学校運営の基本方針の承認について、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった、特色ある開かれた学校づくりを推進します。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しない全ての県立学校においては、地域住民等で構成する学校評議員を設置し、授業参観や教育活動についての意見聴取等を通して、地域社会との連携を図りながら学校運営の充実に努めます。
- 学校経営の方針や具体的な実施計画を示した学校経営計画等に基づいた学校運営を行い、取組の結果については自己評価とともに、保護者、地域住民等による学校関係者評価を実施して、学校運営の改善を一層推進します。

④ へき地学校における教育の充実と学校や地域の特性や資源を生かした魅力ある学校づくり

- へき地・複式校、少人数学級ならではのメリットを生かした効果的な指導方法の工夫改善を支援します。また、各学校が、豊かな自然環境や歴史、伝統文化、地場産業等を探究したり、地域の様々な活動に参加したりするふるさと教育の充実に努めます。

目標マニフェスト「特別支援教育の推進」

現状

- 「子どもかがやきプラン」に基づき各地域において特別支援学校の整備を進め、2017年度に県立特別支援学校20校体制が完成しました。しかし、児童生徒数の増加に伴い、一部の学校では、2校舎体制や教室不足の状況があります。
- 知的障がいの程度が軽度である生徒が増加していることに対応するため、職業教育に特化した高等特別支援学校の整備を進め、2017年度に岐阜地域において岐阜清流高等特別支援学校を、2018年度には西濃地域において西濃高等特別支援学校を開校しました。
- 「子どもかがやきプラン」に基づき、各特別支援学校にスクールバスを整備し、児童生徒の通学の利便性を図ってきましたが、一部のコースで乗車時間が60分を超える状況があります。小・中・高等学校において、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成・活用等の特別支援教育の体制を整備しました。
- インクルーシブ教育*システムのさらなる構築に向け、「新子どもかがやきプラン」を策定しました。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる、新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みはじめました。
- 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、特別支援学校に看護講師を配置しました。しかし、医療的ケアを必要とする児童生徒が校外学習等に参加する場合、保護者の送迎や同伴が必要となる状況があります。
- 特別支援学校における児童生徒は、重度・重複化、多様化してきており、多様な教育的ニーズに対応する教員の専門性の向上や学習環境の整備が必要となっています。
- 小・中学校における通級指導教室を利用する児童生徒数は、今後も増加することが見込まれるため、通級指導教室を担当する教員の養成が急務となっています。
- すべての県立高等学校で発達障がい、または発達障がいと思われる生徒が在籍している状況があり、2018年度から県内2校で「少人数コミュニケーション講座」を開設しています。

課題

- 岐阜・西濃地域以外における高等特別支援学校機能の整備
- 特別支援学校における多様なニーズに応じた支援の強化
- 発達障がいのある児童生徒への支援の強化

取組の方向性

軽度知的障がいのある生徒の職業教育の充実を図るために、県内各地域に高等特別支援学校機能を整備します。また、特別支援学校において、一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な学びの場を柔軟に活用できるよう支援体制の充実を図り、各学びの場における適切な指導支援を行うための教員の専門性を高めていきます。

通級指導教室の拡充及び担当教員の養成、個別支援の充実に向けた高等学校特別支援教育支援員の配置や専門家の派遣などに取り組み、小・中・高等学校において、発達障がい等のある児童生徒の教育的ニーズに応じた切れ目ない支援の充実を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値（2018年度）	目標値（2023年度）
13	特別支援教育	特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	96.2% (※2017年度)	100%
14		通級指導教室担当教員養成研修の受講教員数	0人	5年間で 175人

取り組むべき主な施策

① 高等特別支援学校機能の全県展開

- ・可茂地域における高等特別支援学校を、県立学校内に整備します。
- ・東濃地域や飛騨地域における高等特別支援学校機能の整備に向けて、検討します。
- ・現在配置している企業開拓用務を行うコーディネーターに加え、地域の高等特別支援学校との情報連携や大手企業とのジョブプランの検討、中学生・高校生へのキャリア教育*など、岐阜清流高等特別支援学校のセンター的機能を担う新たなコーディネーターを配置します。
- ・高等特別支援学校において、就労に向けた専門的な職業教育を実施するため、高等特別支援学校専門教科担当教員の指導力向上を図るとともに、高等特別支援学校の全県展開に向け、専門教科の担当教員を養成します。【目標5：再掲】
- ・「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大するとともに、企業団体や労働関係機関等と連携した職場実習や就労支援を一層充実します。

② 特別支援教育における教職員の専門性の向上

- ・岐阜市内5校（岐阜盲学校・岐阜聾学校・長良特別支援学校・岐阜希望が丘特別支援学校・岐阜清流高等特別支援学校）をそれぞれが対象とする障がい種に関する専門的な教育を行うコア・スクールとして位置づけ、専門性の高いコア・ティーチャー*を養成し、県内各学校に指導助言や研修機会を提供します。
- ・特別支援学校の教員をはじめ、小・中学校の特別支援学級等の担当教員の特別支援学校教諭免許の保有率を向上するため、免許法認定講習等を活用した免許取得を促進します。

③ 特別支援学校高等部作業学習の見直しと到達度認定の仕組みづくり

- ・特別支援学校高等部作業学習を生徒の実態に合わせた内容に見直すなど、就労につながる研究開発を行います。
- ・生徒の学習の状態を本人にも企業にも分かりやすくするための指標となる、働く力の到達度認定の制度をつくります。

④ 医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制の整備に向けたガイドラインの策定と校外学習等における医療的ケア実施体制の構築

- ・より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができる支援体制の整備に向け、新たに医療的ケア運営協議会を設置し、ガイドラインを作成します。
- ・特別支援学校に在籍する医療的なケアを必要とする児童生徒が、保護者が同伴しなくても安心して校外学習等に参加できるよう、看護師を配置するなどの医療的ケア実施体制を整備します。

⑤ 交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーの推進

- ・特別支援学校において、居住地校交流*や学校間交流*、地域交流*など、児童生徒の交流及び共同学習を計画的、組織的に実施するとともに、障がい者スポーツを題材とした交流活動を推進します。
- ・小・中・高等学校において、車いす体験や手話の学習、障がい者スポーツ体験、障がい者雇用企業についての学習など、障がい者理解を深める取組を推進します。

⑥ 特別支援学校の児童生徒一人一人のニーズに応じた学習環境整備

- ・障がいの重度・重複化、多様化に伴い、一人一人のニーズに応じた学びを提供できるよう、各特別支援学校の学習環境の整備を行います。また、特別支援学校の2校舎体制や教室不足等の解消に向けた取組を進めます。
- ・特別支援学校児童生徒の通学に係る負担を軽減するため、スクールバス全コースにおいて乗車時間が概ね60分以内となるよう、スクールバスの増配置を計画します。

⑦ 発達障がい等のある児童生徒の特性を踏まえた支援の充実

- ・小・中学校等において、発達障がい支援のコア・ティーチャーを育成するとともに、L D · A D H D 等*通級指導担当教員に対する基礎的な指導力の習得を目的とした養成プログラムを実施します。
- ・高等学校において、発達障がい等のある生徒の教育的ニーズに応じた学びの場として「少人数コミュニケーション講座」を実施するとともに、県内各地域での開講を検討します。また、担当教員の養成及び専門性向上に関する研修体制を整備します。
- ・発達障がいのある生徒や肢体不自由・病弱等のある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学校での学習や生活を支援します。
- ・障がいのある生徒が県立高等学校への進学を希望する場合は、受検や学校生活において必要となる合理的配慮を事前協議を踏まえて提供します。
- ・学校の要請に応じ、発達障がいのある児童生徒の支援方法を教員へ適切に助言するために、大学教授や医師、臨床心理士、教員OB等を派遣します。

⑧ 長期入院している高校生に対する教育保障体制の整備

- ・長期入院等に伴い学校で学習指導を受けることができない高校生に対して、医療機関・学校等が連携し、I C Tを活用して授業に参加できる体制を整備します。

⑨ 新子どもかがやきプランの推進と進行管理

- ・上記①から⑧までに示した取組をはじめとした「新子どもかがやきプラン」の取組の進捗状況や目標の達成状況について、保護者や専門家、関係機関等で構成する新子どもかがやきプラン推進委員会において検討を行うとともに、学校や保護者等から広く意見を聴取したうえで、次年度に進める具体的な施策を盛り込んだアクションプランを毎年策定し、プランを推進します。

目標3 学びのコーディネートの構築と学びの再チャレンジの推進

現状

- 県では、教育の機会均等に資するため、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給するとともに、非課税世帯を対象に授業料以外の教育費を支援するため、高校生等奨学給付金を支給しています。更に、経済的な理由で修学が困難な生徒や学生に対して、「選奨生奨学金」、「高等学校奨学金」、「子育て支援奨学金」、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」による修学支援を行い、働きながら学ぶ生徒には、「定時制課程通信制課程修学奨励費」による支援を行っています。2017年度には、奨学金として369件(100,184千円)、母子父子寡婦福祉資金として204件(123,243千円)の支援を行いました。
- 小・中学校段階で不登校の状態にある児童生徒に対し、市町村の教育支援センターや各学校において、個別の状況に応じた学習支援を行っています。また、県総合教育センターや各教育事務所においても、児童生徒の電話相談や面接相談を行っています。高等学校段階では、不登校の状態にある生徒に対し、学校や家庭以外の居場所として県総合教育センター内に適応指導教室「G-プレイス*」を設置し、学習支援等を行っています。2017年度の適応指導教室での相談回数は面接相談635回、出張相談18回、電話相談253回となっています。
- 定時制・通信制高等学校は、様々な課題を抱える生徒の学びの受け皿へと役割が広がっており、生徒の多様化が進んでいます。外国人児童生徒適応指導員を派遣し、外国人生徒に対する日本語学習及び全般的な学習指導などの支援も行っています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域とも連携し、課題を抱える子どもに対する学習面や生活面等での支援を推進する必要があります。

課題

- ・受給対象者に対する各種修学支援制度の周知等の徹底及び工夫
- ・「学びの再チャレンジ」を支援する教育相談体制の充実と教育環境の整備
- ・貧困が連鎖することのないよう学習面、生活面等の支援の推進

取組み方針

経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する各種奨学金の貸付等、修学支援施策を推進するとともに、ホームページ等で各種修学支援制度の周知を図ります。

不登校児童生徒への個別の状況に応じた学習支援や心身の安定に向けた取組を強化するため、適応指導教室の支援体制等の整備を図ることにより、不登校児童生徒や高校中退者等の教育機会を確保します。

取り組むべき主な施策

① 経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する修学支援の推進

- ・高等学校等の生徒の授業料に充てる就学支援金の支給を行います。また、非課税世帯に対しては、学用品費などに充てる奨学給付金を給付します。
- ・教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒等に対して奨学金を貸与します。
- ・母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的に、就学支度資金や修学資金などの貸付けを実施します。

② 各種修学支援制度の周知

- ・国の奨学金制度を含めた各種修学支援制度の情報を冊子やホームページで紹介するなど、各種修学支援制度に関する周知を図ります。

③ 不登校児童生徒への対応強化と学びの再チャレンジ支援の充実

- ・不登校児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラー*を総合教育センターや教育事務所に継続配置します。
- ・適応指導教室を設置し、不登校の状態にある高等学校段階の生徒に対し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行います。
- ・夜間中学*は、全国的に、義務教育未修了者に加え、外国人、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている傾向にあることから、県においても、夜間中学に係る具体的なニーズの実態把握を進め、検討を行います。

④ 3部制*高等学校や定時制・通信制の課程をもつ高等学校における教育の充実

- ・生徒の多様な生活時間に柔軟に対応できる3部制単位制高等学校*や定時制・通信制課程をもつ高等学校において、基礎的・基本的な学習から応用的・実践的な学習内容まで幅広く学べるよう、授業のユニバーサルデザイン*化やソーシャルスキルトレーニング*の普及を図ります。
- ・定時制・通信制課程に学ぶ有職生徒や疾病等その他やむを得ない事由のある生徒に対して、教育の機会均等を確保するため、教科書及び学習書購入費、夜間定時制高等学校給食費等を助成します。

⑤ 高等学校中途退学者等への修学・就労等のサポート

- ・高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等へ再入学した生徒について、授業料に充てる学び直し支援金を支給します。
- ・高等学校の中途退学者等に対し、子ども・若者支援地域協議会が実施する登録制度により学び直しや就労などの継続したサポートを行うとともに、ホームページ等により制度の周知を図ります。

⑥ 子どもの貧困対策の推進

- ・県内の子どもの貧困状況や、生活に困難を抱える世帯の実態や必要とされている支援について、県全体の概要を調査・把握し、その結果を県の施策に活用します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対して、学習塾形式を基本とする学習支援を実施します。
- ・支援が必要な子どもに対して、食事の提供等を通じた子どもたちの居場所づくりとして「子ども食堂」を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。

三 票9 マルチ文化社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進**現状**

- 県内の外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、2018年度の県内小・中学校の外国人児童生徒数は、2014年度と比べて約1.34倍増の2,611人となっています。また、県内42市町村のうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒が1名以上在籍する自治体は32市町村であり、全体の76.2%を占めています。集住地域ではさらに外国人児童生徒の数が増え、同時に、県内各地域へと広がっています。
- 外国人児童生徒適応指導員を配置し、学校と連携を図りながら学校生活への適応指導や日本語指導等の支援を行うことにより、外国人児童生徒に対する学習保障に取り組んでいます。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する統一的なカリキュラムや教材を開発し、提供しています。
- 外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数は、今後も、増加や県内各地域への広がりが予想され、また、国籍（母語）構成の変化にも対応していく必要があります。
- 外国人児童生徒の保護者の雇用が不安定な場合もあり、学校外における就学・学習支援など、関係機関との連携のもと、生活全般についてきめ細やかな支援が求められています。

課題

- 適応指導や日本語指導の充実による外国人児童生徒が就学しやすい環境づくり
- 散在地域における外国人児童生徒に対する日本語指導の充実
- 高等学校卒業後の就職支援の充実
- 学校外で、学習支援を行う民間団体等の担い手の育成

取組の方向性

今後さらに増加が見込まれる外国人児童生徒の適応指導や日本語指導に対応できるよう、外国人児童生徒の母語を使用することができる適応指導員を配置します。また、新しく外国人児童生徒を受け入れる学校が適切に指導できるよう、指導者向け教材を開発するとともに、日本語が必要な児童生徒に対するカリキュラムや効果的な指導方法、教材の有効活用を促進します。

外国人児童生徒との文化の交流等、児童生徒が他国の文化を理解する機会を創出し、今後一層必要となる多文化共生社会に対応できる力をはぐくみます。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
15	多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進	日本語指導に関する研修受講教員数	19人 (※2017年度)	5年間で 600人
16		日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等へ進学した生徒の割合	90.1%	100%

取り組むべき主な施策

① 外国人児童生徒への適応指導や日本語指導による学習保障に向けた取組の推進

- ・対象児童生徒の母語（ポルトガル語・タガログ語等）を使用することのできる外国人児童生徒適応指導員を散在地域にも配置し、学校生活への適応指導や日本語についての指導・援助を実施します。
- ・児童生徒の日本語の習得状況に応じた指導ができるよう、指導者向け教材を作成します。また、集住地域のみならず、新しく外国人児童生徒を受け入れる学校においても日本語指導が充実するよう、児童生徒向け教材の活用を促進します。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する指導や、これまで開発してきた教材の効果的な活用方法等の研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ります。
- ・高等学校において、日本語指導が必要な外国人生徒を対象にした特別の教育課程を編成・実施するとともに指導体制の充実を図ります。
- ・外国人児童生徒に対して日本語指導ができる教員を育成するため、独立行政法人教職員支援機構が実施する研修に教員を派遣し、その派遣教員が講師となり、県内の教員を対象に研修を実施する。
- ・夜間中学*は、全国的に、義務教育未修了者に加え、外国人、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている傾向にあることから、県においても、夜間中学に係る具体的なニーズの実態把握を進め、検討を行います。【目標8：再掲】

② 高校卒業後のキャリア支援・就職支援

- ・外国人高校生等を対象に、外国人の先輩社員が仕事内容、やりがいなどを紹介する講座や、インターンシップを実施するなど、キャリア教育*の充実に向けた取組を推進します。

③ 学校外における就学・学習支援

- ・N P O等の民間団体が行う外国人児童生徒向けの学習教室への支援の充実や、学習支援の担い手育成に向けた研修会を開催するなど、学校外における学習支援の実施地域や担い手の拡充に向けた取組を推進します。

④ 外国人学校の各種学校化・学校法人化への支援

- ・認可学校法人へ学校運営経費を補助するなど、外国人学校からの希望に応じ、各種学校化・学校法人化に向けた支援を行います。

⑤ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- ・A L Tや外国人児童生徒との交流等を通して、児童生徒の国際感覚や異文化理解の向上を図る取組をさらに推進します。【目標3：再掲】
- ・日本や日本を取り巻く世界の地理的・歴史的事象に加え、広い視野から国際社会における日本の役割について考える学習の充実を図ります。これにより、日本の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かなコミュニケーション能力、異文化理解の精神等を身に付けてグローバルに活躍できる人材を育成します。【目標3：再掲】

目標10 「いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底」

現状

- 公立学校におけるいじめの認知件数は、2017年度は小学校3,083件、中学校1,300件、高等学校400件、特別支援学校51件となっています。
- 学校におけるいじめの問題に対する取組については、いじめの積極的な認知を図るとともに、スクールカウンセラー*、スクール相談員、養護教諭の積極的な活用により、各学校の教育相談体制を整備しています。スクールカウンセラーを公立高等学校・特別支援学校、及び全中学校区に配置したことにより、学校だけでは対応が困難な問題が発生した初期段階で、指導体制の確立と問題行動等の迅速な対応や早期解決を図っています。
- スクールソーシャルワーカー*が中心となって児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけを行うことで、学校、家庭、関係機関等のネットワークが構築され、児童生徒が抱える諸問題の解決に向けた支援を行っています。
- 地域をあげていじめを未然防止する県民運動の一つ「あったかい言葉かけ運動*」を推進することによって、地域ぐるみでいじめを生じさせない学校づくりの取組が定着してきました。
- 岐阜県生徒指導推進会議では、いじめの未然防止の取組の成果と課題について意見交換が行われ、県民運動の趣旨に沿った取組の実施に向け、共通理解を図りました。

課題

- 児童生徒の様々な悩みや生活上の困難さの軽減・解消に向けた学校内の相談体制の一層の充実
- 学校外の児童生徒が相談しやすい窓口の整備とその周知
- 小・中・高等学校、特別支援学校の異校種間の連携及び学校・家庭・地域の連携の推進
- 規範意識や望ましい人間関係をはぐくむ教育の充実

取組の方向性

いじめや暴力行為等の問題行動や不登校については、積極的な生徒指導の観点から未然防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家を活用した教育相談体制等の更なる整備を図ることにより、早期発見と情報共有の徹底を図ります。また、発見後はこれまで以上に迅速な対応ができるよう、組織体制を強化します。

いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期解消のためには、学校での取組のみならず、家庭や地域と一体になった取組が重要であり、学校では「魅力ある学校づくり」を推進し、家庭や地域では「あったかい言葉かけ運動」の普及に向けより一層の啓発を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
17	いじめ等の未然防止、早期発見・対応	いじめられた児童生徒のうち、誰にも相談していない児童生徒の数	小学校 134人 中学校 72人 高等学校 26人 (※2017年度)	小学校 0人 中学校 0人 高等学校 0人

取り組むべき主な施策

① いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と複雑化・多様化する問題行動への組織的な対応

- ・「魅力ある学校づくり」事業の成果普及のため、この事業に携わる有識者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として県内全域の市町村教育委員会や学校に派遣します。
- ・スクールカウンセラーを公立高等学校・特別支援学校に配置します。また、全中学校区に配置することで、小学校を含む、全ての学校種での指導体制の確立と問題行動の未然防止、早期解決を図ります。
- ・岐阜県生徒指導推進会議において、いじめなどの様々な問題についての未然防止の取組が県民運動としてより一層展開されるように協議、推進します。

② 外部専門家の積極的な活用による教育相談体制の充実

- ・複雑化・多様化した問題行動を解決するため、教職員はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、法律相談等の専門家等との連携・分担によりチームとしての対応ができるよう、外部専門家の積極的な活用を図ります。
- ・不登校児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラーを総合教育センター等に配置するとともに、適応指導教室に通う生徒を支援します。
- ・児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーを必要に応じて公立学校へ派遣します。
- ・学校における緊急事案に対応するため、弁護士、医師、学識経験者等を公立学校等へ派遣します。
- ・24時間体制の電話相談「子供SOS24」により、いじめ等に苦しむ児童生徒や保護者の相談に乗ることで解決の糸口を探ります。

③ SNSを活用した相談体制の構築

- ・中学生・高校生を対象にLINEなどのSNSを活用した相談体制を構築します。

④ いじめ等の問題行動や不登校が生じないような魅力ある学校づくりの推進

- ・児童生徒一人一人の規範意識や望ましい人間関係を築く力を高め、「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校づくりに取り組みます。
- ・児童生徒が自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人に活躍の場をつくるとともに、児童生徒へのアンケート等を活用しながら、互いに認め合い、自己肯定感*を味わうことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ・「あったかい言葉かけ運動」の作品を募集し、作品をまとめたリーフレットを県内の全児童生徒へ配付します。また、新聞等による「あったかい言葉かけ運動」の啓発に取り組みます。
- ・LGBT*等の性的少数者への差別をはじめとする複雑化する人権課題についても、引き続き現状把握に努めながら、学校生活の様々な場面においてきめ細かな対応を進め、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる学校づくりを推進します。

⑤ インターネットの安全・安心利用に関する啓発等の充実

- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整えるために、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行い、問題行動等の未然防止を図ります。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル*教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるようにします。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年育成関係者、保護者等に向けた研修会への講師派遣などの啓発活動を行います。

⑥ 地域で子どもを守り育てる運動の推進

- ・「岐阜県生徒指導推進会議」において県民運動の内容や方法を検討し、教職員、PTA、地域住民、少年育成団体等が協力して、児童生徒が自己肯定感を高める活動を推進するとともに、いじめの問題（ネットいじめを含む）への対応に関わる取組の充実を図ります。

目標3 これからの中学生に求められる資質・能力の育成

(1) 基礎となる学力を育成する義務教育段階の取組

現状

- 小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、新学習指導要領*が全面実施されます。小学校高学年における外国語の教科化（外国語科）、プログラミング教育の必修化など教育内容が改善されるとともに、学習の基礎となる言語能力、情報活用能力*、問題発見・解決能力や、現代的な諸課題に対応できる資質・能力の育成が求められています。
- 全国学力・学習状況調査等を活用した指導改善や、習熟の度合いに応じて指導できる少人数指導の推進等により、児童生徒の学力の一定の底上げが図られてきましたが、上位層の割合は、全国と比較して少ない状況が見られます。
- 英語については、これまで、小・中・高等学校の系統的なカリキュラムや到達目標の整理、小学校での外国語活動の早期化や教科化への対応を見据えた教材開発等を行ってきました。

課題

- 一人一人の児童生徒の学力・学習状況に応じたきめ細かな指導の充実に向けた指導体制づくりと指導方法の開発
- 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題を解決できるための資質・能力を育成する教育の推進
- 新学習指導要領で求められる英語力の育成や、プログラミング教育*の円滑な実施に対応できる支援の充実

取組の方針

一人一人の児童生徒に新しい時代を生きるための基礎となる学力をはぐくむため、個の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実を図る指導体制づくりや教材開発等の充実を図ります。

また、知識や情報を活用して最適な答えを導き出す力を育成するため、教科等横断的な視点に立った深い学びを実現するための支援の充実を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
18	資質・能力の育成	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるとと思う児童生徒の割合	小学校 79.1% 中学校 79.5% 高等学校 69.6%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
19		各教科で身に付けたことを様々な課題の解決に生かす機会を設けた学校の割合	小学校 91.7% 中学校 86.4% 高等学校 73.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
20	英語力の強化	C E F R * の A 1 レベル相当 (英検3級等) 以上の英語力を有する中学生の割合	中学校 36.4% (※2017年度)	中学校 50%
21		C E F R の A 2 レベル相当 (英検準2級等) 以上の英語力を有する高校生の割合	高等学校 39.1% (※2017年度)	高等学校 50%

取り組むべき主な施策

① 確かな学力を育成するための個の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実

- ・各学校において、全国学力・学習状況調査等の結果を的確に分析し、自校における実効性の高い指導改善を進めることができるよう、学校に対する指導・支援の充実を図ります。
- ・算数の学力を伸ばすため、児童が個々のペースで学習を進めることができる「教科学習Webシステム」の更なる利用促進を図ります。また、そのために、コンテンツの拡充や個別の学習支援を提供できるシステム構築に取り組みます。

② 少人数指導や教科専門性を生かした指導体制の充実

- ・岐阜県型少人数指導を継続するとともに、小学校の児童が、教科の専門性の高い指導を受けることができるよう、教員の教科専門性を生かした指導体制づくりの支援を充実します。

③ 教科横断的な視点に立った深い学びを実現する教育の推進

- ・知識の理解の質を高め、多様な人々と協働しながら主体的に問題を解決できる力を育成するための「主体的・対話的で深い学び」が実現されるよう、指導改善の支援に取り組みます。
- ・現代的な諸課題や実生活の中で日常的に見られる課題について、教科で学んだ知識や読解力等を活用して最適な答えを導き出すことができる問題や指導例を提供し、小・中学校で活用できるようにします。

④ プログラミング教育の推進

- ・小学校において、「プログラミング的思考*」をはぐくむことをねらいとして導入されるプログラミング教育の円滑な実施に向け、指導のためのガイダンス用資料を作成し、活用を促します。また、実際の授業の具体をイメージできるよう、市町村教育委員会や教員を対象に、模範授業の実施や、教材等の導入例の紹介等、研修の機会を提供します。
- ・小・中・高等学校の段階に応じたプログラミング教育の充実を図るため、他機関と連携した教育の研修を実施します。

英語教育の充実

⑤ 児童生徒の英語力を高めるための小・中・高等学校を一貫した指導の強化

- ・小・中学校における目指す姿を明らかにした岐阜県版学習到達目標を定めて周知し、各学校が児童生徒の達成状況を適切に把握して指導の改善に生かすことができるようになります。高等学校においても、中学校の学習到達目標との整合性を図りながら、各学校に応じた目標を明確に定め、生徒の達成状況を適切に把握した指導に取り組みます。

⑥ 「英語4技能*」の育成

- ・学習指導要領の改訂により小学校高学年に導入される外国語科において、「書くこと」の指導に対応した教材の提供等の支援を進めます。【目標3：再掲】
- ・中学校において、増加する語彙を確実に習得できる教材を提供し活用を促します。【目標3：再掲】
- ・小・中学校において、「英語4技能」を高めることができるよう、ICT教材を活用した支援を進めます。【目標3：再掲】

目標1 これからの中学生に求められる資質・能力の育成

(2) 社会で活きる学力を育成する高校教育段階での取組

現状

- 新学習指導要領*が示され、高等学校においては、2022年度から年次進行で実施されます。
- 大学入試が、受検生の「学力の3要素」(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を多面的・総合的に評価する入試に転換されます。2020年度(2021年度入学者選抜)から始まる「大学共通テスト*」では、記述式問題の導入や英語4技能*評価への転換が図られます。
- 英語教育については、小・中・高等学校の系統的なカリキュラムや指導・評価のモデルを構築するとともに、生徒の実践的なコミュニケーション能力を伸ばしてきました。
- 社会で求められる資質・能力を全ての生徒にはぐくみ、生涯にわたって探究を深める社会の担い手として送り出していくことが重要となっています。そのため、自ら解決の道筋を立て、既習の知識や情報を活用して解決を図っていく探究学習の充実が求められています。

課題

- 「主体的・対話的で深い学び* (アクティブラーニング)」の実現に向けた授業改善
- 知識の理解の質の向上と確かな学力の育成
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた、生徒の英語力を高めるための客観的評価を生かした学習指導の充実

取り組み方針

新学習指導要領の柱である「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善を、ICTを有効に活用しながら推進します。

また、「高校生のための学びの基礎診断*」等を活用した学力向上の取組や、大学や企業等と連携したハイレベルな学びの創造などを進め、新しい社会で活きる学力を育成します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値(2018年度)	目標値(2023年度)
18	資質・能力の育成	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合	小学校 79.1% 中学校 79.5% 高等学校 69.6%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
19		各教科で身に付けたことを様々な課題の解決に生かす機会を設けた学校の割合	小学校 91.7% 中学校 86.4% 高等学校 73.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
20	英語力の強化	C E F R*のA1レベル相当(英検3級等)以上の英語力を有する中学生の割合	中学校 36.4% (※2017年度)	中学校 50%
21		C E F RのA2レベル相当(英検準2級等)以上の英語力を有する高校生の割合	高等学校 39.1% (※2017年度)	高等学校 50%

取り組むべき主な施策

① 学校の特性に応じた「高校教育改革」に対する取組の推進

- ・高等学校において、地方自治体、大学等との協働により、地域を知り、地域課題の解決等の探究的な学びを推進します。【目標 1：再掲】

② I C T を活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進

- ・「主体的・対話的で深い学び」に必要な情報活用能力*の育成を図るため、各教科において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用した学習活動の充実を図ります。
- ・小・中・高等学校の段階に応じたプログラミング教育*の充実を図るため、他機関と連携した教育の研修を実施します。【目標 11（1）：再掲】

③ 学びの基礎診断を生かした学力向上の取組の充実

- ・高等学校段階における多様な学習成果を測定するツールの一つである「高校生のための学びの基礎診断」等を活用し、生徒の学習の改善や教師による指導の改善に生かします。

④ 大学や企業等と連携したハイレベルな学びの創造

- ・大学進学希望者の多い普通科の高等学校において、大学や大学院等での研究体験「アカデミック・インターンシップ」や企業での経営体験等を通じて、学びに向かう力を高めます。【目標 2：再掲】

⑤ 優れた能力の芽を伸ばすための支援事業の充実

- ・科学的な知識や思考力を応用して質の高い探究活動や、ものづくりに係る知識や技能を応用して質の高いものづくり活動に挑むコンテストや作品展を充実させるなど、生徒の個性を引き出す機会を設け、興味・関心を喚起し、優れた能力を伸ばします。

英語教育の充実

⑥ 生徒の英語力を高めるための小・中・高等学校を一貫した指導の強化

- ・小・中学校においては、目指す姿を明らかにした岐阜県版学習到達目標を定めて周知し、各学校が児童生徒の達成状況を適切に把握して指導の改善に生かすことができるようしています。高等学校においても、中学校の学習到達目標との整合性を図りながら、各学校に応じた目標を明確に定め、生徒の達成状況を適切に把握した指導に取り組みます。

⑦ 高大接続改革を見据えた「英語 4 技能」の育成

- ・高等学校において、大学との接続も見据え、「英語 4 技能」の客観的な力を測ることができる外部検定の受検を推奨し、その結果によるデータを収集・分析し、外国語教員の指導力の向上を図り、生徒の学習方法の改善及び学力の伸長につなげます。【目標 3：再掲】

目標12 ICTを活用した学習活動の充実

現状

- これからは、人工知能（AI）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会*の到来が予想されています。新学習指導要領*においては、情報活用能力*が学習の基本となる資質・能力として位置付けられ、ICT機器はあらゆる学習活動の基盤となります。
- 学校のICT環境の整備を加速化し、生徒が、ICTを活用して、他者と協働し、新しい価値を創造する力が身に付けられるよう、「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善を実現する必要があります。
- 県では、第2次教育ビジョン期間以前から、基礎形成期の教員(初任から6年目まで)に対してICT機器の活用に関する研修を実施してきました。しかし、今後ICTをより効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」を実現したり、児童生徒にプログラミング学習を継続的・発展的に提供したりするためには、教職員のICT活用指導力を更に向上させる必要があります。
- スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応、「ネット依存」、「有害サイトへのアクセス」、「ネット上のいじめ」などへの対応のため、情報モラル*教育を充実する必要があります。

課題

- あらゆる学習の基盤となるICT環境の整備と、ICTを活用した学習活動の充実
- 新学習指導要領の実施に向けた教職員のICT活用指導力の一層の向上
- 児童生徒が有害情報に接触する危険性や、ネット依存に陥りやすい傾向が高まっており、学校における情報モラル指導の工夫とさらなる対策

取組の方向性

児童生徒が情報活用能力を身に付けることができるよう、教職員のICT活用指導力の向上や、情報モラル教育の内容の充実を図ります。

児童生徒の理解の質を高めることができる新しい授業スタイルを提供するため、あらゆる学習の基盤となるICT環境の整備を推進します。

児童生徒に対して、インターネットの安全・安心な利用に関する啓発活動を実施するとともに、家庭におけるインターネットの適切な利用に関する教育を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
22	情報教育に関する指導力の向上	授業中に、ICTを活用して指導できる教職員の割合	82.1% (※2017年度)	100%
23		授業中に、児童生徒のICT活用を指導できる教職員の割合	75.2% (※2017年度)	90%
24		情報モラルを指導できる教職員の割合	88.7% (※2017年度)	100%

取り組むべき主な施策

① I C Tや多様なメディアの積極的な活用による授業改善

◇ 確かな学力を育成するための個の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実

- ・算数の学力を伸ばすため、児童が個々のペースで学習を進めることができる「教科学習 Web システム」の更なる利用促進を図ります。また、そのために、コンテンツの拡充や個別の学習支援を提供できるシステム構築に取り組みます。【目標 11(1)：再掲】

◇ I C Tを活用した小・中学校の「英語 4 技能*」の向上

- ・小・中学校において、「英語 4 技能」を高めることができるよう、I C T 教材を活用した支援を進めます。【目標 3：再掲】

◇ I C Tを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進

- ・高等学校において、「主体的・対話的で深い学び」に必要な情報活用能力の育成を図るため、各教科において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用した学習活動の充実を図ります。【目標 11(2)：再掲】

◇ 専門性を生かし、ふるさとの活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進

- ・社会の諸課題の解決に関する知識・技能を身に付け、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案できる能力の育成を図ります。各教科等の指導で I C T を活用することは、児童生徒の学習への興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現につながります。【目標 1：再掲】

② プログラミング教育*の推進

- ・小学校において、「プログラミング的思考*」をはぐくむことをねらいとして導入されるプログラミング教育の円滑な実施に向け、指導のためのガイダンス用資料を作成し、活用を促します。また、実際の授業の具体をイメージできるよう、市町村教育委員会や教員を対象に、模範授業の実施や、教材等の導入例の紹介等、研修の機会を提供します。【目標 11(1)：再掲】

- ・小学校においては、身近な生活での問題の解決には必要な手順があることに気づくことができるよう、「プログラミング的思考」をはぐくみます。

- ・小・中・高等学校の段階に応じたプログラミング教育を推進し、「プログラミング的思考」をはぐくみ、高等学校においては、小・中学校で育成された「プログラミング的思考」の論理的な考え方を生かすとともに、地域課題の探究的な学びに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

- ・小・中・高等学校の段階に応じたプログラミング教育の充実を図るために、他機関と連携した教育の研修を実施します。【目標 11（1）：再掲】

③ 多様なニーズに応じた I C T の活用

◇ 長期入院している高校生に対する教育保障体制の整備

- ・長期入院等に伴い学校で学習指導を受けられない高校生に対して、医療機関・学校等が連携し、 I C T を活用して授業に参加できる体制を整備します。【目標 7：再掲】

◇ S N S を活用した相談体制の構築

- ・中学生・高校生を対象に L I N E などの S N S を活用した相談体制を構築します。【目標 10：再掲】

④ I C T の環境整備と利活用の推進

- ・県立学校の普通教室や特別教室（理科室、実験実習室等）の I C T 化を促進するため、大型提示装置、指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ、実物投影装置、無線 L A N 、ホワイトボードを常設します。また、新しい授業スタイルに必要となるデジタル教材も併せて整備します。

⑤ 教員の I C T 活用指導力の向上

- ・県立学校の I C T 環境整備に伴い、 I C T を効果的に活用するための研修を充実します。

⑥ I C T を活用した研修環境の整備

- ・W e b 会議や e-Learning 等により、校内等で受講できる研修を拡充します。

⑦ インターネットの安全・安心利用に関する啓発等の充実

- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整えるために、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行います。【目標 10：再掲】
- ・インターネット上の誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるようにします。【目標 10：再掲】
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年育成関係者、保護者等に向けた研修会への講師派遣などの啓発活動を行います。【目標 10：再掲】

基本方針③ 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

目標13 豊かな人間性を育ぐくむ教育の推進

現状

- 小・中学校においては、道徳の時間を中心に、他の教育活動との関連を図りながら、道徳教育の充実に努めています。高等学校では、各学校において、生徒の自主性を重んじながら、生徒会主体による地域貢献活動など、様々な活動を通して道徳性を高める取組を行っています。
- 岐阜県道徳教育振興会議を設置して、「1家庭1ボランティア」運動を展開し、学校、家庭、地域が一体となって豊かな心をはぐくむ道徳的実践の推進に努めています。
- いじめ問題への対応を含めた、現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性のある力を育成する上で、道徳教育の役割が一層強く求められ、これまでの道徳の時間が「特別の教科 道徳」として新たに位置付けられました。
- 高等学校においても、他者とのコミュニケーションを図ることが苦手なことにより、学業や対人関係に行きづまりを感じる生徒がみられ、社会性等の人間関係形成能力の育成が求められています。
- 一人一人の児童生徒の自己肯定感*をはぐくむために、「仲間のよさを見つける活動」としての「あったかい言葉かけ運動*」に取り組み、参加作品数は、2014 年度の 59,937 点から 2017 年度の 144,484 点へと大幅に増加し、認め合う仲間づくりが浸透してきました。

課題

- 自立した一人の人間として他者とともによりよく生きる人格の形成を目指す道徳教育の充実
- 児童生徒の発達の段階や学校、家庭、地域の実情に即した道徳的実践の充実
- 一人一人のよさを見つけ、認め合う仲間づくりの推進

取組の方針

清流と森をはじめとする岐阜県の恵まれた自然環境や、地域の伝統文化を学ぶ機会など、学校、家庭、地域の連携による多様な体験活動を通して、命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自律の心など、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進します。

道徳教育の一層の充実を図るとともに、主体的に考え、判断し、行動できる力の基になる人間性をはぐくみ、コミュニケーション能力、自己表現力を高める教育活動の充実を図ります。

また、子どもたちが信頼し合い、安心して学び合えるような人間関係を築くことができるよう、日頃から一人一人のよさを見つけ、互いに認め合う仲間づくりを基本にして、学級の中で豊かな心をはぐくむ教育の推進を図ります。

読書を通じて子どもの豊かな心をはぐくむため、「岐阜県子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
25	豊かな人間性	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小 学 校 83.8% 中 学 校 80.8% 高等學校 76.2%	小 学 校 90% 中 学 校 90% 高等學校 90%

取り組むべき主な施策

① よりよく生きる人格の形成を目指す道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」について、学習指導要領の趣旨を踏まえ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、多様で効果的な指導方法の在り方について研究実践を行い、その成果を広く県内に普及します。
- ・児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るために、学校、家庭、地域が共通理解を深め、連携、協力した、地域ぐるみの道徳教育を充実します。

② 一人一人が安心して学び合える教育体制づくり

- ・教育相談担当者からの専門的な支援・助言を生かし、学校や地域社会における教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、いじめや不登校の未然防止や早期対応に努めます。
- ・一人一人のよさを見つけ、認め合う仲間づくりを通して、いじめや不登校の未然防止に努め、望ましい人間関係を基盤とした学級経営の充実を図ります。

③ 規範意識や自尊感情の涵養

- ・高等学校及び特別支援学校で、挨拶運動や環境美化、交通事故防止等に取り組んでいる「M S リーダーズ*活動」や、中学生による「M S J リーダーズ*活動」を支援し、児童生徒の規範意識や自尊感情の涵養を図ります。

④ 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- ・児童生徒からの悩みや相談（S O S）を広く受け止めることができるよう「子供S O S 2 4 ダイヤル」紹介カード等を配付するなどして、相談窓口を周知します。

⑤ 社会に出て通用するコミュニケーション能力や自己表現力の育成

- ・コミュニケーション能力や自己表現力の向上を図り、他者との関わりを深めて学校への適応力を高めるとともに、自己を大切にする生徒を育成するため、プロの演出家や俳優等による演劇表現等のワークショップの取組を推進します。

⑥ 本物に触れたり、人間性・地域性を生かした教育の推進

- ・見方や考え方、感性や人間性を生かして、問題に向き合い、自分ならではの納得解を見出せるよう、自然や命、本物に触れながら学ぶ機会を確保します。
- ・川や森林をはじめとする岐阜県の恵まれた自然環境を学び、継承する学習や、教科での学習とつなげたふるさと教育など、岐阜県の地域性を生かした教育を推進します。【目標1：再掲】

⑦ 読書の推進

- ・学校における読書習慣を高めるため、「全校一斉読書活動」や「朝の読書活動」など楽しみながら読書を進める工夫ある取組について、一層の推進を図ります。
- ・発達の段階に応じた読書活動を推進するため、県図書館では、児童生徒用の調べ図書・朝読書用図書のセット貸出や、おはなし会や読み聞かせ講座を実施します。
- ・おすすめしたい本を紹介する作品を募集するコンクールや、全国高等学校ビブリオバトル岐阜県大会を開催し、読書から生まれた考えを表現する機会の充実に努めます。
- ・図書館で読みたい本を借り、学習する環境整備を図るため、学校図書の整備充実を図るとともに、県図書館と市町村立図書館等との相互貸借の充実に努めます。また、司書研修などにより図書館職員の資質向上を図ります。

目標4 人権教育の推進

現状

- 「岐阜県人権教育基本方針*」に基づき、全ての学校において、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進し、差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育に努めています。
- 一人一人の発達の段階や特性等に応じたきめ細かな指導の充実に努めるとともに、周りの子どもや地域の人々との交流を積極的に推進し、相互の社会性や豊かな人間関係の育成に努めています。
- 人権教育における行動力の育成を図る取組として、県内の幼稚園（認定こども園を含む）・小・中・高等学校、特別支援学校において「ひびきあい活動」を行い、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権課題の解決のための教育を実施しています。
- 社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で、女性や子ども、高齢者、障がいであることや同和問題に起因する差別や偏見などの様々な人権侵害や、インターネットによる人権侵害、日本以外の国や地域の出身であることを理由とした差別的言動や、L G B T *等の性的少数者への偏見や差別も生じています。

課題

- 同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する教職員研修の充実
- 人権教育における行動力を養う「ひびきあい活動」の取組の充実
- 家庭や地域と連携した人権教育の推進
- 若年者に向けたD V *予防啓発及び性暴力被害相談窓口の周知の推進

取組の方向性

教職員自身の人権感覚を高め、人権教育に関する指導力の向上を図る研修の充実や「ひびきあい活動」の取組の充実、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を解決する力をはぐくみます。

いじめの問題やインターネット等による人権侵害、日本以外の国や地域の出身であることを理由とした差別的言動や、L G B T等の性的少数者への偏見や差別、D V、企業における採用選考に伴う不適切な事案など、学校だけでは解決できない事案についても、引き続き現状把握に努めながら、学校と家庭、地域、関係機関が一層連携し、今日的な課題に対応した人権教育の充実に取り組みます。

取り組むべき主な施策

① 様々な人権課題に関する教職員研修の充実

- ・同和問題への正しい理解の促進、L G B T等の性的少数者への偏見や差別の解消、D Vの根絶などを図るため、様々な人権課題の解決に向けて教職員の人権意識を高め、指導力の向上に資する研修を充実します。
- ・人権教育に関する指導方法の改善及び充実に向けた実践的な研究を基に、指導資料等を作成し、研修等で活用します。

② 人権教育における行動力を養う「ひびきあい活動」の充実

- ・県内全ての公立幼稚園及び学校を対象とした「ひびきあい活動」の取組を計画的に実施し、保護者や地域の人々とのかかわりを充実させることや、学校で身に付けた力を家庭や地域で発揮する場を位置付けることなど、全教育活動を通して継続的な取組の充実を図り、人権教育における行動力を育成します。

③ 家庭や地域と連携した人権教育の推進

- ・地域における人権教育活動を効果あるものにするためには、地域に根づき、地域で人権教育・啓発活動を推進するリーダーを育成していくことが不可欠であることから、地域リーダーの育成及び資質向上を図ります。
- ・家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、社会人権学習資料「家庭ではぐくむ生き合う力」を作成し、保護者等に配布するなど、家庭に対する情報提供や、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習機会の充実等に努めます。

④ 若年層に向けたD V予防啓発及び性暴力被害相談窓口の周知の推進

- ・D V防止に向けて、被害者も加害者も生じさせないという未然防止の視点から、若年者に対してD Vを正しく理解してもらうことを目的に、学校等においてD Vについて学ぶ機会を提供するなど、若年者に対してより効果的な広報啓発を実施します。
- ・性暴力被害の潜在化を防止し、被害者の早期回復を図るため、総合的な支援を行う相談窓口を設置するとともに、中学生・高校生へ周知を図るため、全生徒へのリーフレット配布を行うほか、インターネット等のメディアを活用し、効果的な広報啓発を実施します。
- ・教育に携わる者及び保護者などに対して、D Vの特性や背景を正しく理解するための機会を増やすとともに、性暴力被害の相談窓口を周知します。

目標15 主権者教育・消費者教育などの現代的課題に応じた教育の推進

現状

- 選挙権を有する者の年齢が、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、更に2022年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって、政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつあります。
- 児童生徒が、主権者として社会の中で自立、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付け、消費者として主体的に判断し責任をもって行動することが求められています。
- 近年は、急速に普及した携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器や、インターネットの利用による契約トラブルも増加しています。このような消費者被害等の状況から、高校生までに契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性などについて理解させ、社会において消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるような力をはぐくむ必要があります。
- 男女共同参画の視点を踏まえ、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付け、児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る必要があります。

課題

- 児童生徒の発達の段階に応じた主権者教育*や消費者教育*の推進
- 児童生徒の発達の段階に応じた男女共同参画意識の啓発

取組の方向性

公職選挙法・民法改正に伴う選挙権年齢・成年年齢の引き下げに対応できるよう、関係機関と連携し、教材や外部人材を有効活用しながら、主権者教育や消費者教育の充実を図ります。高等学校においては、地域の課題と向き合い、地域の活性化に向けて取り組むふるさと教育を推進することも、主権者としての資質を高めることにつながります。

児童生徒の発達の段階に応じて、男女の平等や相互理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図り、男女共同参画意識を啓発します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値(2018年度)	目標値(2023年度)
26	主権者教育の推進	18歳になつたら選挙権行使しようと考えている高校生の割合	高等学校 74.3%	高等学校 100%

取り組みべき主な施策

① 主権者としての自覚と社会参画できる力の育成

- ・社会の諸課題の解決に関する知識・技能を基にして、地域課題を多面的・多角的に分析し、その解決方法を検討・提案する能力を有する人材の育成を図るため、社会との連携による実践的な学びをより一層推進します。

② 教材の活用による主権者教育・消費者教育の推進

- ・社会の形成に参画する意欲・態度等をはぐくむため、主権者教育・消費者教育教材等を有効活用した指導の充実を図ります。

③ 関係機関との連携による消費者教育の推進

- ・学校における消費者教育の資料として活用できるよう、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育用教材（小学生向け「暮らしの安全ガイドブック」、中学生・高校生向け消費者教育副読本「おっと！落とし穴」）の県内の各学校等での活用を促し、消費者教育を推進します。
- ・幼稚園、小・中・高等学校の家庭科等の教員を対象に、消費者教育の視点、授業展開、授業実践例の紹介など消費者教育の授業に役立つ研修を実施し、消費者教育を促進します。
- ・岐阜県金融広報委員会の金融広報アドバイザー（大学教授、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等）が県内各地に出向き、お金の基礎知識、生活設計、消費者トラブル等についての心構え、対処方法等などを伝える出前講座を実施します。

④ 男女共同参画の推進

- ・高等学校や大学等において「男女共同参画基礎講座」を実施するほか、リーフレット「考え方（ひと）と男（ひと）共生時代」を県内の高校生に配布し、次世代を担う若者層の男女共同参画に関する意識と関心を高めます。

目標16 体力つくりの推進

現状

- 「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体力・運動能力に関する体力合計点*が、中2男子は横ばいとなっていますが、その一方で、小5男女及び中2女子で過去5年間の最高値となっています。また、各学校で記録に挑戦できる「チャレンジスポーツinぎふ*」の小学校の参加率も2017年度は85%と2012年度の38%に比べて増加しています。
- 新体力テストの結果を積極的に活用し、実態に応じた体力つくりに取り組み、成果を収めた学校を表彰してきました。また「チャレンジスポーツinぎふ」の取組のほか、2015年度から特に小学校において、学校全体で体力向上に取り組む「わが校体力向上プロジェクト*」を実施しています。
- 「体力向上マネジメント指導者養成研修」及び「体育・保健体育指導力向上研修」の受講者による伝達講習を行い、体育授業における体力つくりを推進してきました。
- 運動部活動は、社会人指導者の派遣や指導者に対する研修等で充実を図ってきましたが、少子化により、単独チームの編成や複数顧問の配置が困難であること、専門的知識を有する指導者が不足していることなどから、運動部活動存続が難しくなるケースが現れてきています。

課題

- 各学校における新体力テストの結果分析に基づいた体力向上の取組の促進
- 幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校で系統性を持たせた体力向上の取組の促進
- 児童生徒の運動習慣の習得に向けた体育・保健体育の授業の充実
- 運動の苦手な生徒を対象とした体力の向上を目指す授業づくりの推進
- 少子化や専門的知識を有する指導者不足等の諸課題に対応する持続可能な運動部活動の推進

取組の方向性

体育指導者の資質や指導力の向上を図るとともに、児童生徒の体力つくりの取組を研究・実施し、体力の向上を推進します。

持続可能な運動部活動を維持するため、少子化や専門的知識を有する指導者不足等の運動部活動を取り巻く諸課題に対応した環境整備を推進し、部活動指導員の活用や、適正な運動部活動を運営するための研修会等を実施します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値(2018年度)	目標値(2023年度)
27	体力つくりの推進	新体力テストにおける総合評価D・Eの児童生徒の割合	小学校 25.6% 中学校 17.8% (※2017年度)	小学校 20% 中学校 15%
28		運動が好きな児童生徒の割合	小学校 63.7% 中学校 53.3% (※2017年度)	小学校 65% 中学校 55%

取り組むべき主な施策

① 新体力テストの結果を活用した取組の推進

- ・新体力テスト調査データの集計結果を活用した調査分析をホームページ上に掲載し、各学校による体力向上に向けた取組をさらに推進します。
- ・小学校において、学級単位で児童生徒が目標に向かって楽しく取り組むことができるよう、Web上に新体力テストの伸びが記録できるシステムを構築します。また、学級平均値の伸びを称え、表彰状を贈呈するなど、学校が取り組みやすいプランを推進します。

② 幼児児童生徒の体力つくりの推進

- ・体育・保健体育の授業における体力向上を図るために、体育指導者の資質や指導力向上を図る養成研修等に教諭を派遣し、伝達講習会等を実施します。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等での、基礎体力の育成を目指した幼児の運動遊びの充実を図り、幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校で系統性を持たせた体力向上の取組を推進します。
- ・「チャレンジスポーツ in ぎふ」のホームページをリニューアルし、Webを活用した体力向上への取組をさらに推進します。

③ 専門的技量を有する社会人指導者の計画的な派遣による運動部活動の活性化

- ・運動部活動の活性化・充実に向け、合同部活動を推進する等の環境を整備するとともに、県立学校に対して、専門的技量を有する社会人指導者を派遣します。また、単独引率や指導が可能な部活動指導員の活用を進めます。
- ・運動部活動における社会人指導者や部活動指導員に対して研修会を実施し、指導力の向上を図ります。

④ 部活動ガイドラインを踏まえた適切な部活動の推進

- ・部活動ガイドラインを踏まえ、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、学校ごとに適切な休養日や活動時間を設定します。

基本方針3 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

目標17 健康教育・食育の推進

現状

- 子どもを取り巻く状況が大きく変化するなか、健康に関する教育は、体育や特別活動を中心に、全教育活動を通じて進めています。また、生活習慣の乱れやアレルギー疾患の増加等、様々な健康に関わる問題解決のために、学校保健安全委員会*等を開催して、学校における保健教育の推進を図るとともに、各地域の実情に合わせた教職員研修会等に講師を派遣して、地域の主体的な健康教育の推進に取り組んできました。
- 子どもの歯と口の健康づくり等の取組を通して、学校や家庭を中心に学校歯科医や地域の関係機関等との連携を図ってきたことで、中1（12歳）のDMFT指数（一人当たりの永久歯のむし歯等数）が、2016年度0.53本から2017年度0.50本に減少しました（2017年度全国平均は0.82本）。
- 県内の公立学校では、食に関する全体計画・指導計画を100%整備し、計画的・継続的に指導しています。また、発達の段階を踏まえて、小学校6年生を対象に「家庭の食育マイスター」、中学生を対象に「学校給食選手権」、高校生を対象に「高校生食育リーダー」の各事業を実施し、その活用は徐々に増えてきています。
- 「平成29年度学校給食実態調査」において、「1週間のうち朝食を1日でも食べなかった」と回答した児童生徒の割合は小学生4.9%、中学生7.4%、高校生22.0%となっており、望ましい食習慣が身に付いていない児童生徒が見られます。

課題

- 学校における保健教育のさらなる充実
- 主体的に「歯と口の健康づくり」に取り組む体制づくりの充実
- がん教育のための正しい知識の習得や指導方法の充実
- 薬物乱用防止教育の充実
- 学校と家庭との連携、学校給食調理場と連動した取組の推進による児童生徒の実態に応じた食育の推進

取組の方針

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、歯と口の健康づくり、生活習慣の乱れやアレルギー疾患の増加等の様々な健康課題の解決に向けた体制づくりや取組の推進を支援します。また、歯科保健活動や、がん教育、薬物乱用防止教育等については、専門医や大学教授等との連携により、学校の教育活動全体を通じて保健教育の充実を図ります。

児童生徒の食育の一層の推進を目指し、学校と家庭の連携を図るとともに、学校給食を実施している学校においては、栄養教諭等が中核となって、学校給食調理場と連動した取組を実施し、学校給食を実施していない高等学校においては、家庭科やホームルームを通して、食育の取組を実施します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値（2018年度）	目標値（2023年度）
29	健康教育の推進	学校保健安全委員会を年2回以上実施している学校の割合	小学校 87.3% 中学校 82.2% (※2017年度)	小学校 100% 中学校 100%
30	食育の推進	朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校 97.7% 中学校 96.3% 高等学校 90.9% (※小・中学校は2017年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

取り組むべき主な施策

① 健康課題の解決に向けた助言・支援・指導

- ・岐阜県学校保健会*と連携し、「歯と口の健康づくり」や「学校環境衛生活動の充実」等の取組、現代的な健康課題に対する様々な取組を主体的に進めるとともに、教職員の指導体制の充実、適切な保健教育に向けた助言・支援・指導を行います。
- ・地域の実情に応じた健康課題の解決のために、専門医等の専門家を講師として派遣し、地域における健康課題の解決に向けた助言・支援・指導を行います。

② がん教育や薬物乱用防止教育の推進

- ・がんについての正しい知識を習得するために、専門医等を講師とした教職員対象の研修会を開催します。また、がん教育推進に向けて中学校・高等学校をモデル校に指定し、外部講師を活用した保健の授業の在り方を研究します。
- ・薬物乱用防止教室の開催により児童生徒の薬物に関する正しい知識の習得と薬物乱用防止についての啓発を行います。また、薬物乱用防止教室の指導者を対象に講習会等を開催し指導者の知識の充実を図ります。

③ 学校段階に応じた食育の推進

- ・小学6年生全員を「家庭の食育マイスター」に委嘱し、学校と家庭を結ぶ取組を推進します。
- ・中学生対象に「学校給食選手権」を開催し、学校給食の献立を立案したり、調理技術を競つたりすることで、中学生に必要な食に関する知識や実践力を身に付けます。
- ・高等学校に、学校や生徒のニーズに応じた専門講師を派遣し、食生活を改善するための具体的な取組を支援します。

④ 家庭教育を通じた子どもたちへの食育の推進

- ・企業内家庭教育研修等において、「早く家庭に帰る日」の徹底を呼びかけるなど、家族と一緒に食卓を囲んで食事をしながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、バランスのよい食事の摂取や基本的な生活習慣の確立、マナーの習得を図ります。

⑤ 食農教育の推進

- ・学校給食への県産農産物の利用拡大を図るとともに、給食に使用されている県産農産物や地域農業の説明等によって、児童や保護者の理解を深めます。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等に「幼児食農教育プログラム改訂版2013」を普及させなど、「食」とそれを支える「農」の大切さや重要性について体験し、学ぶ食農教育を推進します。

⑥ 学校等における食品安全教育の推進

- ・小学生を対象にクイズ方式による「食品安全ジュニアクイズ大会」を開催し、食品安全に関する知識を楽しく身に付けます。
- ・中学生・高校生を対象とした出前講座を開催し、食品に関する様々な知識を習得できる機会を提供します。
- ・教職員及び保護者を対象とした講習会を開催し、食品の安全性に関する知識を普及します。

目標18 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

現状

- 「岐阜県幼児教育推進会議」を開催し、「第1次岐阜県幼児教育アクションプラン」の成果と課題を踏まえ、更なる振興・充実を図るために「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定（2016年3月）しました。
- 2018年度から全面実施の「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」では、今まで以上に幼児期における教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要なものであるとされ、また、幼保小の円滑な接続が、取り組むべき重要な課題となっています。
- 幼少期から各家庭において基本的な生活習慣を身に付けられるよう、乳幼児期の保護者を対象とした家庭教育学級のリーダーを養成する研修会を開催しています。

課題

- 幼保小の連携による幼児一人一人の発達に応じた教育の充実
- 幼児一人一人の発達の課題に応じた特別支援教育の体制整備
- 子育て支援ネットワーク体制の確立と子育て支援の充実

取組の方向性

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の充実のため、「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の柱である、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の円滑な接続、特別支援教育の体制整備、子育て支援ネットワーク体制の確立と家庭教育を通じた乳幼児からの子育て支援のさらなる充実を図ります。

幼保小の円滑な接続については、「岐阜県版接続期カリキュラム*」に基づき、着実な実践を深めています。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
31	幼児教育の充実	幼保小の連携における教育課程の編成・指導の工夫をした小学校の割合	62.6% (※2014年度)	100%

取り組むべき主な施策

① 幼保小が連携して行う幼児一人一人の発達に応じた指導の拡充

- ・学識経験者、幼稚園・保育所関係者、教育・保育行政に携わる者等で構成する「岐阜県幼児教育推進会議」において、県における幼児教育の現状と課題を把握し、幼児教育の一層の振興を図るために基本的方向や具体的な施策について検討し、常に見直しを図ります。
- ・幼児教育に関わる関係各課からなる「幼児教育チーム」において、幼児教育推進の具体策を共有し、公私立や学校種に関わらず一貫した指導・支援を行います。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の円滑な接続のための「岐阜県版接続期カリキュラム」の活用状況を把握するとともに、具体的な活用事例を紹介します。
- ・教員や保育士の専門性が向上するよう、研修内容や研修方法の工夫に努め、幼保小が連携した指導の充実を図ります。

② 幼児一人一人の発達の課題に応じた特別支援教育の体制整備

- ・特別な支援が必要な幼児の自立を支援するための体制を整え、各園において早期に、支援システムが構築されるよう推進します。

③ 幼児の健やかな成長を願う子育てネットワーク体制の確立

- ・幼稚園、保育所等が地域のセンター的な立場となり、様々な機関とつながり、ネットワークを拡充できるよう支援します。

④ 家庭教育を通じた乳幼児期からの子育て支援

- ・学校行事等を活用した家庭教育学級に加え、乳幼児の子育ての悩みを抱える若い母親が悩みを共有し学び合い、幼少期から基本的な生活習慣を身に付けさせるため、乳幼児期の家庭教育学級を推進します。

目標⑨ 私立学校教育の振興

現状

- 県では、私立学校の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るために、私立学校教育振興費補助金、私立高等学校等就学支援金、私立高等学校等授業料軽減補助金等により、私立学校教育の振興に努めています。
- 建学の精神に基づいた特色ある教育活動の一層の推進を図り、学校の個性化・特色化に資するため、教育改革推進特別補助として各学校が行う取組を支援しています。
- しかし、少子化の進展により、私立学校では児童生徒数が減少し、とりわけ私立高等学校では、全体としてみると、ここ数年間大きな定員割れが生じている現状であり、経営の根幹をなす納付金等の収入が落ち込んでいることから、経営状況の悪化が懸念されます。
- 公立高等学校の入学定員については、中学校卒業者数の増減を基に、私立高等学校の設置状況も勘案しながら決定していますが、今後も少子化が一層進展することが不可避の状況であり、児童生徒（幼児）や保護者に選んでもらえる特色と魅力のある学校づくりが求められます。

課題

- 持続可能な私立学校運営の確保
- 選ばれる、一層魅力のある学校づくり

重視の方針

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づく特色ある教育活動を行っており、県の学校教育において重要な役割を果たしています。

今後も、私立学校が、特色と魅力のある学校づくりに向けて、児童生徒（幼児）のニーズに応えられるよう支援していきます。

取り組むべき主な施策

① 私立学校の振興

- ・岐阜県の教育における私立学校が果たす役割の重要性に鑑み、私立学校運営の安定と教育条件の維持向上を図るために、引き続き私学助成の推進に努めます。

② 児童生徒のニーズに応える特色ある学校づくり

- ・私立学校の自主性を尊重しつつ、建学の精神に基づく各学校の創意と工夫による特色と魅力ある学校づくりを支援します。

目標20 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進

現状

- 国における働き方改革の議論や特別支援学校講師自死事案を踏まえ、2017年から教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針「教職員の働き方改革プラン」を策定し、年720時間・月80時間を超える時間外勤務の根絶に向けて取り組んできました。
- 長時間勤務の根絶には、まず教職員の勤務実態を正確に把握することが基本であることから、県立学校において、出退勤時刻を常時把握できる「教員出退勤管理システム」を導入しました。これにより把握した勤務実態を踏まえて、学校内で業務分担の見直し等が行われるようになりましたが、管理職は労務管理に、教職員は自らの働き方の見直しに活用する意識を更に高めていく必要があります。
- また、学校内では、会議回数の縮減や資料の簡素化、学校行事の簡素化といった業務改善が徐々に進みつつあります。これを更に加速させていくためには、ＩＣＴを活用し、業務の効率化を図るとともに、地域や保護者の理解と協力を得ながら、業務の精選や役割分担の見直しを行っていく必要があります。
- さらに、長時間勤務の主な要因となっている部活動に関しては、2018年度に適切な活動時間例や休養日等を定めた「高等学校部活動ガイドライン」を策定しました。今後は、このガイドラインに基づき、部活動の運営をより適切なものにしていくことが求められます。
- 加えて、学校で多種多様な業務を担っている教職員を支援するため、会計事務や印刷業務等を補助するサポートスタッフや、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*といった専門スタッフの配置を進めてきました。更に教職員の業務負担を軽減していくためには、学校の実情を踏まえ、積極的な外部人材の活用を図っていく必要があります。
- こうした「教職員の働き方改革プラン」に基づく取組により、教職員の長時間勤務は減りつつありますが、月80時間を超えて勤務する県立学校教員の割合が、2018年度の最も多い月において25.0%であるなど、長時間勤務の根絶に向けて更なる取組が必要な状況にあります。

課題

- 勤務時間管理と勤務時間を意識した働き方の必要性に関する正しい理解
- ＩＣＴの活用等による業務の効率化の取組強化
- 業務の精選や役割分担の見直しを進めるための地域や保護者との連携・協働手法の確立
- 部活動ガイドラインを踏まえた適切な部活動の運営
- 教職員の業務負担軽減を図るための積極的な外部人材の活用

取組の方向性

教職員の長時間勤務・多忙化解消に向けて、「教職員の働き方改革プラン」に基づき、引き続き管理職が教員一人一人の勤務実態を丁寧に把握し、業務の偏りを解消していくほか、研修等を通じて個々の教員に勤務時間やワーク・ライフ・バランス*を意識した働き方を浸透させていきます。

また、ＩＣＴの活用や地域等との連携により、業務の効率化や役割分担の見直しを進めるほか、部活動における適切な休養日等の設定や、積極的な外部人材の活用により、教職員の勤務時間の削減と業務負担の軽減を図っていきます。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
32	教員の長時間勤務・多忙化解消	文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に沿った勤務時間の把握を行っている県立学校数	—	83 校 (100%)
33		市町村における校務支援システム*（統合型含む）の整備済み市町村数	10 市町村 (23.8%)	42 市町村 (100%)
34		授業や会議・研修等でのＷｅｂ会議システムの年間利用回数	0 回 (※2017 年度)	100 回

取り組みべき主な施策

① 勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の促進

- ・「教員出退勤管理システム」を活用し、管理職が教員一人一人の出退勤時刻を正確に確認し、各教員の勤務実態に合わせた指導助言や業務分担の見直し等を行います。
- ・過労死等を防ぎ、勤務時間を意識した働き方を浸透させていくために、研修や意見交換、啓発活動を行うほか、教職員が時間の使い方を見直す「タイムマネジメント研修」を実施します。

② I C Tの活用等による業務改善の推進

- ・校務を標準化し業務の効率化を図るため、統合型校務支援システムの構築・普及・運営を推進します。
- ・I C Tを活用し、授業準備の省力化・教材の共有化を積極的に進めます。
- ・Web会議やe-Learning等により、校内で受講できる研修を拡充します。
- ・学校における業務改善の優良事例を収集し、県内全ての市町村教育委員会及び学校に情報提供します。

③ 業務の精選や役割分担の見直しを進めるための地域や保護者との連携の促進

- ・今後設置を進める学校運営協議会を活用するなど、地域や保護者の理解や協力を得ながら、これまで学校や教員が担ってきた業務の削減や扱い手の見直しを行っていきます。

④ 部活動ガイドラインを踏まえた適切な部活動の推進

- ・部活動ガイドラインを踏まえ、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、学校ごとに適切な休養日や活動時間を設定します。【目標16：再掲】

⑤ 教職員の業務負担軽減を図るための積極的な外部人材の活用

- ・学校の実情を踏まえ、会計業務や印刷業務等を補助するサポートスタッフのほか、部活動を指導・引率できる部活動指導員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を進めます。

⑥ 「教職員の働き方改革プラン」の推進と目標設定に基づいた進行管理

- ・毎年度、上記①から⑤までの取組をはじめとした「教職員の働き方改革プラン」の取組の進捗状況や目標の達成状況を明らかにし、常に検証を行い、次期プランに反映するP D C Aサイクル(Plan-Do-Check-Action)の考え方に基づく進行管理を行います。

主張 21 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

(1) ハラスメント等の速やかな察知と解決

現状

- 特別支援学校講師自死事案等を踏まえ、良好な職場環境の構築に向けて、ハラスメントやメンタル不調等への対応に重点的に取り組んでいます。
- ハラスメント等の事案の速やかな察知と解決のため、事務局職員による相談窓口に加え、2018年4月に弁護士による外部相談窓口を設置しました。
- また、ハラスメント等の職場環境を悪化させる言動による重大事態について調査・審議するため、法律、医療、心理などの分野の専門家からなる「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」を設置し、事案が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制を構築しました。

課題

- 悩みを抱える教職員が相談しやすい環境づくり
- ハラスメント等の事案に対する迅速かつ的確な対応

取組の方向性

教育現場でのハラスメント等の疑いのある事案を速やかに察知し、問題を解決するための体制を構築し、専門家の知見を活用しながら、的確に対応します。

市町村教育委員会に対しても、県教育委員会の取組を情報提供するなど、取組が進むよう促します。

① ハラスメント等の速やかな察知

- ・ハラスメント等に関する正しい認識をもつことで、自ら防止に努め、また身近で生じている異変に気づくことができるよう、管理職だけでなく、全ての教職員を対象に、研修機関・職場双方での研修機会の充実を図るとともに、職場内の意見交換を行います。
- ・管理職が全ての教職員と定期的に面談し、丁寧なヒアリングを行い、本人及び周囲の教職員から、悩みやハラスメント等に関する情報を把握します。
- ・悩みを抱えた教職員が、職場の人間関係を離れて相談できるように、弁護士による外部相談窓口や事務局内に専用相談窓口を設置し、全ての教職員に広く周知します。

② ハラスメント等の速やかな解決

- ・教育長をトップとする「人事管理対策会議」を定期的に開催し、把握した事案についての対応策等を組織的に検討し、問題の解決に繋げます。
- ・ハラスメントや過労死等の疑いのある事案やその防止対策に関する事項を調査・審議する「岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会」の設置・開催により、専門家の知見を活用しながら、ハラスメント等の事案に的確に対応します。

目標21 バラマンントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

(2) 教職員の心身の健康づくりの支援

現状

- 教職員のメンタルヘルス不調の早期発見とセルフケアの推進のため、2016年度からストレスチェックを実施しています。ストレスチェック受検率は90%を超えており、高ストレス者の医師面接実施者数は、該当者の約10%となっています。
- 管理職に対するメンタルヘルスセミナーの開催や啓発媒体の配布などを通じて、ラインケア*の充実を図っています。
- 精神科医による心の健康相談の場として「心の健康相談室」を県内10か所に開設しています。
- 定期健康診断の受検率は100%となっています。

課題

- ストレスチェックの意義や必要性に係る、教職員及び所属長の一層の理解向上
- 教職員のラインケア体制の更なる充実と、教職員自身のセルフケア力を高めるための対策
- 健康診断有所見者（身体計測、脂質代謝など）に対する生活習慣病予防への取組促進

取組の方向性

教職員のメンタルヘルス不調を早期発見するため、ストレスチェックを実施するほか、ラインケアとセルフケアの充実を図ります。

将来的に生活習慣病のハイリスク者になることを防ぐため、若年層を中心に生活習慣の改善を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
35	メンタル不調等の速やかな察知	教職員のストレスチェック受検率	93.4%	100%
36		教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合	6.4%	前年度を下回る

取り組みへ行き詰る箇所

① メンタル不調の早期発見・早期対応

- ・ストレスチェックの意義や必要性について一層理解を深め、ストレスチェック実施率を高めるとともに、高ストレス者に対するセルフケアの啓発と医師面談の推奨に取り組みます。
- ・心の健康づくり計画を策定します。また、「心の健康相談室」を設置し、精神科医師による専門的な相談を充実させるほか、すべての職場において、セルフケア力の向上、ラインケア充実の意識向上に取り組みます。

② 生活習慣病予防対策

- ・若い世代（40代）の生活習慣病予防のため、ポピュレーションアプローチ*を強化するほか、個別対応の充実を図ります。

目標22 体罰・不祥事の根絶とコンプライアンス意識の確立**現状**

- 外部有識者からなる岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会を設置して多角的・多面的な意見を聴取し、「信頼される学校を目指して～教師としての誇りとよろこびのために～」として施策大綱をまとめました。さらに、2017年3月に「岐阜県教職員 コンプライアンス・ハンドブック」を取りまとめました。
- 不祥事根絶に関する研修を、経年研修及び職務研修において実施しています。また不祥事防止のために、月重点目標の設定とそれを反映したセルフチェックシートにより、全教職員の意識向上を図ってきました。
- 教職員の危機管理意識が高まり、リスクマネジメントの考え方や手法についての理解が深まるよう、県教育委員会事務局の学校訪問時に危機管理に関する指導・助言及び支援を行っています。
- 体罰の根絶を目的として、2014年度より全校種の新任教頭研修及び12年目研修に外部講師を招へいしたアンガーマネジメント*の講義を実施しています。また、中学校体育連盟・高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟の各部顧問会議、理事会等で「体罰・不祥事根絶の講話」を行うとともに、2015年度より社会人指導者を対象に、体罰の根絶をねらいとした「運動部活動指導に関する研修会」を開催しています。
- しかし、一部の教職員による不適切な指導が報告されており、体罰・不祥事の根絶に向けた取組をはじめとして、全ての教職員の資質・能力の向上に向けて、継続的に充実した研修を行う必要があります。

課題

- 「岐阜県教職員 コンプライアンス・ハンドブック」の活用や体罰・不祥事の根絶に向けた取組推進による、全ての教職員の綱紀の保持及び勤務規律の徹底

取組の方針性

体罰と認定された事案は全て公表するとともに、教職員の体罰・不祥事の根絶を目指す研修の一層の充実を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
37	コンプライアンス意識の確立	新任教頭研修や経年研修における服務規律遵守及び倫理の保持に向けた意識強化を図る研修の受講率	100%	毎年 100%

取り組むべき主な施策

① 教職員の体罰・不祥事根絶に向けた取組の推進

- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではありません。体罰のない、児童生徒理解に基づく生徒指導が行われるよう、全ての教職員に体罰禁止を徹底します。
- ・体罰と認定された事案については、全て公表します。
- ・体罰を根絶するとともに不祥事を絶対に起こさないよう、常に適切な指導ができる資質・能力を高める教職員研修の充実を図ります。
- ・中学校体育連盟・高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟と連携して、種目ごとの会議や研修会において、体罰根絶の研修等を実施するよう指導していきます。

② 教職員のコンプライアンス意識の確立

- ・学校管理職等を中心に、より一層の注意喚起を促すとともに、校内における定期面談等によるコミュニケーション体制の構築、教員相談窓口の設置や定期の学校訪問などを通じて、服務規律遵守及び倫理の保持に向けた教職員の意識強化に努めます。また、新任管理職研修や初任者研修などの経年研修において、服務規律遵守及び倫理の保持に向けた意識強化を図る研修を実施します。
- ・個々の教職員を対象とした、ハラスメント防止研修（映像ストリーミング配信等）を徹底して行います。

目標23 勤きやすい環境づくりに向けたマネジメント力の向上と組織体制の確立

現状

- 学校運営の充実を図るため、管理職に対し「メンタルヘルス」、「組織マネジメント」、「リスクマネジメント」等については実践的な研修を行い、その内容の充実を図ってきました。また、これまで十分でなかった労務管理に関する研修についても、すべての新任管理職及び新任主任に必須としました。
- 教職員の資質の向上と視野の拡大、キャリア形成意識の醸成を図るため、人事交流等を実施しています。交流・研修完了後には、交流・研修先で培った専門的知識や技能を発揮し、中堅教員として学校をリードしています。
- 社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、学校や教員だけが対応するだけでは、十分に解決することができない課題も増えています。学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、生徒指導や特別支援教育等を充実していくためには、教職員はもとより、心理や福祉、法律相談等の専門家（専門スタッフ）等と連携・分担する体制を整備することが必要です。

課題

- 労務管理を含めた管理職のマネジメント力の強化
- 教職員のキャリアビジョンに対応する人事交流や派遣研修等の改善
- 教職員の専門性が一層発揮できるような、学校を活性化する人事システムの構築
- 人事交流や派遣研修等により身に付けた能力を、効果的に発揮する人事異動や校内人事の検討
- 専門スタッフ等との連携・分担による、チームとしての学校運営体制の確立

取組の目標

教職員の勤務時間の適切な管理や働きがいのある職場づくりを推進するための研修を実施し、管理職として学校経営に必要な資質能力の向上を図ります。

県民の学校教育に対する期待に応え、特色ある学校教育が推進できるよう、全ての教職員が自信と充実感をもち、教職員自らがキャリアアップできる人事システムを構築します。

教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等の専門スタッフとの連携などによって、新しい時代の教育に向けたチームとしての学校運営体制づくりを推進します。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
38	労務管理を含めたマネジメント力の強化	新任管理職研修や新任主任研修における労務管理に関する研修の受講率	100%	毎年 100%

取り組むべき主な施策

① 労務管理に関する研修の実施

- ・ミドルリーダー*や管理職に対して、教職員の正確な勤務時間の管理をはじめとする労務管理や、働きがいのある良好な職場環境づくりを推進するための研修を実施します。

② 学校を活性化する人事システムの構築

- ・教職員の人材育成と能力開発の視点に立ち、年齢や勤務経歴等の様々な要素を勘案して、教職員の力が十分に發揮できる人事異動を実施します。
- ・他校種等への人事交流や事務局等への異動、教職大学院への派遣研修による体系的な人材の育成に向けた取組を推進します。

③ 外部専門家を活用した相談窓口設置や専門スタッフ等との連携による組織体制づくり

◇ いじめ等の問題行動や不登校の未然防止と複雑化・多様化する問題行動への組織的な対応

- ・スクールカウンセラーを公立高等学校・特別支援学校に配置します。また、全中学校区に配置することで、小学校を含む、全ての学校種での指導体制の確立と問題行動の未然防止、早期解決を図ります。【目標 10：再掲】

◇ 外部専門家の積極的な活用による教育相談体制の充実

- ・不登校児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラーを総合教育センター等に配置するとともに、適応指導教室に通う生徒を支援します。【目標 10：再掲】
- ・児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーを必要に応じて公立学校へ派遣します。【目標 10：再掲】
- ・学校における緊急事案に対応するため、弁護士、医師、学識経験者等を公立学校等へ派遣します。【目標 10：再掲】

◇ ハラスメント等の速やかな察知

- ・悩みを抱えた教職員が、職場の人間関係を離れて相談できるように、弁護士による外部相談窓口や事務局内に専用相談窓口を設置し、全ての教職員に広く周知します。【目標 21(1)：再掲】

◇ メンタル不調の早期発見・早期対応

- ・「心の健康相談室」を設置し、精神科医師による専門的な相談を充実させます。【目標 21(2)：再掲】

目標24 教員の資質・能力の向上

現状

- 優れた人材を確保するために、教員採用選考試験の選考方法の改善に取り組むことにより、該当教科等の教員として必要な能力や専門性を身に付けた教員の採用選考を進めてきました。しかし、少子化や好調な民間企業の採用ニーズの拡大などを要因として、志願者数の落ち込みが顕著な状況にあります。
- 一方、経験豊富な教職員の退職や若手教職員の増加は全国的に著しい状況にあります。これを踏まえ、2016年4月に教育公務員特例法が一部改正され、教職員の育成については、育成指標を定めることや、教員養成機関である大学と連携して計画的・体系的に育成することが求められています。
- 県では、2017年2月に教員育成指標を策定しました。この指標に基づき、教職員が自主的・自律的に自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていけるような研修体系の構築を進めています。

課題

- 優れた人材を確保するためのPR活動や選考方法の一層の充実
- 若手教員を対象とした研修の充実
- 教職員が自主的・自律的に学ぶ姿勢をもち、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていける研修の充実

取組の方向性

今後の岐阜県教育を担う優秀な人材を広く県内外から確保するために、積極的なPR活動等の展開と選考方法の工夫を図ります。

また、採用後も優れた教職員として活躍できるよう、「ふるさと岐阜」の自然や文化を学ぶ研修やICT活用指導力向上に関する研修の充実を図ります。また、若手教職員に対し、自己課題に応じた選択型研修の実施や研究活動の支援により、研修の充実を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
39	優れた教職員の確保	高校生を対象とした教職説明会(若手教職員との交流会)の実施学校数	7校	毎年 10校
40	教 職 員 の 資 質・能 力 の 向 上	若手教職員を中心とするグループが行う自主研修及び研究活動助成件数	0件	5年間で 50件

取り組むべき主な施策

① 教員志願者の確保を図る取組の推進

- ・学習指導要領の円滑な実施や通級指導の充実等、新たな教育課題への対応に向けた指導・運営体制を構築するため、採用枠の改善を含めた選考方法のより一層の充実を図ります。
- ・今後の岐阜県教育を担う優れた人材を確保するために、教員養成系学部に加え、工業系、農業系、情報系、家庭・福祉系等幅広い大学及び学部において、教員採用説明会を開催します。
- ・教職員が出身校を訪問して講師となり、高校生を対象とする教職説明会を開催します。また、高校生が小・中学校に出向き、学習支援や進路相談等の支援を行う取組を推進し、高校生の段階から教員への夢や志をはぐくみます。

② 校種間の連携・接続を図るための人事交流や派遣研修等の充実

- ・児童生徒にとっての校種間の円滑な接続と、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的に、他校種への人事交流や、へき地小規模校への派遣、教職大学院への派遣研修等を推進します。

③ 若手教職員の育成

- ・岐阜県の公立学校教員を目指す大学3年生や講師を対象に、採用前から即戦力となる実践的指導力を身に付けさせるため、教師養成塾を実施します。
- ・初任者研修を終えた2年目から5年目の教員を対象に、自己課題に応じた選択型研修を実施します。
- ・若手教職員を中心とするグループが行う自主研修及び研究活動に対し、支援します。
- ・市町村教育委員会が主体的に若手教職員を育成できるよう、地域で若手教職員のネットワークを構築するモデル事業を行います。
- ・生徒のふるさと教育に関わる地域連携や人材育成を推進するため、高等学校新規採用教員に対し、県の施策や文化施設の魅力を学ぶ研修を実施します。【目標1：再掲】
- ・県立学校のICT環境整備に伴い、ICTを効果的に活用するための研修を充実します。【目標12：再掲】

④ 大学等と連携した教職員研修の充実

- ・若手教職員を対象に、岐阜大学との連携による専門的な研修の充実を図ります。また、ミドルリーダー*を対象に教職大学院と協働で研修を実施し、スクールリーダーとして学校経営に必要な資質能力の向上を図ります。
- ・岐阜大学教職大学院及びその他の大学院への派遣を通して、将来、各学校のリーダーとなる教職員の育成を図ります。

⑤ 主体的、計画的に研修が受講できるシステムの構築

- ・毎年12月に次年度の研修計画を周知し、自らのキャリアステージに応じて研修計画が立案できるようにします。
- ・研修申込みシステムに蓄積された自己の研修履歴を確認することで、次年度の研修計画の立案に生かすとともに、自らのキャリアデザインを描くことを推進します。

目標25 学校施設の整備の充実**現状**

- 県立学校施設の校舎など構造体の耐震化については、全ての耐震補強工事が完了しました。また、計画的に県立学校の校舎、体育館等の改修を行うとともに、ブロック塀を含む学校施設の安全点検を行い所要の修繕を行うなど、老朽化や自然災害による学校施設の損傷に対して修繕を実施しています。
- 昭和30年代に建築した校舎は老朽化が著しく、改築が必要です。また、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」において定めた「予防保全・使用年数原則65年へ延長」の方針に基づいた老朽校舎の適切な維持管理が必要であり、2018年3月に策定された「岐阜県県有施設長寿命化計画」に基づき、老朽化に伴う改修・改築が必要です。
- 市町村立小・中学校施設の構造体は、2015年度末に耐震化率100%となったため、2016年度以降は非構造部材の耐震化を促進してきました。その結果、2017年度末で屋内運動場等の吊り天井・照明・バスケットゴールに係る耐震化未実施の建物は7棟となりましたが、引き続き、非構造部材全般の耐震化実施に向け市町村の状況を確認のうえ助言をしています。
- 昨今の記録的な猛暑を受け、児童・生徒の体調面での安全と健康を守るために、学校におけるエアコン設置の必要性が高まっています。
- 校舎等の建物から発生する化学物質により、児童生徒等の健康に悪影響を与えるシックスクール問題（シックハウス症候群*等）への対策として、学校環境衛生基準に基づく検査の確実な実施及び、「『シックハウス症候群』等対応マニュアル」の活用を図ってきました。今後も各学校において具体的な対策が図られるよう支援を続けていく必要があります。

課題

- 建物の使用年数延長により増加する修繕・改修に要する予算の確保
- 老朽化による改築の計画的な実施と、予算の平準化
- 小・中学校等施設の非構造部材の耐震化
- 学校施設のエアコン設置
- 学校環境衛生基準に基づいた学校施設の環境整備

取組の方向性

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化した校舎の適切な維持管理と計画的な改築を推進します。

また、児童生徒等の健康的な学習環境を確保するために、学校環境衛生基準に基づいた検査を適切に実施し、よりよい学校施設の環境整備に努めます。

◆ 施策実施指標

番号	施策	指標	現況値(2018年度)	目標値(2023年度)
41	学校施設の整備の充実	文部科学省「耐震改修状況フォローアップ調査」における屋内運動場等の吊り天井等非構造部材の耐震化未実施棟数	小学校 5棟 中学校 2棟	小学校 0棟 中学校 0棟
42		「岐阜県県有建物長寿命化計画」における県立学校の長寿命化改修数	23校	5年間でのべ115校

取り組むべき主な施策

① 県立学校施設の改修の推進

- ・老朽化施設の改修については、施設機能保全の観点から致命的損傷を防ぐため、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づく現地調査を踏まえ、優先度の高い施設から計画的に改修を進めます。
- ・施設の老朽化により人的被害のおそれのあるもの、災害・事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものの改修については、優先的に対応し、生徒の安全確保に努めます。

② 市町村立小中学校施設の非構造部材の耐震化の促進

- ・市町村に対し、小・中学校等学校施設の非構造部材の耐震化事業の早期実施を促すとともに、国庫補助事業の周知と積極的な活用を図ります。

③ エアコン等設置による教育環境の整備

- ・猛暑下での学習環境において、生徒の体調面での安全と健康を確保するため、県立高等学校にエアコンを整備します。
- ・市町村に対し、小・中・高等学校のエアコン整備の早期実現を促すとともに、国庫補助事業の周知と積極的な活用を図ります。

④ 環境衛生検査の適切な実施と学校環境衛生基準に基づいた環境整備

- ・県立学校においては、学校環境衛生基準に基づいた検査を実施するために、検査機器を県内5圏域の拠点校に配備するとともに、揮発性有機化合物等は検査機関に委託して、適切な実施に努め、学校環境衛生基準に基づいた学校施設の環境整備に努めます。また、市町村に対し、検査機器の整備及び適切な環境検査の実施と学校環境衛生基準に基づいた学校施設の環境整備への取組を促します。
- ・児童生徒等の健康への影響が懸念されるシックスクール*等の問題については、「『シックハウス症候群』等対応マニュアル」を活用し、学校において適切な対策が図られるよう支援します。

目標26 ICTの環境整備と利活用の推進

現状

- 2030年頃には、技術革新が一層進展し、超スマート社会*（Society 5.0）の到来が予想されています。新学習指導要領*においては、情報活用能力*が学習の基本となる資質・能力として位置付けられ、ICT機器はあらゆる学習活動の基盤となります。児童生徒の情報活用能力に加え、他者と協働し、新しい価値を創造する力の育成が求められており、その実現するためのICTの環境整備が不可欠です。

課題

- 学校のICTの環境整備の加速化
- 校務のICT化による教職員の業務負担軽減

取組み方針

あらゆる学習活動の基盤となるICT機器を整備するため、大型提示装置、指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ、実物投影装置、無線LAN、ホワイトボードの整備など、学校のICTの環境整備の加速化を図ります。また、新しい授業スタイルに必要となるデジタル教材も併せて整備します。

ICTによる教材や資料の共有化、校務の標準化により、業務の効率化を図り、教職員の働き方改革を推進します。また、教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システム*の導入を推進します。

取り組み方針

① ICTの環境整備と利活用の推進

- ・県立学校の普通教室や特別教室（理科室、実験実習室等）のICT化を促進するため、大型提示装置、指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ、実物投影装置、無線LAN、ホワイトボードを常設します。また、新しい授業スタイルに必要となるデジタル教材も併せて整備します。【目標12：再掲】

② ICTを活用した研修環境の整備

- ・Web会議やe-Learning等により、校内で受講できる研修を拡充します。【目標12：再掲】

③ 長時間勤務・多忙化解消に向けた統合型校務支援システムの構築・普及・運営の推進

- ・校務を標準化し業務の効率化を図るため、統合型校務支援システムの構築・普及・運営を推進します。県立学校においては、教員による業務負担の軽減の観点から、成績管理にとどまらず校務全般をサポートするシステムを構築・稼働させます。市町村立学校においては、市町村教職員業務改善協議会を開催し、各市町村の課題を明らかにしながら、県単位での統合型校務支援システムの導入に向けた協議を進める支援を行います。

目標27 子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実

現状

- 県内全ての公立小・中学校・高等学校、特別支援学校において、命を守る訓練を年間3回以上実施するとともに、大学教員や防災士等外部講師を学校へ派遣し、学校安全教育の推進と充実を図っています。また、大規模災害後の学校再開を想定した教職員研修によって、教職員の危機管理体制意識の向上に努めてきました。
- 毎年、全ての校種の管理職又は学校安全担当者に対して、交通安全や災害安全に関する「学校安全講習会」を開催し、児童生徒が「危険回避・危険予測」の力を身に付けるための指導法の研修を行っています。
- 食の安全については、学校生活管理指導表の活用を周知し、給食等における誤飲誤食を要因とする事故の未然防止の徹底を図ってきました。また、専門医を講師とした食物アレルギー研修会を開催し、食物アレルギーを有する児童生徒に対する緊急時や日常の指導・管理の充実に向けた教職員の資質の向上を図ってきました。

課題

- 学校や地域の実情に応じた実効性のある危機管理体制や防災教育の充実
- 児童生徒の「危険回避・危険予測」の力を向上させるための安全教育の一層の充実
- 多様化するアレルギー対応の場に、全ての教職員が適切に対応できるような研修の充実

課題の方向性

全ての学校において質の高い学校安全の取組が実施できるよう、系統的・体系的に実践的な防災教育の実施と、地域や関係機関との協力体制を構築します。また、自らの命を守り抜くための安全教育を充実させるとともに、危機管理体制マニュアル等の改善、地域・保護者・関係機関との連携体制の構築など、学校の安全管理体制の強化を図ります。

食物アレルギーを有する児童生徒が、安全・安心な学校生活を送るために、全ての教職員が食物アレルギーを含めたアナフィラキシー^{*}に対する最新の知識を身に付け、事故等の未然防止を含めた適切な対応ができるよう研修の充実を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
43	安全安心な教育環境づくり	異なる危険を想定した命を守る訓練を年間3回以上実施した学校の割合	小学校 82.7% 中学校 71.2% 高等学校 26.3% (※2017年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
44	学校における安全体制の強化	安全に関する外部の専門家や関係機関の指導・助言による地域ぐるみの安全教育活動を行った学校の割合	小学校 50.0% 中学校 53.0% 高等学校 50.0% (※2016年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

取り組むべき主な施策

① 児童生徒への安全教育の充実

- ・学校における安全教育・安全管理について、外部専門家の派遣や、安全教育に関する講習会、安全管理についての研修を通して、職員一人一人の安全教育、安全管理のスキルアップを図ります。
- ・各学校で実施されている防災教育や命を守る訓練については、それぞれの地域で起こり得る災害について、より具体的・実践的な教育や訓練を地域と一体となって行っていきます。

② 防災教育、交通安全教育、生活安全教育の推進

- ・学校種や地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール*等の先進事例を参考にしながら、組織的取組と外部専門家の活用を進め、各自治体内での国私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援します。

③ 学校における安全体制の強化

- ・心肺停止の救急救命の観点から、子どもの命を守るため、全ての県立高等学校、県立特別支援学校及び県有教育施設にAEDを設置します。
- ・自然災害発生時等に学校が主体となって積極的に情報を配信・収集できるよう緊急連絡メールを整備し、生徒の安全を守ります。また、非常変災時における学校の対応状況を迅速に把握します。
- ・自らの命を守り抜くための安全教育を充実させるとともに、近年の災害（集中豪雨、土砂災害、大規模停電、猛暑等）を踏まえた課題に対応できるよう、危機管理マニュアル等を絶えず見直し、地域・保護者・関係機関との連携体制の構築など、学校の安全管理体制の強化と改善を図ります。

④ 地域ぐるみの学校安全体制の充実

- ・「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」に基づく様々な地域の力を活用した取組を効果的に実施し、生活安全、交通安全及び災害安全の観点から、総合的に学校安全体制を構築します。

⑤ 食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心に生活できる学校づくり

- ・専門医等で構成する食物アレルギー対策委員会を開催し、食物アレルギー対応の現状を把握するとともに、課題を明らかにし、今後の取組に生かします。
- ・アレルギーによる救急対応等、学校や地域からの具体的な要望に対し、きめ細かく対応するために、専門医等の専門家を講師として派遣し、助言・支援・指導等を行います。

⑥ インターネットの安全・安心利用に関する啓発等の充実

- ・児童生徒が、安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整えるために、児童生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行います。【目標 10：再掲】
- ・インターネット上の誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するための指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるようにします。【目標 10：再掲】
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年育成関係者・保護者等に向けた研修会への講師派遣などの啓発活動を行います。【目標 10：再掲】

目標28 家庭・地域と学校が連携した教育環境づくりの推進

現状

- 保護者が行う家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付けさせる上で重要な役割を担っています。
- 県では、家庭教育学級を進めるためのマニュアルの作成やリーダーへの研修を行い、学校、家庭、地域が連携して、家庭教育を進めることの重要性をアピールするとともに、全ての親を対象に、子どもの発達の段階に応じた家庭教育の充実を図っています。
- 未来を担う子どもたちの豊かな学びを支えていくためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、地域社会全体で子どもたちの教育を支援する必要があります。県では、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安心して健やかに過ごせるよう、市町村が実施する「放課後子ども教室*」や、「放課後児童クラブ*」を推進するとともに、様々な体験活動・交流・学習の機会を提供し、子ども同士の遊びや地域の大人と連携した活動等を通じて、豊かな心や社会性等をはぐくむ取組を行っています。
- また、子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれないために、子どもたちが自ら判断し行動する力や犯罪・トラブルから自らを守る力を身に付けさせるとともに、学校間の連携あるいは学校と地域が連携しながら、子どもたちを見守る意識の高揚を図っています。
- 地域住民の参画による子どもたちの学びを支援するための体制整備や、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みなど、青少年を健全にはぐくむための社会環境づくりに加え、学校、家庭、地域が連携した活動の充実を図ることが求められています。

課題

- 様々な状況にある全ての家庭環境に対応した家庭教育の推進
- 家庭教育学級を効果的に進めるための仕組みの構築とリーダーの資質向上
- 地域と学校が連携・協働して取り組む活動を支援する仕組みの構築
- 放課後子ども総合プラン*における指導者や従事者等の資質向上
- 犯罪やトラブル、有害環境から青少年を守るために社会環境づくりの推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の支援体制の強化

取組の方向性

企業や地域と連携して、全ての親を対象に子どもの発達の段階に応じた家庭教育の充実を図ります。また、家庭教育学級の指導者を対象とした研修による資質の向上と、参加者が学びの主体となるための仕組みの構築と普及に努めます。

地域と学校が連携・協働し、様々な生活体験や異年齢交流等の活動を支援し、地域住民の参画による放課後等の安全・安心な居場所づくりの整備を図るとともに、地域学校協働活動*をの取組を多くの地域に広げられるよう支援します。

青少年が巻き込まれる犯罪をはじめ、複雑化する様々なトラブルに対応するため、相談体制の整備や啓発強化を図るほか、健全な社会環境づくりを推進し、地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図ります。

◆ 施策実施指標

番号	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
45	学校と家庭、地域との連携	「地域学校協働本部又は類似の取組など地域と学校が連携・協働して活動を実施している」と回答した学校の割合	小学校 83.0% 中学校 73.3% (※2017 年度)	小学校 90% 中学校 80%

取り組むべき主な施策

① P T A活動の支援

- ・県内各地域において P T Aが開催する子育てに関する研究や実践活動、家庭教育に関する啓発活動等を支援します。

② 企業や地域と連携した家庭教育の充実

- ・家庭教育を地域全体で推進するために、保護者、祖父母、地域住民、学校、事業者等それが果たす役割を広く県民に啓発するとともに、全ての家庭における家庭教育に対する意識を高めるため、「話そう！語ろう！わが家の約束」を実践することで、家族で話すきっかけづくりを促進します。
- ・P T Aとの連携を強化し、家庭教育学級のリーダーを対象に家庭教育学級の運営・学習内容に関する研修を行い、家庭の責任と役割の理解促進と家庭教育学級の質の向上を図ります。
- ・全ての保護者が家庭教育を安心して実践できるよう、「家庭教育支援員」を配置する市町村を支援し、家庭の状況の多様性に配慮した支援体制の強化を図ります。
- ・県内企業や事業所に対して企業内家庭教育研修の実施を呼びかけるとともに、テーマに応じた講師を派遣し、子育て中の親やこれから親になる若い世代、子育てが一段落した従業員、管理職を対象とした家庭教育研修を支援します。

③ 児童福祉等の関係機関との連携

- ・児童虐待防止に対する理解を深めるための啓発活動を行うなど、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、自立支援に至るまでのきめ細かい支援体制の充実を図るとともに、地域の相談体制の強化により、適切な対応を進めます。
- ・学校、警察、医療機関などとの連携を進めるとともに、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、問題を抱えた児童に対し、適切な対応を進めます。

④ 放課後などに子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援

- ・市町村などが行う、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」とを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策の推進を支援し、子どもたちの健全育成を図ります。

⑤ 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や基盤となる地域学校協働本部の活動を推進します。
- ・地域の伝統行事、自然体験をはじめとする豊かな体験活動、地域ぐるみのボランティアなど、生きる力や望ましい人間関係を身に付ける場となる子ども会活動、ボーイスカウト・ガールスカウト活動等の少年団体の活動を支援し、青少年の健全な育成を図ります。

⑥ 青少年に対する相談体制の充実

- ・青少年やその保護者が抱える複雑・多様な相談内容に対応できるよう、臨床心理士と社会福祉士を配置し、総合相談窓口としての機能の充実を図ります。
- ・相談者との信頼関係を構築し、他機関へのつなぎや連携を強化し、相談者への適切な支援を実施します。

⑦ 健全な青少年をはぐくむ社会環境づくりの推進

- ・岐阜県青少年健全育成条例に基づき、図書類等取扱業者や深夜入場制限施設等に対する立入調査を強化するとともに、業界・事業者の自主的な取組を促進するなど、有害環境の浄化を推進します。
- ・関係機関・団体、青少年健全育成関係者等の相互連携の強化を図り、地域ぐるみでの健全な青少年をはぐくむ社会環境づくりを推進します。

⑧ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援

- ・ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する青少年の問題に対する支援体制の強化を図るため、各相談・支援機関が連携した総合的な取組を推進します。
- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年に対して、相談窓口間の適切な引継ぎと関係機関の連携が必要な事例に対応するため、各相談機関の連携体制の強化を図ります。

3 主な施策の指標

指標の基本的な考え方

ここに掲げる指標は、子どもたちに身に付けてほしい力を数値化した「子どもたちの姿」と、施策の成果を示す「施策実施指標」の2つに分けて設定しています。

○ 子どもたちの姿

岐阜県教育の目指すべき姿として、子どもたちに身に付けてほしい3つの力（自立力・共生力・自己実現力）を数値化するために設定するものです。子どもたちが「地域社会人」として活躍できるようにするためにには、県の政策の実施だけで実現できるものではなく、広く県民の皆様方と認識の共有を図り、共に努力を重ねていくことを通じて実現を目指すことが必要です。このため、次の数値については、県の願いとして長期的に100%を目指しています。

番号	3つの力	指 標	現況値 (2018年度)
A	自 立 力	自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思う児童生徒の割合	小学校 62.3 % 中学校 60.9 % 高等学校 51.4 %
B		地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童生徒の割合	小学校 63.7 % 中学校 60.6 % 高等学校 53.9 %
C	共 生 力	地域社会などでボランティア活動に参加したことのある児童生徒の割合	小学校 56.4 % 中学校 74.9 % 高等学校 66.1 %
D		地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある。	小学校 48.2 % 中学校 38.0 % 高等学校 34.9 %
E	自 己 実 現 力	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 84.8 % 中学校 71.6 % 高等学校 68.8 %
F		生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりしていると思っていると思う児童生徒の割合	小学校 78.3 % 中学校 79.3 % 高等学校 61.9 %

○ 施策実施指標

県として実施する施策の指標を数値化するために設定するものです。第3章の「2 施策体系」に掲げる各目標で掲載した指標をまとめて掲載しています。各施策の実施にあたり、2023年度を達成年度として目標値を設定しています。

番号	目標	施 策	指 標	現況値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
1	1 ふるさと教育		授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思う児童生徒の割合	小 学 校 79.4% 中 学 校 74.7%	小 学 校 90% 中 学 校 80%
2			学校の特色に応じた課題解決型のふるさと教育に取り組む県立高等学校数	高等學校 46 校 (73.0%)	高等學校 63 校 (100%)
3			今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小 学 校 80.9% 中 学 校 64.4% 高等學校 38.2%	小 学 校 90% 中 学 校 70% 高等學校 50%
4			岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合	高等學校 51.0%	高等學校 80%
5	2 キャリア教育* (ふるさと教育)		将来就きたい仕事や夢について考えさせた学校の割合	小 学 校 85.1% 中 学 校 98.9%	小 学 校 100% 中 学 校 100%
6			地域の人材を外部講師として招へいした授業を行う学校の割合	小 学 校 87.4% 中 学 校 72.8%	小 学 校 90% 中 学 校 90%
7			高校で学んだことを活かした職業に就きたいと思う高校生の割合	高等學校 68.4%	高等學校 80%
8	3	グローバル人材の育成	高校在学中に海外留学する高校生の数	高等學校 459 人 (※2017 年度)	高等學校 750 人
9	4	優れた才能や個性を伸ばす教育の推進	科学技術に関する全国規模の学会・コンテスト等での入賞した高校生の数	高等學校 13 人・団体 (※2017 年度)	高等學校 30 人・団体
10	5	産業教育の推進 (ふるさと教育)	専門学科で学ぶ生徒を対象とした産業教育に関する全国規模のコンテスト・大会の最上位に入賞した高校生の数	高等學校 20 人・団体 (※2017 年度)	高等學校 30 人・団体

番号	目標	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
11	6	学校づくりと地域との連携 (ふるさと教育)	地域住民や保護者等が学校運営に参加する学校運営協議会(コミュニティ・スクール*)を設置している県立学校の数	11校 (13.3%)	83校 (100%)
12			今の中高に入学して満足している高校生の割合	高等学校 80.9%	高等学校 100%
13	7	特別支援教育	特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	96.2% (※2017年度)	100%
14			通級指導教室担当教員養成研修の受講教員数	0人	5年間で175人
15	9	多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進	日本語指導に関する研修受講教員数	19人 (※2017年度)	5年間で600人
16			日本語指導が必要な外國人生徒のうち、就職または高等学校等へ進学した生徒の割合	90.1%	100%
17	10	いじめ等の未然防止、早期発見・対応	いじめられた児童生徒のうち、誰にも相談していない児童生徒の数	小学校 134人 中学校 72人 高等学校 26人 (※2017年度)	小学校 0人 中学校 0人 高等学校 0人
18	11	資質・能力の育成	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合	小学校 79.1% 中学校 79.5% 高等学校 69.6%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
19			各教科で身に付けたことを様々な課題の解決に生かす機会を設けた学校の割合 ※高等学校は施策実施指標2の再掲	小学校 91.7% 中学校 86.4% 高等学校 73.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
20		英語力の強化	C E F R * の A 1 レベル相当(英検3級等)以上の英語力を有する中学生の割合	中学校 36.4% (※2017年度)	中学校 50%
21			C E F R の A 2 レベル相当(英検準2級等)以上の英語力を有する高校生の割合	高等学校 39.1% (※2017年度)	高等学校 50%
22	12	情報教育に関する指導力の向上	授業中に、I C Tを活用して指導できる教職員の割合	82.1% (※2017年度)	100%
23			授業中に、児童生徒のI C T活用を指導できる教職員の割合	75.2% (※2017年度)	90%
24			情報モラル*を指導できる教職員の割合	88.7% (※2017年度)	100%

番号	目標	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
25	13	豊かな人間性	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 80.8% 高等学校 76.2%	小学校 90% 中学校 90% 高等学校 90%
26	15	主権者教育*の推進	18歳になつたら選挙権行使しようと考えている高校生の割合	高等学校 74.3%	高等学校 100%
27	16	体力つくりの推進	新体力テストにおける総合評価D・Eの児童生徒の割合	小学校 25.6% 中学校 17.8% (※2017年度)	小学校 20% 中学校 15%
28			運動が好きな児童生徒の割合	小学校 63.7% 中学校 53.3% (※2017年度)	小学校 65% 中学校 55%
29	17	健康教育の推進	学校保健安全委員会*を年2回以上実施している学校の割合	小学校 87.3% 中学校 82.2% (※2017年度)	小学校 100% 中学校 100%
30			朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校 97.7% 中学校 96.3% 高等学校 90.9% (※小・中学校は2017年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
31	18	幼児教育の充実	幼保小の連携における教育課程の編成・指導の工夫をした小学校の割合	62.6% (※2014年度)	100%
32	20	教員の長時間勤務・多忙化解消	文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に沿った勤務時間の把握を行っている県立学校数	—	83校 (100%)
33			市町村における校務支援システム*（統合型含む）の整備済み市町村数	10市町村 (23.8%)	42市町村 (100%)
34			授業や会議・研修等でのWeb会議システムの年間利用回数	0回 (※2017年度)	100回
35	21	メンタル不調等の速やかな察知	教職員のストレスチェック受検率	93.4%	100%
36			教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合	6.4%	前年度を下回る

番号	目標	施 策	指 標	現況値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
37	22	コンプライアンス意識の確立	新任管理職研修や経年研修における服務規律遵守及び倫理の保持に向けた意識強化を図る研修の受講率	100%	毎年 100%
38	23	労務管理を含めたマネジメント力の強化	新任管理職研修や新任主任研修における労務管理に関する研修の受講率	100%	毎年 100%
39	24	優れた教職員の確保	高校生を対象とした教職説明会(若手教職員との交流会)の実施学校数	7校	毎年 10校
40		教職員の資質・能力の向上	若い教職員を中心とするグループが行う自主研修及び研究活動助成件数	0件	5年間で50件
41	25	学校施設の整備の充実	文部科学省「耐震改修状況フォローアップ調査」における屋内運動場等の吊り天井等非構造部材の耐震化未実施棟数	小学校 5棟 中学校 2棟	小学校 0棟 中学校 0棟
42			「岐阜県県有建物長寿命化計画」における県立学校の長寿命化改修数	23校	5年間でのべ115校
43	27	安全安心な教育環境づくり	異なる危険を想定した命を守る訓練を年間3回以上実施した学校の割合	小学校 82.7% 中学校 71.2% 高等学校 26.3% (※2017年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
44		学校における安全体制の強化	安全に関する外部の専門家や関係機関の指導・助言による地域ぐるみの安全教育活動を行った学校の割合	小学校 50.0% 中学校 53.0% 高等学校 50.0% (※2016年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
45	28	学校と家庭、地域との連携	「地域学校協働本部又は類似の取組など地域と学校が連携・協働して活動を実施している」と回答した学校の割合	小学校 83.0% 中学校 73.3% (※2017年度)	小学校 90% 中学校 80%



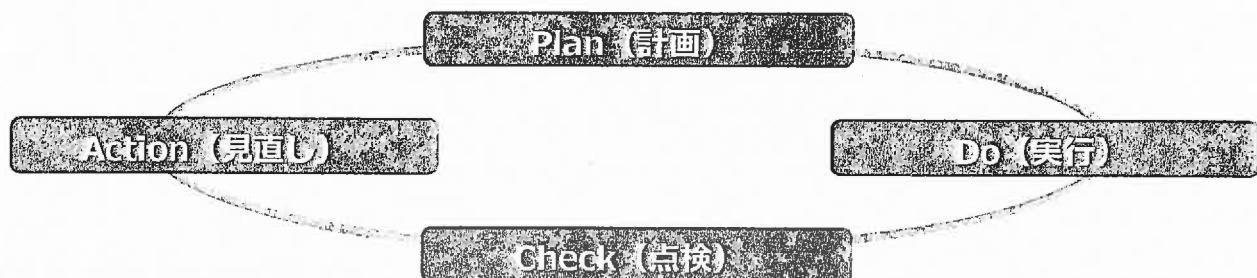
第4章 第3次岐阜県教育ビジョンの推進と進行管理

1 第3次岐阜県教育ビジョンの周知と県民意見の把握

- 第3次岐阜県教育ビジョンの着実な推進に向けて、ビジョンに掲げた基本的な考え方や施策などについて、児童生徒や保護者、教育関係者をはじめ、広く県民の理解と協力をいただくため、リーフレットや広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、県民への周知・啓発を図るための広報活動を積極的に推進します。
- スクールミーティング*をはじめとする、学校や地域で行われる県民との意見交換の場を積極的に活用し、その声を教育ビジョンの見直しや教育行政に反映させるための広聴活動として積極的に推進します。

2 目標設定に基づいた進行管理

- 第3次岐阜県教育ビジョンにおいては、5つの基本方針に沿って、28の目標を設定しています。第3章では、28の目標について、目標の進捗状況を把握する「施策実施指標」と、目標を実現するために必要となる「取り組むべき主な施策」を示しました。また、子どもたちにバランスよく身に付けてほしい3つの力（自立力・共生力・自己実現力）を数値化する「子どもたちの姿」を設定しました。
- 第3次岐阜県教育ビジョンの進行管理にあたっては、外部有識者からなる「岐阜県教育委員会点検評価会議」を設置し、「子どもたちの姿」により子どもたちの現状を把握し、施策の推進状況や、「施策実施指標」の達成状況を明らかにした上で、会議の意見を踏まえ、毎年度、幅広い観点から客観的かつ公正な点検・評価を実施し、その結果を次年度以降の新たな取組に反映させるP D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づく進行管理を行います。



- また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条」に基づく事務の点検・評価結果については、報告書を県議会に提出するとともに、県民にも公表し、県教育行政の運営の質の向上と効率化を図ります。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



参考資料 教育を取り巻く状況

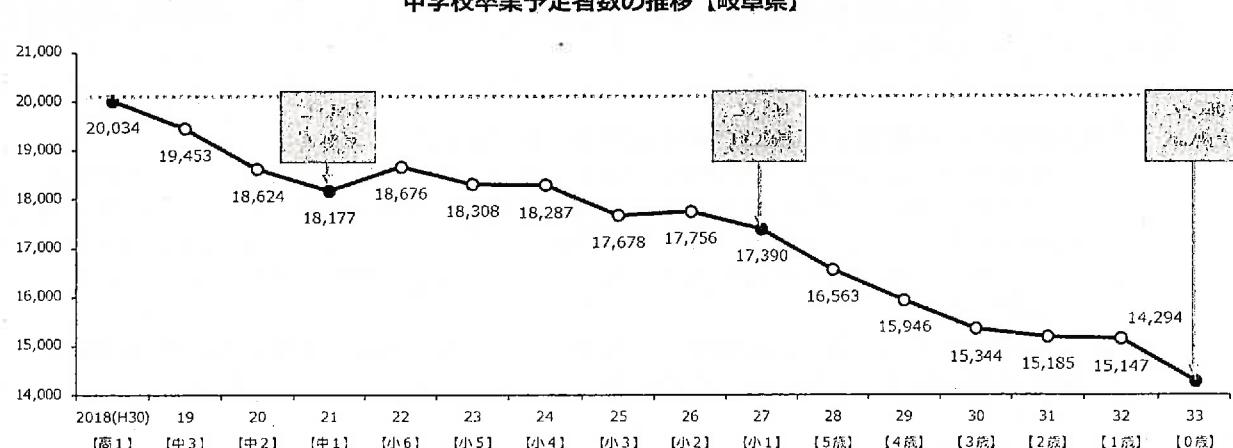
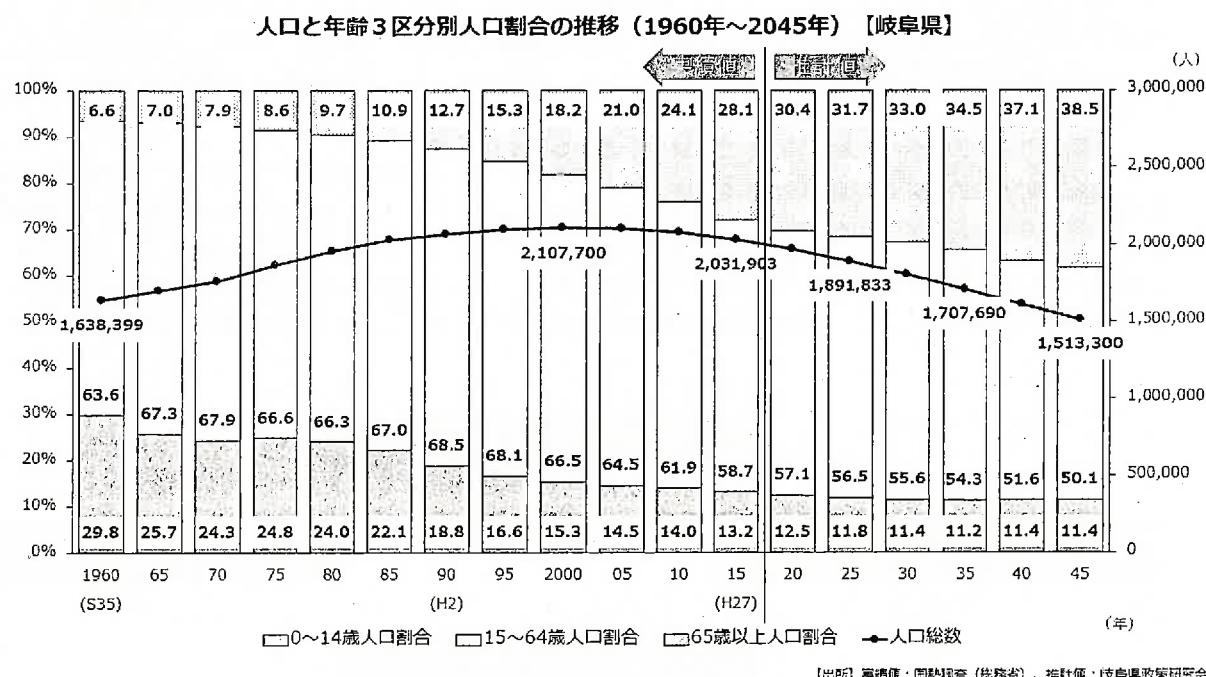
教育を取り巻く状況

(1) 社会状況の変化

① 人口減少・少子高齢化の進展

岐阜県の人口は、今後も長期にわたり減少傾向が続きます。地域を支える現役世代（15～64歳）は減少し、65歳以上の高齢者の増加が予測され、「超高齢社会」は今後も継続していきます。

中学卒業予定者数は長期的に減少し、これまでの10年間以上に、大幅な減少が予測されます。



② 2030年以降に予測される急速な技術革新

子どもたちが生きていく2030年以降の社会では、技術革新が一層進展（第4次産業革命^{*}）し、超スマート社会^{*}（Society5.0）の到来が予測されています。今後10～20年後には、人工知能（A I）の発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘²もあります。

③ 雇用環境の変化

労働力調査（総務省）によると、県の労働力人口は、2013年の1,087千人から2017年は1,133千人となり、近年回復傾向にあります。完全失業率も2013年の3.0%から2017年は2.1%となり減少傾向にあります。一方で、毎月勤労統計調査年報（厚生労働省）によると、県の常用労働者に占めるパートタイム労働者比率は全国平均よりも高く、増加傾向にあり、雇用形態は多様化しています。

国勢調査（総務省）によると、女性雇用者数は年々増加傾向であり、全雇用者に占める女性の割合は、2015年には45.4%となり、男女が共に活躍できる社会の実現に向けた取組が進んでいます。

④ 家庭環境の変化

国勢調査（総務省）によると、県の家族類型別一般世帯数について、ひとり親と子どもから成る世帯は増加傾向にあります。国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、児童のいる世帯の平均所得は20年前に比べて低下していますが、一方で、私立大学の授業料は増加傾向にあります。家庭の所得、保護者の学歴などの家庭の社会経済的背景と子どもの学力や四年制大学への進学率には相関関係がみられる³ことを指摘する研究があります。

⑤ 教育をめぐる国の動き

国においては、2018年6月に第3期の教育振興基本計画が閣議決定され、社会の現状や2030年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画が示されました。

新小学校学習指導要領が2020年、新中学校学習指導要領が2021年から全面実施、新高等学校学習指導要領は2022年度から年次進行で実施されます。また、高大接続改革を踏まえた、大学入学者選抜実施要項の変更が予定されるなど、国の教育改革の動向を踏まえながら、岐阜県の教育施策を進めていく必要があります。

² 人工知能（A I）の発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘 (p.3)

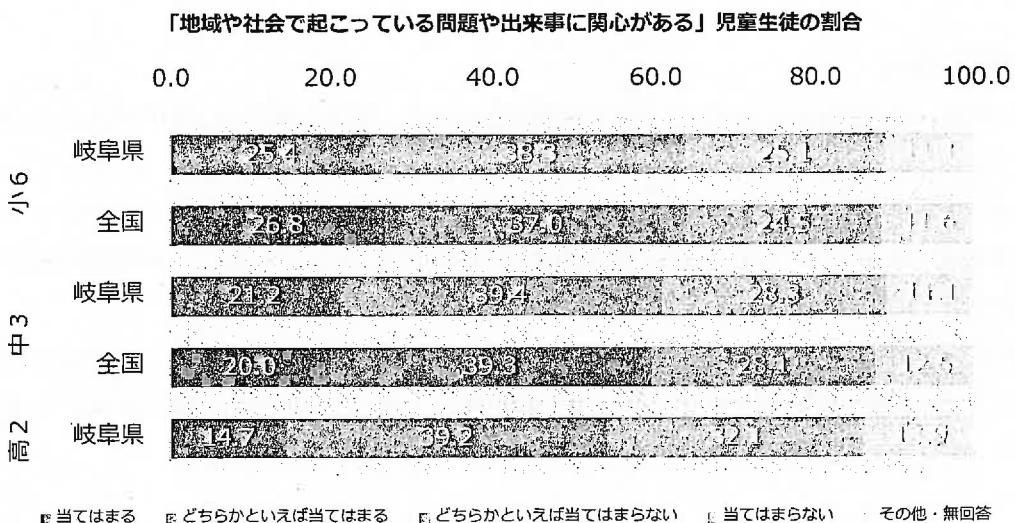
³ 家庭の社会経済的背景と子どもの学力や四年制大学への進学率には相関関係がみられる

国立大学法人お茶の水女子大学（2018年）、「平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」

(2) 岐阜県教育の現状

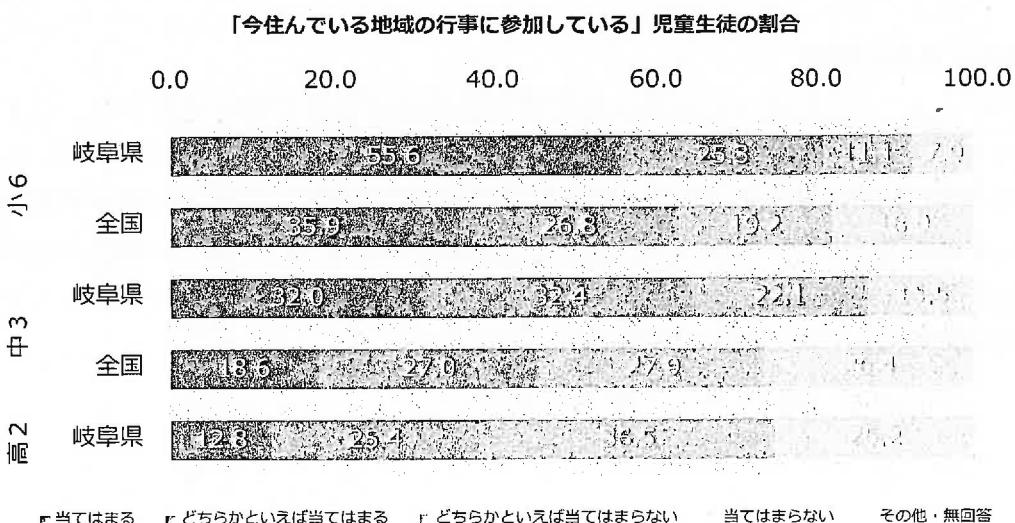
① 地域や社会への関心について

「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に、小学生の63.7%、中学生の60.6%が肯定的な回答をしています。小中学生ともに全国平均値並みです。高校生では、53.9%が肯定的な回答をしています。



【出所】平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）、県教育委員会調査

「今住んでいる地域の行事に参加しますか」という質問に、小学生の80.9%、中学生の64.4%が肯定的な回答をしています。小中学生ともに全国平均値を上回っています。高校生では、38.2%が肯定的な回答をしています。

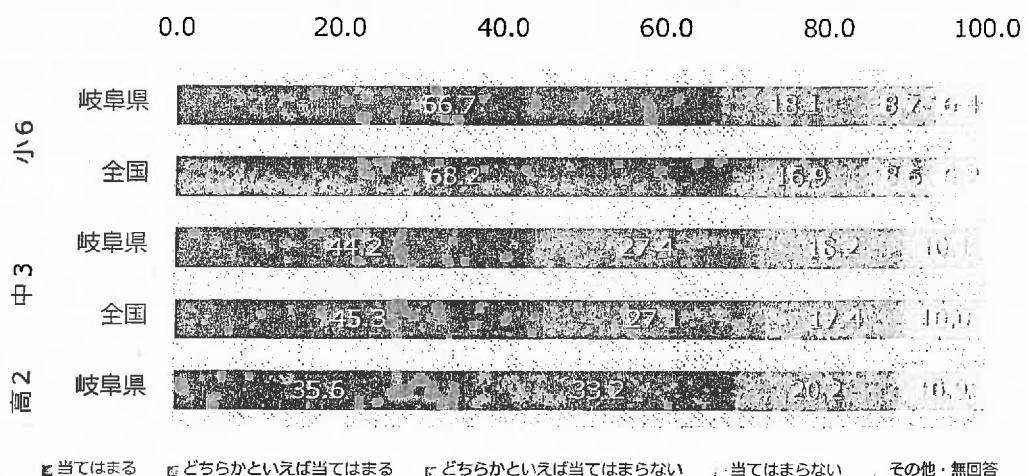


【出所】平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）、県教育委員会調査

② キャリア教育*と子どもの自己肯定感*について

「将来の夢や目標をもっていますか」という質問に、小学生の 84.8%、中学生の 71.6%が肯定的な回答をしています。小学生は全国平均並み、中学生は全国平均値を下回っています。高校生では、68.8%が肯定的な回答をしています。

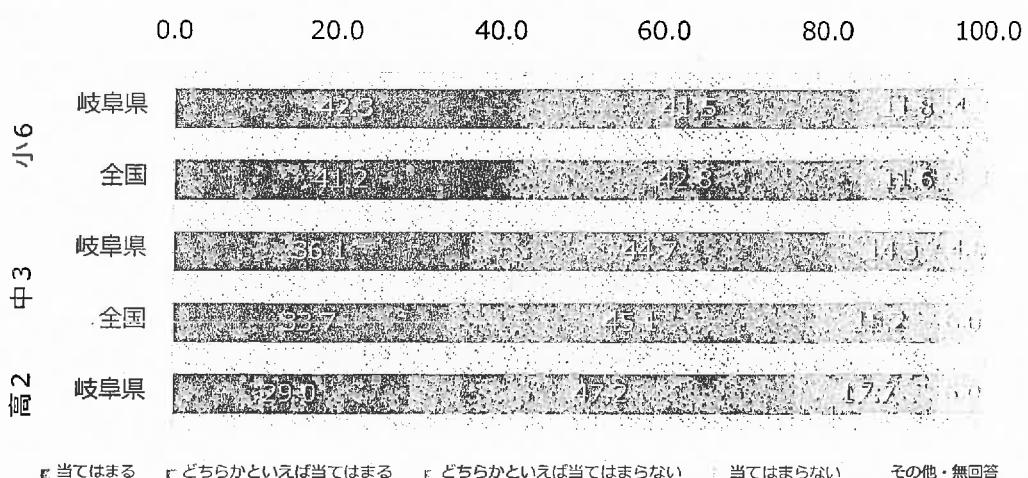
「将来の夢や目標をもっている」児童生徒の割合



【出所】平成 30 年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）、県教育委員会調査

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に、小学生の 83.8%、中学生の 80.8%が肯定的な回答をしています。小学生は全国平均並み、中学生は全国平均値を上回っています。高校生では、76.2%が肯定的な回答をしています。

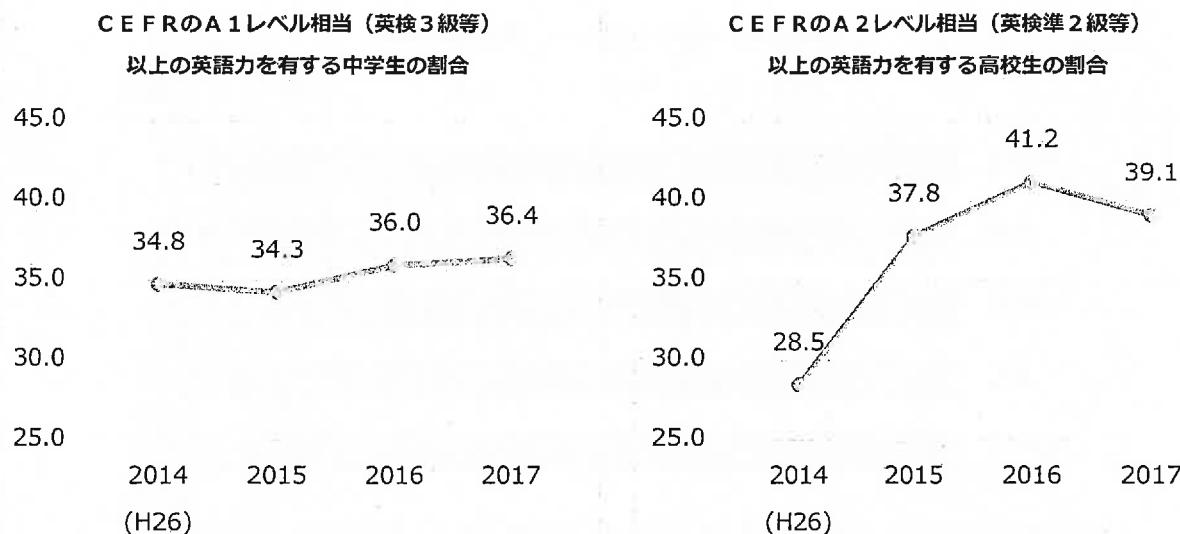
「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合



【出所】平成 30 年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）、県教育委員会調査

③ グローバル化への対応について

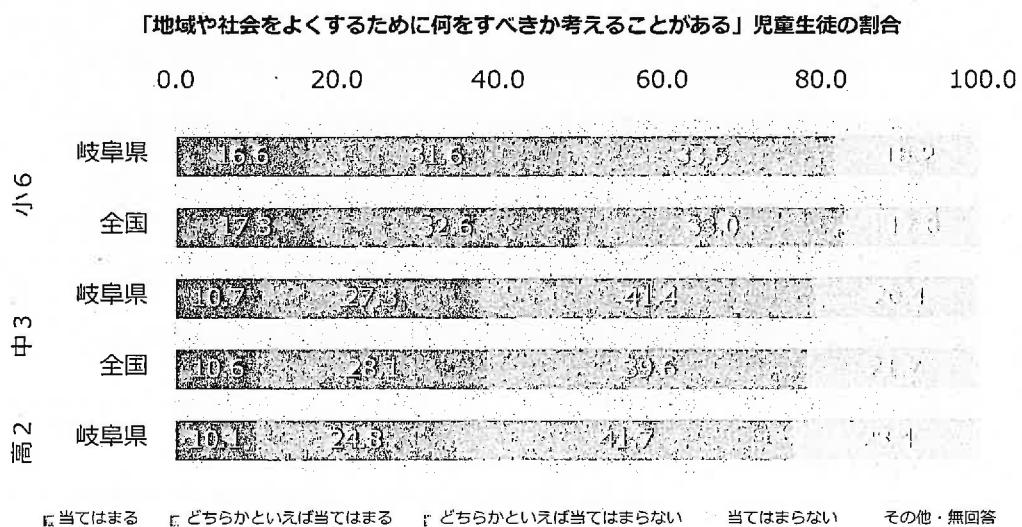
卒業時に C E F R * の A 1 レベル相当（英検 3 級等）以上の英語力を有する中学生の割合は 36% 程度、卒業時に C E F R の A 2 レベル相当（英検準 2 級等）以上の英語力を有する高校生の割合は 40% 程度まで上昇しています。



【出所】英語教育実施状況調査（文部科学省）

グローバル化への対応は、大都市圏だけの課題ではなく、情報技術の進展により、地域が直接世界とつながる時代の中で、各地域においてもグローバルな視点をもつことが求められます。

「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という質問に、小学生の 48.2%、中学生の 38.0% が肯定的な回答をしています。小中学生ともに全国平均値を下回っています。高校生では、34.9% が肯定的な回答をしています。



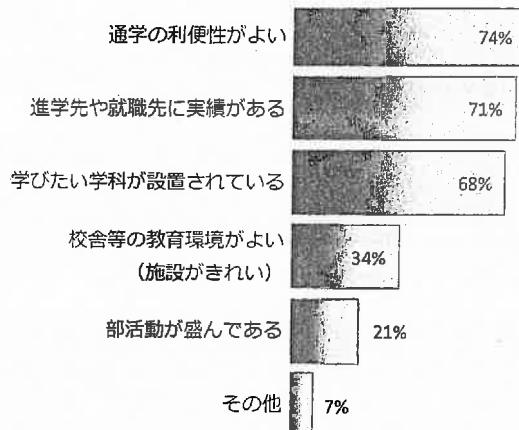
【出所】平成 30 年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）、県教育委員会調査

④ 県立高等学校の魅力づくりについて

保護者が高等学校を選ぶ際に重視することは、通学の利便性がよい（74%）、進学先や就職先の実績がある（71%）、学びたい学科が設置されている（68%）となっています。また、高等学校で高めてほしいと思う力は、社会人、職業人としての一般教養、基礎的学力や技能（75%）、共生力やコミュニケーション能力（67%）となっています。

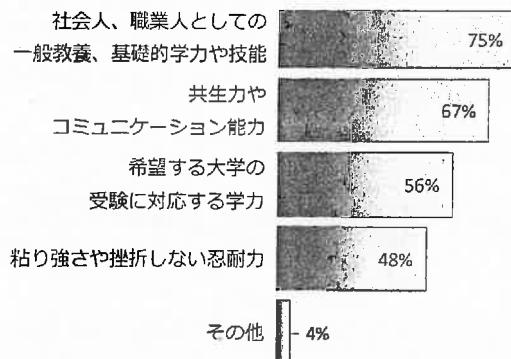
あなたは子どもが高校を選ぶ際に、最重視することは何か

（※複数回答可）



高校で高めてほしいと思う力はどのような力か

（※複数回答可）

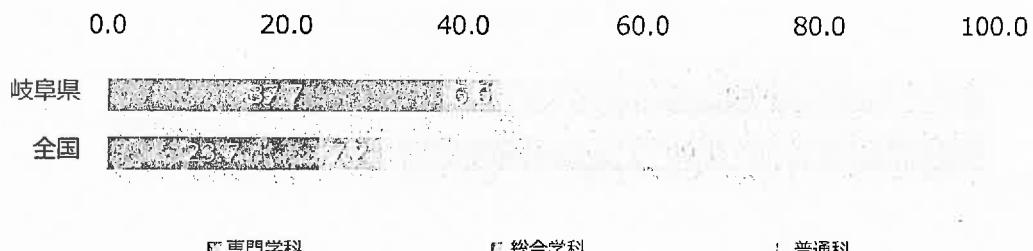


【出所】県教育委員会調査（2016年県立高校の魅力づくりに関するアンケート）

⑤ 高等学校の状況

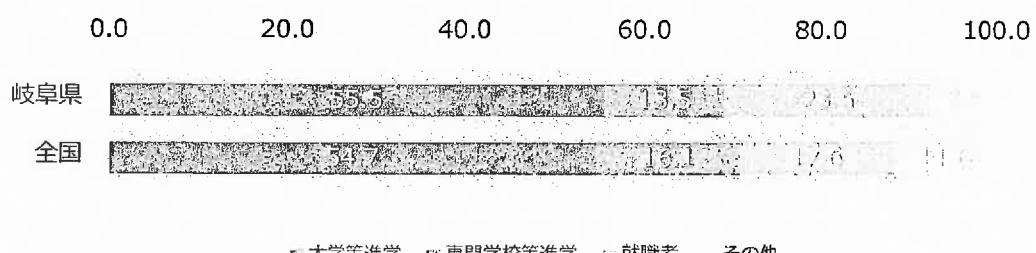
県内公立高等学校の定員設定における専門学科の定員の割合は、全国平均に比べ多くなっています。また、高等学校卒業生の就職者の割合は全国平均に比べ多くなっています。2017年度の大学等進学者の割合は55.5%となっています。

公立高等学校の定員設定（2017年度）



【出所】県教育委員会調査

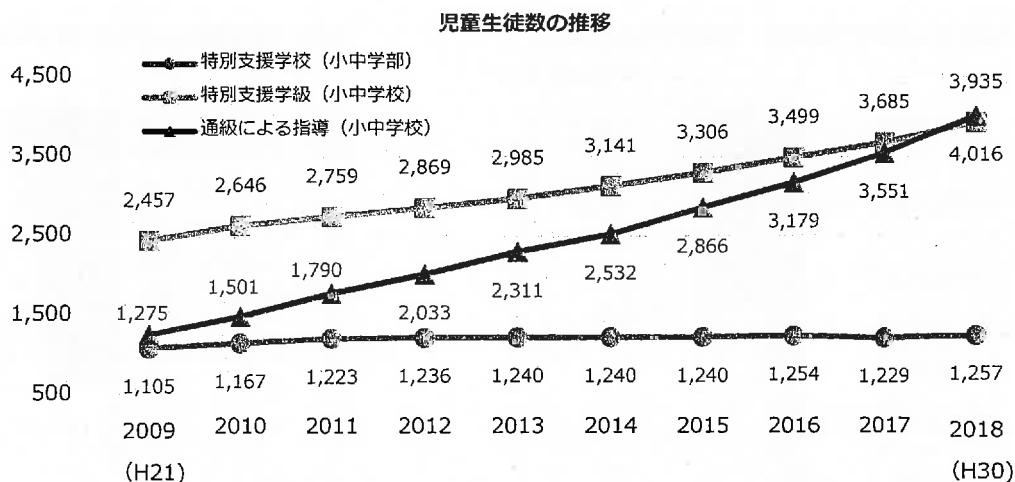
高等学校卒業者の進路状況（2017年度）



【出所】学校基本調査

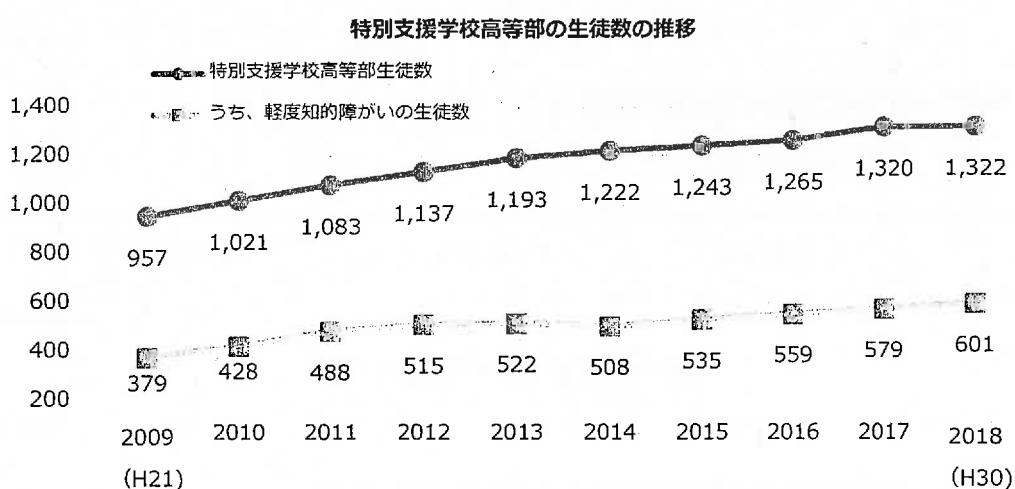
⑥ 特別支援学校の状況

義務教育段階の特別支援学校の児童生徒数は、2009 年度からの 10 年間で 1,105 人から 1,257 人へ約 1.1 倍に増加しています。小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数も毎年増加しており、特別支援学級は 10 年間で約 1.6 倍、通級による指導を受けている児童生徒は約 3.1 倍となっています。



【出所】学校基本調査・県教育委員会調査

特別支援学校高等部の生徒数は、2009 年度からの 10 年間で 957 人から 1,322 人へ約 1.4 倍に増加、そのうち、軽度の知的障がいのある生徒数は 10 年間で約 1.6 倍に増加しています。軽度の知的障がいのある生徒の就労に対するニーズに対応するためには、新しい教育内容や地元企業との連携の仕組みを取り入れた高等特別支援学校機能を全県において整備することが必要です。

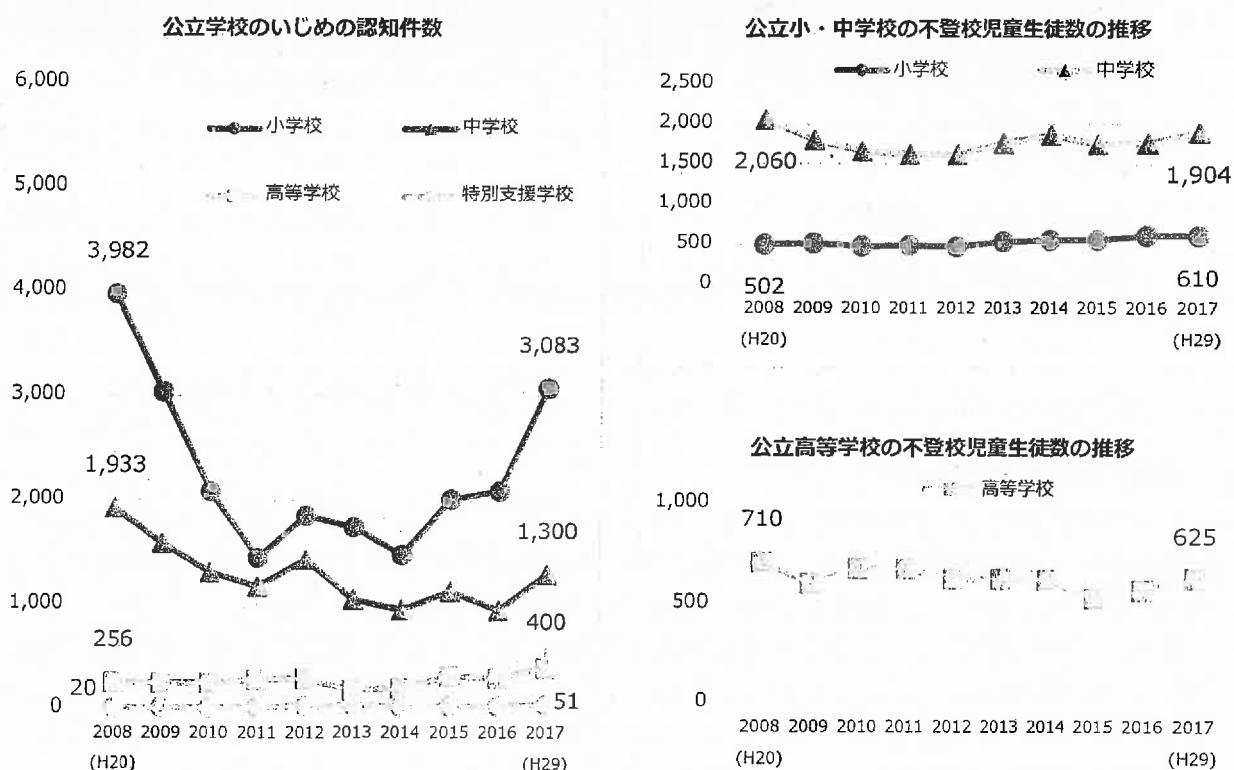


【出所】学校基本調査・県教育委員会調査

⑦ いじめ・不登校について

公立学校におけるいじめの認知件数は、2017年度は小学校3,083件、中学校1,300件、高等学校400件、特別支援学校51件となっており、1,000人当たりの認知件数はすべての学校種で増加に転じました。

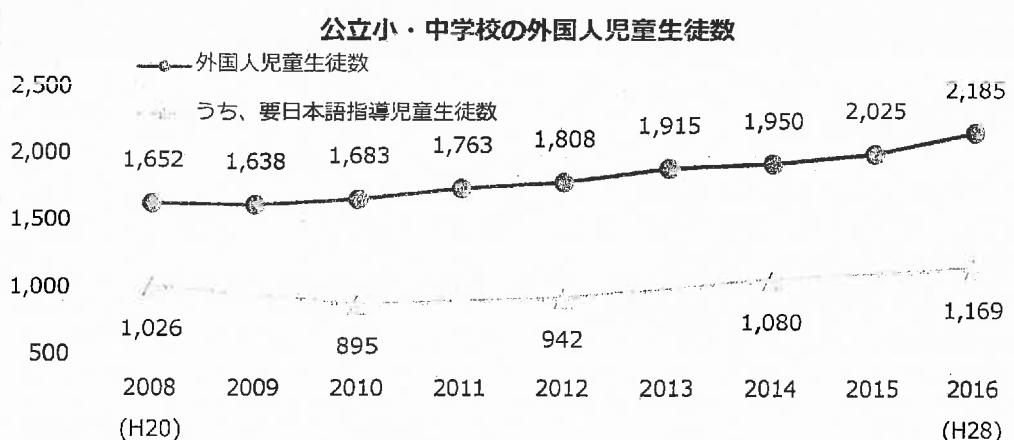
また、公立学校の不登校児童生徒数は、2017年度は小学校1,904人、中学校610人、高等学校625人となっています。



【出所】 いずれも、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

⑧ 外国人児童生徒について

公立小・中学校に在籍する外国人児童生徒数は2016年度で2,185人であり、ここ5年間で約1.2倍、「日本語の指導を要する児童生徒数」は2016年度で1,169人であり、ここ5年間で約1.2倍となっており増加傾向にあります。



【出所】 学校基本調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査

⑨ 小・中学生の学力について

「全国学力・学習状況調査」の結果によると、小学校では、国語においては全国平均値を上回り、算数、理科においては全国平均値並となっています。中学校では、国語、数学、理科において全国平均値を上回っています。

子どもの学力の状況

質問項目	小学校		中学校	
	岐阜県	全国	岐阜県	全国
国語A（知識）	72	70.7	76	76.1
国語B（活用）	56	54.7	62	61.2
算数A・数学A（知識）	63	63.5	67	66.1
算数B・数学B（活用）	51	51.5	49	46.9
理科	61	60.3	68	66.1

【出所】平成30年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象 平均正答率）

⑩ 学習への取組みについて

「日常の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う」という質問に、小学生の79.1%、中学生の79.5%が肯定的な回答をしており、いずれも全国平均値を上回っています。高校生では、69.6%が肯定的な回答をしています。

また、「日常の授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思う」という質問に、小学生の62.3%、中学生の60.9%が肯定的な回答をしており、いずれも全国平均値を上回っています。高校生では、51.4%が肯定的な回答をしています。

さらに、「日常の授業では、生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」という質問に、小学生の78.3%、中学生の79.3%が肯定的な回答をしており、いずれも全国平均値を上回っています。高校生では、61.9%が肯定的な回答をしています。

学習への取組状況

質問項目	小学校		中学校		高校
	岐阜県	全国	岐阜県	全国	
日常の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う	79.1	76.7	79.5	73.8	69.6
日常の授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思う	62.3	61.0	60.9	53.8	51.4
日常の授業では、生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う	78.3	77.7	79.3	76.3	61.9

当てはまる、どちらかといえば当てはまる と回答した児童生徒の割合

【出所】平成30年度全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）、県教育委員会調査（高2対象）

⑪ 体力・運動能力について

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、各種目の体力や運動能力を得点化したものの合計得点である「体力合計点*」は、小学生は全国平均値並、中学生は全国平均値を上回っています。

また、「1週間の総運動時間（授業時間を除く）」について、60分以上の児童生徒の割合は、2017年度では、小学5年男子94.3%〔全国93.7%〕、小学5年女子90.1%〔同88.4%〕、中学2年男子95.7%〔同94.0%〕、中学2年女子85.6%〔同80.9%〕となっており、小学生・中学生の男女ともに全国平均値を上回っています。

子どもの体力の状況

調査種目	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
握力	▲	▲		○
上体起こし			▲	
長座体前屈			○	○
反復横とび	○	○	○	○
20mシャトルラン		▲	○	○
持久走			▲	▲
50m走			○	○
立ち幅とび			○	
ボール投げ	○	○	○	
体力合計点	54.03	55.85	42.88	51.00
(全国平均値)	54.16	55.73	42.11	49.97

全国平均値50点とし、○上回る、▲下回る〔※無印については全国平均と同等(±0.05の範囲)〕

【出所】平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小5・中2対象）

⑫ 教員の多忙化の状況について

各学校において多忙化解消の取組が展開されており、教員が、勤務日の勤務時間外に在校する時間が減少するなど、多忙化解消の取組の成果が現れつつありますが、その取組は道半ばです。

勤務時間外における教員の在校時間の状況

	2016年度	2017年度
小学校	13時間33分	10時間59分
中学校	19時間01分	15時間40分
高等学校	15時間31分	10時間56分
特別支援学校	8時間41分	7時間45分

〔※11月の1週間を対象期間とした悉皆調査〕

【出所】県教育委員会調査

第3次教育ビジョン策定委員会* 委員名簿

(五十音順)

氏 名	主 な 職 名	備 考
今村 久美	認定特定非営利活動法人力タリバ代表理事	
川治 秀輝	本巣市教育委員会 教育長	
川瀬 憲司	株式会社東海プロセスサービス（志門塾）代表取締役社長	
澤田 由香	岐阜県特別支援学校 P T A 連合会会長	平成 29 年度委員
嶋崎 吉弘	公認会計士・嶋崎公認会計士事務所所長	副委員長
清水 優子	中部学院大学・中部学院大学短期大学部附属桐が丘幼稚園園長	
下野 泰輔	岐阜県高等学校 P T A 連合会会長	平成 30 年度委員
下屋 浩実	岐阜県私立中学高等学校協会会长 高山西高等学校長	
中村源次郎	一般社団法人岐阜県経済同友会筆頭代表幹事 秋田屋本店代表取締役社長	
早川 徹	岐阜県高等学校 P T A 連合会会長	平成 29 年度委員
原 紀子	岐阜県特別支援学校 P T A 連合会会長	平成 30 年度委員
藤田 昌子	岐阜女子大学家政学部健康栄養学科教授	
益子 典文	岐阜大学教育学部附属学習協創開発研究センター教授	委員長
松野 英子	たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長	
矢嶋 茂裕	岐阜県医師会理事 矢嶋小児科小児循環器クリニック院長	
吉永 和加	岐阜聖徳学園大学教育学部教授・教務部長	
渡辺 寿之	学校法人渡辺学園サニーサイドインターナショナルスクール園長	

第3次教育ビジョン策定委員会 委員会の経過

会議	期日	主な議題
第1回	【2017年度】 2018年2月1日	○委員長・副委員長の選出について ○第3次岐阜県教育ビジョンの策定について ○教育を取り巻く社会経済情勢の変化について ○岐阜県教育の現状と課題について
第2回	【2018年度】 2018年5月17日	○第2次岐阜県教育ビジョンの進捗状況について
第3回	2018年8月2日	○第3次岐阜県教育ビジョンの基本理念について
第4回	2018年8月30日	○取り組むべき主な施策について ○評価指標（長期目標）について ○第3次岐阜県教育ビジョン骨子案について
第5回	2018年11月20日	○第3次岐阜県教育ビジョン素案について
第6回	2019年1月31日	○第3次岐阜県教育ビジョン最終案について

総合教育会議 会議の経過

会議	期日	主な議題
平成29年度 第2回	【2017年度】 2018年2月15日	○教職員の長時間勤務の縮減に向けた学校マネジメントのあり方について ○第3次岐阜県教育ビジョンの策定に向けて
平成30年度 第1回	【2018年度】 2018年6月18日	○次期岐阜県教育大綱の策定について ○第3次岐阜県教育ビジョンにおける課題について
第2回	2018年9月14日	○取組事例のヒアリング ○次期岐阜県教育大綱の策定について ○第3次岐阜県教育ビジョンの策定について
第3回	2018年11月26日	○ゲストスピーカーによる説明 ○次期岐阜県教育大綱の策定について ○第3次岐阜県教育ビジョンの策定について
第4回	2019年2月20日	○ゲストスピーカーによる説明 ○次期岐阜県教育大綱の策定について

スクールミーティング*等の実施について

実施内容	期 日	実 施 先	
スクールミーティング	【2018年度】 2018年6月14日	岐阜県立大垣桜高等学校	大垣市
6年目教職員 意見交換	2018年6月28日	総合教育センター	岐阜市
スクールミーティング	2018年7月9日	岐阜市立陽南中学校	岐阜市
教育委員と策定委員と の意見交換	2018年7月9日	議会西棟	岐阜市
大学院生との 意見交換	2018年7月11日	岐阜大学（出前トーク）	岐阜市
スクールミーティング	2018年7月25日	岐阜県立岐阜北高等学校	岐阜市
校長との 意見交換	2018年8月2日	総合教育センター	岐阜市
大学院生との 意見交換	2018年8月9日	岐阜大学（出前トーク）	岐阜市
スクールミーティング	2018年10月24日	岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校	岐阜市
スクールミーティング	2018年10月29日	岐阜県立東濃実業高等学校	御嵩町
スクールミーティング	2018年10月29日	岐阜県立東濃高等学校	御嵩町
学校訪問	2018年11月1日	岐阜県立東濃特別支援学校	土岐市
スクールミーティング	2018年11月1日	岐阜県立東濃フロンティア高等学校	土岐市
スクールミーティング	2018年11月22日	下呂市立下呂小学校	下呂市

用語解説

※本文中に *印のある用語について、その解説を掲載しています。
用語右の（ ）内の数字は掲載ページを示しています。

数 字

3部制単位制高等学校 (33)

「3部制」とは、定時制課程の高等学校の中でも、午前、午後、夜間に授業を開講している高等学校のことです。生活ペースや勤務条件に合わせて好きな時間帯を選択することができます。「単位制」とは、学年による区別がなく、学校が定めた単位数を取得すれば高等学校の卒業が認められる制度のことです。生徒は自分の進路決定に必要な科目を選択することができ、主体的に学ぶことができます。また、多くの科目が開講されているため、少人数で学ぶことができる授業も数多くあります。

英 字

C E F R (17、40、42、81、89)

"Common European Framework of Reference for Languages:Learning, teaching, assessment"の略で、「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語参照枠」のことです。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、わかりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て2001年、に欧州評議会(Council of Europe)が発表した、外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられる枠組みのことです。

D V (ドメスティック・バイオレンス) (50)

"Domestic Violence"の略で、配偶者や恋人など親密な間柄にある、又はあった者から加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

G - プレイス (32)

高等学校段階での不登校、引きこもりなどの子どもに居場所を提供し、将来的な社会的自立に向けた学びの再チャレンジを支援する適応指導教室のことです。(岐阜県独自の取組)

I o T (1、12、21、25)

"Internet of Things"の略で、(身の周りのあらゆる)モノをインターネットでつなぐ技術のことです。

L D ・ A D H D 等 (31)

「L D (Learning Disability : 学習障害)」とは、「読む」、「書く」、「計算する」等の能力のうち、特定の能力に著しい困難を示すものです。また、「A D H D (Attention-Deficit / Hyperactivity

Disorder : 注意欠陥多動性障害)」とは、集中できない、じっとしていられない、考えるよりも先に動くなどを特徴とする行動がみられます。両者とも発達障がいに分類されます。その他、言葉の発達の遅れ、コミュニケーションの障がい・対人関係・社会性の障がい、パターン化した行動・こだわりを特徴とする「自閉症」、自閉症のうち知的発達の遅れを伴わない「高機能自閉症」、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない「アスペルガー症候群」についても発達障がいに分類されます。

L G B T (38、50)

L (Lesbian、女性の同性愛者)、G (Gay、男性的な同性愛者)、B (Bisexual、両性愛者)、T (Transgender、体の性と心の性に違和感がある人) の言葉の頭文字をとった言葉を組み合わせたもので性的少数者の総称の一つです。

M S (マナーズ・スピリット) リーダーズ (48)

Mは、Manners (規範、礼儀作法)、Sは、Spirit (意識、精神) の頭文字です。高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことです。(岐阜県独自の取組)

M S J (マナーズ・スピリット・ジュニア) リーダーズ (48)

「マナーズ・スピリットリーダーズ (MSリーダーズ) 活動」に取り組む中学生のことです。(岐阜県独自の取組)

あ 行

あつたかい言葉かけ運動 (37、47)

学校におけるいじめを未然に防ぐため、子どもと大人、そして子ども同士が互いに「あつたかい言葉」を掛け合い、思いやり溢れる温かい関係を創り出す県民運動のことです。(岐阜県独自の取組)

アナフィラキシー (74)

アレルゲン (アレルギーを起こす原因となる物質) などに対して生じる全身性のアレルギー反応のことです、死に至る危険があります。

アンガーマネジメント (65)

怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニングのことです。

インクルーシブ教育 (29)

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

英語4技能 (17、41、42、45)

英語に関する「聞く」、「読む」、「話す」、「書く」の4つの技能のことです。

か 行

学校関係者評価 (27)

保護者、学校評議員、地域住民等の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、各学校の全教職員により行われる自己評価の結果について評価することを基本とする評価のことです。

学校間交流 (31)

特別支援学校の児童生徒が、地域の小中高等学校と教科や行事（音楽発表、ゲーム交流等）、職業教育（作業体験、作業製品の開発等）等を通して交流及び共同学習を実施することです。

学校保健安全委員会 (56、82)

子どもの保健安全にかかわる、多様化、深刻化する健康安全問題に対応するため、専門的な知識や技能をもった地域の方々や専門家の協力により、学校・家庭・地域社会が連携した取組や教育活動への参加協力などについて理解を深めるために組織されるものです。

岐阜県学校保健会 (57)

幼児児童生徒及び教職員の健康の保持増進や安全な学校環境の確保を目的として、学校、家庭・PTA、医師会、歯科医師会、学校薬剤師会、教育委員会が連携し、地域の健康課題の解消並びに学校保健活動の充実に取り組んでいる組織のことです。

岐阜県人権教育基本方針 (50)

同和問題をはじめ、様々な人権問題について、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに、解決できる実践力を高め、人権という普遍的文化を築くことができるよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取組む重要性を示したもので

岐阜県接続期カリキュラム (58)

幼稚園や保育所、認定こども園等から小学校の学習や生活に円滑に接続できるように工夫された接続期カリキュラムを指します。幼稚園や保育所、認定こども園等で取り組む「アプローチカリキュラム」と小学校で取り組む「スタートカリキュラム」の双方から、接続期に育てたい子どもの資質や小学校生活につながる活動、幼稚園や保育所、認定こども園等での経験を生かした指導を示したカリキュラムです。

キャリア教育 (9、15、25、30、36、80、88)

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことです。「キャリア発達」

は、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。

教育資源 (6、12、21)

「自然」「人材」「施設や機関」等のうち、主に学校教育において効果的な活用があると考えられるもののことです。

居住地校交流 (31)

特別支援学校の小・中学部の児童生徒が、居住地域の小・中学校において交流及び共同学習を実施することです。

コア・ティーチャー (30)

児童生徒の障がいの特性や状態に応じて適切な指導支援を行うことができるよう、教員の専門性を高めるために指導的立場となる教員のことです。（岐阜県独自の取組）

高校生のための学びの基礎診断 (42)

義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るために、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験などを文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みのことです。

国際バカロレア（IB : International Baccalaureate） (18)

国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムのことです。

国際バカロレアは、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されました。

コミュニティ・スクール (27、81)

学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組みのことです。

さ 行

自己肯定感 (4、38、39、47、88)

自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のことです。

シックハウス症候群、シックスクール (71、72)

建材や調度品などから発生する化学物質や、カビ・ダニなどによる室内空気汚染等、居住に由来す

る様々な健康障害の総称を意味する用語で、有害物質の中毒症状やアレルギー疾患、化学物質過敏症等の症状になって現れる疾患のことです。学校で起こるシックハウス症候群を「シックススクール」と言います。

主権者教育 (9、52、82)

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力をはぐくむことです。

主体的・対話的で深い学び (7、41、42、44)

学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることです。これを実現するために「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。

消費者教育 (9、52)

国民一人一人が消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにすることです。

情報活用能力 (7、40、43、44、73)

必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力のことです。

情報モラル (8、39、44、81)

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどです。

携帯電話・スマートフォンやSNS (social networking service : Web上で社会的ネットワークを構築するサービスの1つ) が子供たちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっています。

新学習指導要領 (7、18、40、42、44、73)

小学校学習指導要領は2020年度から全面実施（2018年度から移行期間）、中学校学習指導要領は2021年度から全面実施（2018年度から移行期間）、高等学校学習指導要領は2022年度から年次進行により実施（2019年度から先行実施）されます。学習指導要領の改訂の主な概要は、予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の一層確実な育成を目指し、社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現、各

学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立などです。

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール (S P H) (6、12)

文部科学省が指定した社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校のことです。

スーパーグローバルハイスクール (S G H) (6、12)

文部科学省が指定した国際的に活躍できる人材育成を重点的に行う高校のことです。

スーパーサイエンスハイスクール (S S H) (6、12)

文部科学省が指定した科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高校のことです。

スーパーハイスクール (6、12)

スーパーグローバルハイスクール、スーパーサイエンスハイスクール、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール等、語学や科学分野などで特定分野に秀でた人材の育成を目指し、国や県から研究指定を受けた高等学校のことです。（岐阜県独自の取組）

スクールカウンセラー (33、37、61、67)

臨床心理に関し高度に専門的な知識、経験を有する者であり、教員等とは異なる立場で児童生徒へのカウンセリングをしたり、教職員及び保護者に対する助言や援助をしたりする専門員のことです。

スクールソーシャルワーカー (37、61、67)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材のことです。

スクールミーティング (2、97)

教育長をはじめとする教育委員会幹部が、学校などを訪問し、児童生徒や保護者、教職員、学校評議員などの教育関係者や地域住民と行う意見交換会のことです。（岐阜県独自の取組）

セーフティプロモーションスクール (75)

「自助・共助・公助」の理念のもと、わが国独自の学校安全の考え方を基盤とする包括的な安全推進を目的として構築された取組のことです。学校独自の学校安全（生活安全・災害安全・交通安全）の推進を目的とした中期目標・中期計画を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCAS (Strategy-方略 : Plan-計画 : Do-実践 : Check-評価 : Act-改善 : Share-共有) サイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を「セーフティプロモーションスクール」として認証しようとする取り組みです。

ソーシャルスキルトレーニング（SST）(33)

“Social Skills Training”の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

た 行

第3次教育ビジョン策定委員会 (2、95、96)

県民の教育に対する意見や評価を踏まえつつ、新しい時代に対応した今後の岐阜県教育の在り方を検討するために、第三者機関として立ち上げた組織のことです（委員構成は、学識経験者、大学教授、塾、企業・NPO関係者など15名。委員長は益子典文岐阜大学教育学部附属学習協創開発研究センター教授）。（岐阜県独自の取組）

第4次産業革命 (1、3、20、86)

第3次産業革命に続く、IoT（Internet of Things：モノをインターネットでつなぐ技術のこと）やAI（Artificial Intelligence：人工知能）、ビッグデータ等をはじめとする技術革新のことです。

大学共通テスト (42)

大学入試センター試験に代わり、2020年度（2021年1月実施）から実施される共通テストのことです。このテストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的としています。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとなっています。

体力合計点 (54、94)

反復横とび、50m走、ボール投げなどの8種目の調査結果を得点化し、それらを合計したもののことです。

地域学校協働活動 (76)

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

地域交流 (31)

特別支援学校が、ボランティア活動や研修会、障がい児理解啓発活動（作品発表会等）を通して地域社会と交流をし、障がいがある児童生徒の理解や特別支援教育に対する認識を深めるとともに、卒業後も地域において円滑に社会参加できるようにすることです。

チャレンジスポーツ in ぎふ (24、54)

県内の各学校においてクラス全員や数人のグループで、「8の字縄跳び」などの指定の運動種目を行

い、記録に挑戦したり、ネット環境において他校と競い合ったりする取組のことです。（岐阜県独自の取組）

中等教育学校 (28)

中高一貫教育校の1つです。前期中等教育（中学校）と後期中等教育（高等学校）を1つの学校として一体的に中高一貫教育を行うものです。

中高一貫教育校 (28)

6年間の一貫した教育を行う中で、学校教育における教育内容・方法を改善させ、生徒の個性の伸長を図り、中等教育の質の向上を図ることを期待された教育制度のことです。中等教育学校、併設型中高一貫教育校、連携型中高一貫教育校の3つの形態があります。

超スマート社会（Society5.0）(1、3、7、9、20、44、73、86)

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会のことです。必要なものの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会のことです。

（統合型）校務支援システム (7、61、62、73、82)

教務系（成績管理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことです。

は 行

プログラミング教育 (40、43、45)

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験せながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考*」などを育成するものです。

プログラミング的思考 (41、45、101)

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。

併設型中高一貫教育校 (28)

中高一貫教育校の1つです。高等学校入学者選抜を行わずに同一の設置者による中学校と高校を接続するものです。

放課後子ども教室 (76)

放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して、地域の住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するものです。

放課後子ども総合プラン (76)

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室」(文部科学省所管)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省所管)を一体的、あるいは連携して実施する取組の総称のことです。

放課後児童クラブ (76)

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたちに対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室や児童館などをを利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るもので

ポートフォリオ (15)

学習目標・学習計画表、課題達成のために収集した資料や進捗状況、レポートなどの学習過程の状況ならびに学習成果を長期にわたって収集したもので

ポピュレーションアプローチ (64)

多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらす事に注目し、集団全体をよい方向にシフトさせることです。

ま 行

ミドルリーダー (68、70)

管理職を補佐し、他の教職員をリードする主任等の中核的中堅教職員のことです。

や 行

夜間中学 (33、36)

中学校夜間学級のことです。市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことをいいます。

ユニバーサルデザイン (33)

教室環境の工夫、板書等のルールの明確化・共通化、視覚的な支援、生徒への質問や教師からの説明の工夫等により、誰にでもわかりやすく、安心して参加できる教育環境を意識した授業や指導方法のことです。

ら 行

ラインケア (64)

管理職が行う、部下の心のケアや職場環境の改善をする取組のことです。

連携型中高一貫教育校 (28)

中高一貫教育校の1つです。市町村立中学校と県立高校等、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するものです。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス (61)

仕事と生活の調和のことです。

わが校体力向上プロジェクト (54)

県内の各小学校において、学校独自の体力向上に向けた取組のことです。(岐阜県独自の取組)

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

